

14.5-741



1200501218404

5

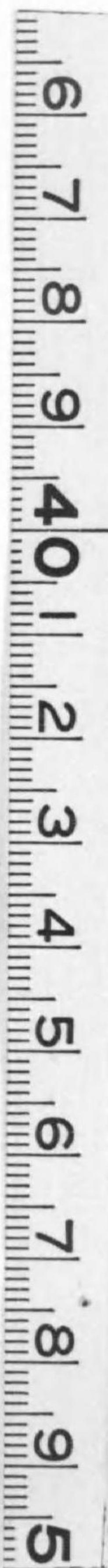
141

昭和十五年年度版

電務年鑑

—(5)—

遞信省電務局



始



注 意

本書は事業上に於ける業務資料として刷成せられたもので公刊の趣旨ではない。尙無斷複製又は轉載を許さない。

序

悠久二千六百年の聖紀を鑽仰し、肇國の宏遠にして皇基いよく固く、聖代の隆運限りなきを仰ぎみるとき、生を昭和の御代に享け、此の昌期に際會せる我等同胞一億の榮光之に過ぐるものなく、洵に歡天喜地の極みである。然し乍ら一面現下曠古の世界變局に遭ひ、皇國の直面しつゝある支那事變處理完遂と大東亞共榮圈の確立とは、我國に課せられたる至上命令にして、之が使命達成は一にかゝつて我等一億國民の双肩にあるを想ふとき、その責務の重且大なるを痛感するものである。

されば一億一心、第一線と云はず、銃後と云はず、官民朝野の別なく、協心戮力各々其の職域奉公の誠を致し、此の未曾有の國家非常時局を克服すべく、如何なる事態に立ち至るとも之に對處し得らるゝ様最高度國防國家體制の完成を目指し、正に懸命の努力を拂ひつゝあるのである。就中我々電氣通信事業にその職を奉ずるもの、擔ふ使命たるや、又實に重大なりと謂ふべきである。

蓋し電氣通信事業は國家百般の活動の基礎的且先驅的施設をなすものにして、その國家社會活動に於て占むる重要性は、之を人體に譬ふれば、恰も神經の作用をなすものである。斯るが故に、之が施設整備の完否、業務運營の良否は國運の進展、社會公共の福利に影響するところ料り知れざるものがある。わけて今日の如く、我國の直面せる支那事變處理完遂と最高度國防國家體制の完成とに邁進しつゝある秋に當り、極めて密接なる關係を有することは今更茲に喋々を要せざる處である。而して之が施策の萬全を期する上に於て、幾多の不可缺要件の存すべきも、先づ第一に斯業の現状に對する最も適確精細なる

認識の把握をなすことこそ其の先決要件をなすものである。世に施策の往々にしてその當を得ざるは、その因つて來るところ多々ありと雖も、實情の把握に缺くるところあるに由來するもの尠しとしない。茲に於てか我國内外に亘る電氣通信事業を一瞥、以てその全貌を把握し得る本電務年鑑の發行は、之が要請を充すべく極めて有意義なるものと謂ふべきである。本電務年鑑も昭和十一年創刊してより以來既に第五回の誕生を迎へたわけであるが、回を追つて其の内容の整備充實を見つゝあり、殊に今回は最近の東亞新情勢に鑑み、新に朝鮮、臺灣、樺太の各外地及滿蒙支各地域に於ける電氣通信事業の概況を収録したのであるが、本書の發行により、電氣通信事業の運営上に於ける必携資料として裨益あらしめ、斯業將來の發達に資することを得ば最も幸甚とするところである。

昭和十五年十二月

逓信省電務局

14.5
741

凡例

- 一、 本書は「昭和十四年度電務年鑑」の續刊をなすもので、今回は第五回目の發行である。
- 二、 本書の目的は、我國内外に於ける電氣通信事業の沿革及現状並に其の統計等を収録、以て電氣通信運営上の業務必携資料たらしむるものである。而して本書に電氣通信事業とは、電信、電話、無線電信、無線電話、放送無線電話の各事業を總稱するものである。
- 三、 本書に於ける収録期間は、前年度電務年鑑の収録期間（昭和十三年十月一日—昭和十四年九月卅日）に引續き昭和十四年十月一日より昭和十五年九月卅日迄の一箇年間（以下單に最近一箇年間と略稱す）である。但し沿革事項及統計並に外地、滿蒙支、外國に於ける電氣通信事業に付ては此の限りではない。
- 四、 本書の収録事項で前回と異なる點は次の通りである。
- (1) 従來の第三編統計を第四編とし、第三編として新たに朝鮮、臺灣、樺太の各外地及滿洲、蒙疆、華北、華中の大陸各地域に於ける電氣通信事業の概況を収録したこと
 - (2) 附録に電氣通信事業關係機關の組織一覽の項を新設したこと
 - (3) 統計に各外地及滿蒙支に於ける電氣通信統計を追加したこと
 - (4) 外國電氣通信統計に累年統計（自西曆一九三四年至西曆一九三八年）を追加したこと
 - (5) 以上の代りに従來の附録の電氣通信事業關係圖書目錄の項を削除すると共に電氣通信事業年表中比較的重要でない事項を削つて相當に簡單にしたこと
- 其の他は大體前回の編輯方針を踏襲することとした。
- 五、 本書は左記の通り四編及附録に分けられる。

第一編 最近一箇年間に於ける内地電氣通信事業

第二編 内地電氣通信事業の沿革及現況

第三編 外地及滿蒙支竝に外國に於ける電氣通信事業の概況

第四編 電氣通信事業統計

附 録 電氣通信事業年表、電氣通信事業關係法人の概要、電氣通信事業關係機關の組織一覽

以下第一編よりその内容につき簡単に説明すること、しよう。

(一) 第一編 最近一箇年間に於ける内地電氣通信事業

本編は内地に於ける電氣通信事業の現況として、昭和十四年十月一日より昭和十五年九月卅日迄の最近一箇年間に於ける趨勢を次の三項に分けて述べることにした。(同期間後と雖も本編に於て説述するを可と認められた事項については之を掲記することとした)

- 1. 事業 概観
- 2. 重要事項の解説
- 3. 電務 日誌

即ち1.事業概観に於て電氣通信事業全般に亘り總括的にその大勢を概説することとし、2.重要事項の解説に於ては1.に於ける總括的記述を補足する意味よりして、更に具體的内容を記述するを可と認められる事項を選んで之が解説を加へたのである。

以上1.及2.に依つて大體大きい事柄については知ることが出来たのであるが、更に小さい事項についても知ることが出来る様に3.電務日誌の項を設け、同期間中生起した電氣通信事業關係事象を簡單に列擧式に掲げたのである。

斯くて最近一箇年間に於ける電氣通信事業の現況として、大體細大洩らさず掲げ得たわけである。

(二) 第二編 内地電氣通信事業の沿革及現況

本編は内地に於ける電氣通信事業を左記の通り九項に大別し、之等の沿革及現況につき述べることにした。

- 1. 一般事項
- 2. 電信
- 3. 電話
- 4. 無線電信
- 5. 無線電話
- 6. 放送無線電話
- 7. 日滿間電氣通信
- 8. 日支間電氣通信
- 9. 國際電氣通信

茲に一言説明して置かねばならぬことは、第一編と本編に於ける現況との關係であつて、一見重複するかに見えるのであるが、兩者はその内容の記述様式を全く異にしてゐるのである。第一編は内地に於ける電氣通信事業現況の總論的記述であるのに對し、本編は各論的記述なのである。即ち前者は最近一箇年間に於ける電氣通信事業の動勢を事業の全般に亘り總括的に述べたのであるが、本編は前記の通り九項に大別し、先づ一般事項として電氣通信事業全般に關聯する事項所謂電氣通信事業機關、職員、給與、養成機關等について述べ、次に電信、電話、無線電信、無線電話については、局所、線路、機械、従事員、制度、利用狀況、收入狀況等の區別順序に依り述べ、此の區別に依り難い放送無線電話以下については適宜の方法に依つたのであるが、本編は斯く個々の事項につき、夫々の濫觴より今日(昭和十五年九月卅日現在)に至る沿革と其の現況を述べたのである。

本編は現況の記述に重きを置き、可及的に沿革内容を簡單にする方針(其の代りに別項附録の電氣通信事業年表を以て之が不足を補はしめるものとする)で進んで來てゐるが、種々の事情により未だ充分其の目的を達し得ず甚だ遺憾ではあるが、次回後追々之が實現に努力する考へである。

(三) 第三編 外地及滿蒙支並に外國に於ける電氣通信事業の概況

本編は左の事項に分けられる。

- 一、外地電氣通信事業
 - 1. 朝鮮電氣通信
 - 2. 臺灣電氣通信
 - 3. 樺太電氣通信
- 二、滿蒙支電氣通信事業
 - 1. 滿洲電氣通信
 - 2. 蒙疆電氣通信
 - 3. 華北電氣通信
 - 4. 華中電氣通信
- 三、外國電氣通信事業

右の中一、及二、は今回新しく設けられた事項であるが、本項を設けた所以は、最近に於けるが如く、大東亞共榮圈の確立を目指し、その中核たる日滿支三國が眞に緊密一體化して之が目的達成に邁進しつゝあるとき、之等國家社會活動の基底をなす電氣通信事業の有機的連繫と其の綜合的發達を圖る上に於て、嘗に内地電氣通信事業のみならず、外地及滿蒙支に於ける電氣通信事業の實態に付ても亦常に適確なる認識の把握をなすことの必要性を一段と痛感されたによるものである。

本編は各外地及滿蒙支各地域に於ける電氣通信事業運營機關たる官廳又は會社より送附された資料に基き作成し、大體昭和十五年三月末現在による事業概況を記述したものである。其の記事内容の構成及記述方については成るべく各地とも同一歩調による考へではあつたが、充分其の目的を達することが出來ず遺憾な點が尠くないが、何分今回が始めての試みではあり、加之編輯期間が非常に短か、つた爲取纏上種々支障多く、而も各地域の特殊事情により公表を憚るもの等もあり、内容の不揃も或る程度止むを得なかつたのである。然し乍ら次回以後に於ては可及的之が整備充實に努める積りである。而して記事内容は各地共大體、電氣通信一般、電信、電話、無線電信、無線電話、放送無線電話

の順により記述することとした。但し多少の例外はある。

(四) 第四編 電氣通信事業統計

本編は左の通りに分けられる。

- 一、内地電氣通信事業統計
 - 1. 昭和十四年度統計
 - 2. 累年統計(自昭和十五年度至昭和十四年度)
- 二、外地電氣通信統計
 - 1. 朝鮮電氣通信
 - 2. 臺灣電氣通信
 - 3. 樺太電氣通信
- 三、滿蒙支電氣通信統計
 - 1. 滿洲電氣通信
 - 2. 蒙疆電氣通信
 - 3. 華北電氣通信
 - 4. 華中電氣通信
- 四、外國電氣通信統計
 - 1. 西曆一九三八年統計
 - 2. 累年統計(自西曆一九三四年至西曆一九三八年)

右の各項を更に電信、電話、放送無線電話に三別した。而して一、内地電氣通信統計に於ては成るべく第二編の沿革及現況の内容形態とその構成を同じくして利用に便ならしめる様、電信、電話は局所、線路、機械、従事員等の順に依り掲げることとし、此の形態により難いものは適宜の方法に依つたことは同前である。又内地以外の各外地、滿蒙支及外國に於ける各電氣通信統計についても、大體内地の方針に則つて掲記することとしたのである。

猶本編の中二及三並に四の2は今回新に追加された事項であることは既述の通りである。

(五) 附 錄

本編は1.電氣通信事業年表、2.電氣通信事業關係法人の概要、3.電氣通信事業關係機關の組織一覽の三項より成る。1.及2.は從來より引續き収録されてゐるものであるが、3.は今回始めて掲載されたものである。右の中1.は内地の電氣通信事業に關する年表であるが、今回は紙數の都合上比較的重要でない事項を削つて之を他の膨張部門に充當することとした。2.は從來通り國際電氣通信株式會社以下十一法人についてその概要を記述した。今回は相當内容を豊富に盛り、その形態についても統一を圖つたが、紙數の都合上六號活字に變更した。讀み辛い點は御諒承ありたい。猶本項中滿洲電信電話株式會社、華北電信電話株式會社、華中電氣通信株式會社の概要は第三編に於ける滿蒙支電氣通信事業の概況と重複するかに見えるが、第三編は専ら會社事業の概要を述べることとし、本項に於ては其の他の事項、即ち會社の設立、資本金或は會社の特色、監督等に付説述してゐるのである。斯うした二元的記述に對しては色々な見方があるが、今回は之等の相關性につき充分検討を加へ合理的説述をしたい考へである。次に3.であるが之は東亞各地域に於ける電氣通信經營機關及之と密接なる關係事業者の組織機構を一目瞭然たらしめる目的を以て設けたのである。

猶從來の電氣通信事業關係圖書目錄は紙數の制限上削除されることとなつたが、之に付ては將來その内容を一層整備して又掲載したい考へである。

六、本書の内容で従前發行のものとの對照し、其の差異あるものは本書を以て正とする。
七、本書は回を追つて、其の内容の整備充實を圖つて來たのであるが籍すに充分な時間と努力を缺くため猶嫌き足りない點が尠くない。希望と實際とは相當懸隔があるが、極力之が目的達成に努力する考へであるが、讀者諸賢の叱正を切望して止まない。

八、最後に本書の發行に當り各外地、滿蒙支各地域の電氣通信主管廳又は會社並に内地に於ける各事業關係業者より寄せられた甚大なる御厚意に對し茲に深く感謝する次第である。

第五回 電務年鑑目次

總 目 次

圖 表(九 表)

第一編 最近一箇年間に於ける内地電氣通信事業

(昭和十四年十月一日—昭和十五年九月三十日)

1. 事業概観	一頁
2. 重要事項の解説	一三
3. 電務日誌	六一

第二編 内地電氣通信事業の沿革及現状

1. 一般事項	七一
2. 電信	九三
3. 電話	一二五
4. 無線電信	一五九

5.	無線電話	一七三
6.	放送無線電話	一七七
7.	日滿間電氣通信	一八五
8.	日支間電氣通信	一九一
9.	國際電氣通信	一九九

第三編 外地及滿蒙支並に外國に於ける電氣通信事業の概況

一、外地電氣通信事業

1.	朝鮮電氣通信	二二三
2.	臺灣電氣通信	二二四
3.	樺太電氣通信	二二九

二、滿蒙支電氣通信事業

1.	滿洲電氣通信	二四一
2.	蒙疆電氣通信	二四八
3.	華北電氣通信	二五〇

4.	華中電氣通信	二五五
----	--------	-----

三、外國電氣通信事業

二六二

第四編 電氣通信事業統計

一、内地電氣通信統計

1.	電 信	二八三
2.	電 話	三二五
3.	放送無線電話	三八一

二、累年統計 (自昭和五年度至昭和十四年度)

1.	電 信	三八五
2.	電 話	四〇五
3.	放送無線電話	四二一

二、外地電氣通信統計

① 朝鮮電氣通信	四二五頁
1. 電 信	四二五
2. 電 話	四二九
3. 放送無線電話	四三二
(以下各項統計共凡て此の區分法に依るものとす)	
② 臺灣電氣通信	四三三
③ 樺太電氣通信	四三九

三、滿蒙支電氣通信統計

① 滿洲電氣通信	四四七
② 蒙疆電氣通信	四五五
③ 華北電氣通信	四五九
④ 華中電氣通信	四六六

四、外國電氣通信統計

① 西曆一九三八年統計	四七一
② 累年統計 (自西曆一九三四年至西曆一九三八年)	

附 錄

1. 電氣通信事業年表	五〇五
2. 電氣通信事業關係法人の概要	五五七
3. 電氣通信事業關係機關の組織一覽	五八一

(總目次以上)

細目次

圖表

- 一、局所普及状況
- 二、線條普及状況
- 三、電報利用趨勢
- 四、電話利用趨勢
- 五、電話加入數增加狀況
- 六、ラヂオ聴取者増加狀況
- 七、各國に於ける電信普及状況
- 八、各國に於ける電話普及状況
- 九、各國に於けるラヂオ普及状況

第一編

最近一箇年間に於ける内地

電氣通信事業

(昭和十四年十月一日—昭和十五年九月卅日)

- 1. 事業概観……………
- 2. 重要事項の解説……………

- 一、昭和十五年度電氣通信關係豫算の概要—
- 主として電務局主管事項……………一七
- 二、昭和十五年度電信電話擴張改良計畫の設定—
- 時局下緊急施設に限定實施……………二四
- 三、電氣通信委員會の活躍—
- 對外放送の擴充と新體制下に於ける電氣
- 通信施設の擴充整備の根本方策を答申す……………二六
- 四、東亞電氣通信協議會の設置—
- 日滿支電氣通信事業の連繫を強化し
- 其の綜合的發達を圖る……………三三
- 五、遞信大臣の指定に係る軍用資源秘密の
- 保護に關する省令の制定……………三四
- 六、電氣通信技術者資格檢定期則の制定……………三五
- 七、電信電話事業の輻輳緩和對策の具體化—
- 電報窓口取扱時間の短縮、電報定時
- 配達制の實施、監査部配置一部定員
- の配置替、三等郵便局職員電氣通信
- 技術特別檢定期程の改正、時局下比
- 較的不要不急制度の改廢(以上電
- ……………三六

信)、著信交換證の作成省略、電話番號の豫報及確認の廢止、案内事務の「サービス」低下(以上電話)

八、慶弔電報規則の改正一
取扱事務簡捷、物資節約を圖る……………四一
九、昭和十五年度電話加入申込の受理制限一
銓衡受理原則踏襲、期間外加入申込制度の創設……………四二

一〇、電話統制の擴充一
電話統制地域の擴張及電話配給方法の改正……………四三
一一、標準電波の發射一
無線通信の安定確保……………四五
一二、津輕海峡に搬送式多重無線電話の施設一
本邦最初の海峡横斷超短波通信の實現……………四五
一三、無線同報通信の開始及
報道通信施設の整備擴充一
同報無線電報規則制定と同盟通信社内
東京中央電信局分室設置……………四六
一四、航空無線電報規則の制定一
航空無線通信制度の確立……………四七
一五、放送用私設無線電話規則の大改正一
放送聴取施設許可制度の劃期的刷新……………四八

一六、無線通信機器取締規則の制定一
無線不法施設の取締の徹底化……………四九
一七、日滿支間電氣通信回線の整備擴充一
東京上海間寫眞電信業務の開始、大
阪上海間歐文専用無線電信連絡の開
設、蒙疆との電話通話取扱開始……………五一
一八、大北電信會社營業權の回收一
外國通信權益の全面的後退……………五二
一九、外國寫眞電報制度の創設一
獨英米と寫眞電信業務開始……………五三
二〇、國際電氣通信株式會社の擴充一
東亞電氣通信網の擴充整備……………五四
二一、對外無線電信電話連絡の擴充一
東京柏林間臨時直通連絡開始、東京
リマ間、大阪カブル間直通無線電
信連絡の開始、東京リオデジャネイ
ロ、東京ベルン間直通無線電話連絡
開始……………五五
二二、電信七十年紀念事業盛大に舉行……………五八

3. 電 務 日 誌

一、一般事項……………六一
二、電 信……………六二
三、電 話……………六四
四、無線電信、無線電話……………六五
五、放送無線電話……………六六
六、日滿間電氣通信……………六七
七、日支間電氣通信……………六八
八、國際電氣通信……………六九

第 二 編

内地電氣通信事業の沿革及

現 狀

1. 一 般 事 項

一、電氣通信事業機關……………七一
イ、中央機關……………七一
ロ、地方機關……………七三
ハ、地方監督機關……………七三
ニ、現業機關……………七六
三、職 員……………八〇

2. 電 信

一、電信の起源……………九三
二、電信取扱局所……………九三
三、電信線路……………九五
四、電信機械……………一〇一
五、電信従事員……………一〇四

六、防 空 通 信……………九〇

イ、官 職……………八〇
ロ、任 用……………八二
三、給 與……………八三
イ、一般給與……………八三
ロ、特別給與……………八三
四、勤 務 時 間……………八四
五、養 成 機 關……………八六
イ、逓信官吏練習所……………八六
ロ、逓信講習所……………八八
ハ、其の他の養成機關……………八九
（一）電話事務員見習養成制度……………八九
（二）工務員、機械工員及線路工員見習養成
制度……………九〇

六、電信制度	一〇五
イ、法令關係	一〇五
ロ、料金關係	一一〇
ハ、取扱時間	一一一
七、電報利用狀況(内國電報)	一一三
八、電信收入狀況	一一七
イ、内國電報料	一一七
ロ、外國電報料	一一八
九、官廳用及私設電信	一一九
イ、官廳用電信	一一九
ロ、私設電信	一二一
三、電 話	
一、電話の起源	一二五
二、電話取扱局所	一二五
三、電話線路	一二七
四、電話機械	一三〇
五、電話従事員	一三六
六、電話制度	一三七
イ、法令關係	一三七
ロ、料金關係	一四四

七、電話加入狀況	一四七
八、電話利用狀況	一四八
イ、内地通話	一四八
ロ、外地通話	一五〇
(一) 内鮮通話	一五〇
(二) 内蒙通話	一五一
(三) 内樺通話	一五一
九、電話收入狀況	一五一
イ、市内電話料	一五二
ロ、市外電話料	一五三
一〇、官廳用及私設電話	一五四
イ、官廳用電話	一五四
ロ、私設電話	一五五
ハ、鑛業特設電話	一五七
四、無線電信	
一、無線電信の起源	一五九
二、無線電信取扱局所	一五九
三、無線電信通信系統	一六一
四、無線電信機械	一六二
五、無線電信従事員	一六七

六、無線電信制度	一六七
七、官廳用及私設無線電信	一七〇
イ、官廳用無線電信	一七〇
ロ、私設無線電信	一七一
五、無線電話	
一、無線電話の起源	一七三
二、無線電話取扱局所	一七三
三、無線電話通信系統	一七四
四、無線電話機械	一七四
五、無線電話従事員	一七五
六、無線電話制度	一七五
七、官廳用及私設無線電話	一七六
6. 放送無線電話	
一、放送無線電話の起源	一七七
二、經營主體	一七七
三、放送施設	一七八
四、聴取施設	一七九
五、放送無線電話制度	一八〇
イ、法令關係	一八〇

ロ、料金關係	一八〇
(一) 特許料	一八〇
(二) 許可料	一八一
(三) 聴取料	一八一
六、放送事項	一八一
七、海外放送	一八二
八、放送無線電話收入狀況	一八三
イ、聴取許可料	一八三
ロ、放送特許料	一八四
7. 日滿間電氣通信	
一、日滿間電氣通信連絡の沿革及現状	一八五
二、日滿電氣通信制度	一八六
イ、電 信	一八六
ロ、電 話	一八八
三、日滿間電氣通信利用狀況	一八八
イ、日 滿 電 報	一八八
ロ、日 滿 通 話	一八九
8. 日支間電氣通信	
一、日支間電氣通信連絡の沿革及現状	一九一

- 二、日支間電氣通信制度……………一九二
- イ、電 信……………一九二
- ロ、電 話……………一九四
- 三、日支間電氣通信利用状況……………一九六
- イ、日 華 電 報……………一九六
- ロ、日 華 通 話……………一九七

9. 國際電氣通信

- 一、電 信……………一九九
- イ、對外電信連絡の沿革及現状……………一九九
- (一) 有線 電 信……………二〇一
- (二) 無線 電 信……………二〇三
- ロ 對外電信制度……………二〇九
- ハ、外國電報利用状況……………二一二
- 二、電 話……………二一四
- イ、對外電話連絡の沿革及現状……………二一四
- ロ、對外電話制度……………二二〇
- ハ、國際通話利用状況……………二二〇

第三編

外地及滿蒙支並に外國に於

- 三、電 話……………二四〇
- 四、無線 電 信……………二四〇
- 五、放送無線電話……………二四〇

一、滿蒙支電氣通信事業

- 1. 滿洲電氣通信
 - 一、一 般……………二四一
 - 二、電 信……………二四二
 - 三、電 話……………二四三
 - 四、放送無線電話……………二四六
- 2. 蒙疆電氣通信……………二四八
- 3. 華北電氣通信
 - 一、一 般……………二五〇
 - 二、電 信……………二五一
 - 三、電 話……………二五二
 - 四、無線 電 信……………二五三
 - 五、放送無線電話……………二五四
- 4. 華中電氣通信

ける電氣通信事業の概況

一、外地電氣通信事業

- 1. 朝鮮電氣通信
 - 一、電 信……………二二四
 - 二、電 話……………二二五
 - 三、無線 電 信……………二二六
 - 四、放送無線電話……………二二七

2. 臺灣電氣通信

- 一、一 般……………二二九
- 二、電 信……………二三〇
- 三、電 話……………二三二
- 四、無線 電 信……………二三四
- 五、放送無線電話……………二三五

3. 棒太電氣通信

- 一、一 般……………二三九
- 二、電 信……………二三九

三、外國電氣通信事業

- 一、一 般……………二五五
- 二、電 信……………二五五
- 三、電 話……………二五七
- 四、無線 電 信……………二五九
- 六、國際電氣通信……………二五九
- 一、國際電氣通信……………二六三
- イ、海底 電 信……………二六三
- ロ、無線 電 信……………二六五
- ハ、無線 電 話……………二七三
- 二、放送無線電話……………二七六
- イ、經營 形態……………二七六
- ロ、放 送 施 設……………二七八
- ハ、放 送 聽 取 料……………二七八
- 三、國際會議の概要……………二七八
- イ、國際電氣通信聯合及會議の沿革並に現状……………二七八
- ロ、國際會議一覽……………二八〇
- (一) 萬國電信會議……………二八〇
- (二) 國際無線電信會議……………二八一

第四編 電氣通信事業統計

圖 表

- 一〇、府縣別電信局所普及狀況
- 一一、府縣別電報利用狀況
- 一二、府縣別電話局所普及狀況
- 一三、府縣別電話加入數
- 一四、府縣別聽取無線電話普及狀況
- 一五、電信收入狀況
- 一六、電話收入狀況
- 一七、放送無線電話收入狀況

一、內地電氣通信統計

① 昭和十四年度統計

1. 電 信

- 一、電信取扱局所……………二八三
- イ、有線電信局所……………二八三
- (一) 局所等級別局所……………二八三
- (二) 府縣別局所……………二八四

- (三) 月別通數……………三〇五
- (四) 府縣別通數……………三〇六
- ハ、内地外地間電報……………三〇八
- ニ、日滿電報……………三〇八
- ホ、日華電報……………三〇九
- (一) 通 數……………三〇九
- (二) 語 數……………三一〇
- ヘ、外國電報……………三一〇
- (一) 種類別通語數……………三一〇
- (二) 局所等級別通數……………三一〇
- (三) 月別通數……………三一〇
- (四) 府縣別通數……………三一〇
- (五) 對手國別通語數……………三一〇
- 六、電信收入狀況(調定額)……………三一七
- イ、總 括……………三一七
- ロ、月別收入……………三一八
- 七、官廳用及私設電信、無線電信施設狀況……………三一九
- イ、官廳用及私設電信……………三一九
- (一) 官廳用電信……………三一九
- A、施設目的別……………三一九
- B、遞信局別……………三二〇

- (三) 局所普及狀況……………二八六
- ロ、無線電信局所……………二八七
- (一) 府縣別局所……………二八七
- (二) 業務別局所……………二九〇
- 二、電 信 線 路……………二九一
- イ、線 路 亘 長……………二九一
- ロ、線 條 延 長……………二九二
- ハ、有線電信回線……………二九四
- 三、電 信 機 械……………二九五
- イ、有線電信機械……………二九五
- ロ、無線電信機械……………二九七
- 四、電信從事員……………二九九
- 五、電報利用狀況……………三〇〇
- イ、内外電報總括……………三〇〇
- (一) 發著中繼信別通數……………三〇〇
- (二) 局所等級別通數……………三〇一
- (三) 月別通數……………三〇一
- (四) 人口當通數……………三〇二
- ロ、內 國 電 報……………三〇四
- (一) 種類別通數……………三〇四
- (二) 局所等級別通數……………三〇四
- (一) 私設局信……………三二〇
- A、施設目的別……………三二〇
- B、遞信局別……………三二一
- ロ、官廳用及私設無線電信……………三二二
- (一) 官廳用無線電信……………三二二
- (二) 私設無線電信……………三二二
- 一、電話取扱局所……………三二五
- イ、有線電話局所……………三二五
- (一) 局所等級別局所……………三二五
- (二) 府縣別局所……………三二六
- (三) 局所普及狀況……………三二九
- ロ、無線電話局所……………三二九
- (一) 遞信局別局所……………三二九
- (二) 業務別局所……………三三〇
- 二、電 話 線 路……………三三一
- イ、線 路 亘 長……………三三一
- ロ、線 條 延 長……………三三一
- ハ、市外電話回線……………三三五
- 三、電 話 機 械……………三三五

イ、有線電話機械……………	三三五
（一）交 換 機……………	三三五
（二）電 話 機……………	三三七
ロ、無線電話機械……………	三四六
四、電話従事員……………	三四八
五、電話加入状況……………	三四九
イ、電話加入数……………	三四九
（一）總 括……………	三四九
（二）度數制施行地（再掲）……………	三五七
ロ、電話開通申請状況……………	三五八
（一）總 括……………	三五八
（二）八大都市別申請數（中央電話局）……………	三五九
（三）地方局別申請數（八大都市を除く）……………	三六〇
A、逓信局別……………	三六〇
B、局一 種 別……………	三六〇
C、逓信局別局種別……………	三六一
六、電話利用状況……………	三六二
イ、内地 通 話……………	三六二
ロ、外地 通 話……………	三六五
（一）内 鮮 通 話（時數）……………	三六五
（二）内 臺 通 話（時數）……………	三六六
（三）内 樺 通 話（時數）……………	三六七
（四）日 滿 通 話（時數）……………	三六八
（一）北支那地域……………	三六九
（二）中支那地域……………	三七〇
ホ、國際 通 話……………	三七一
ヘ、船舶國際通話……………	三七二
ト、十三都市別市外通話（發信時數）……………	三七二
七、電話收入狀況（調定額）……………	三七四
イ、總 括……………	三七四
ロ、月 別 收 入……………	三七六
八、官廳用及私設電話、無線電話施設状況……………	三七七
イ、官廳用及私設電話……………	三七七
（一）官廳用電話……………	三七七
A、施設目的別……………	三七七
B、逓信局別……………	三七七
（二）私設電話……………	三七八
A、施設目的別……………	三七八
B、逓信局別……………	三七八
（三）鐵業特設電話……………	三七九
ロ、官廳用及私設無線電話……………	三七九

3. 放送無線電話

（一）官廳用無線電話……………	三七九
（二）私設無線電話……………	三八〇

一、放送局施設状況…………… 三八一

二、聴取無線電話施設状況…………… 三八一

イ、月別聴取者増加状況…………… 三八一

ロ、府縣別聴取施設普及状況…………… 三八二

三、放送無線電話收入狀況（調定額）…………… 三八四

イ、總 括…………… 三八四

ロ、月 別 收 入…………… 三八四

（二）累 年 統 計（自昭和五年度至昭和十四年度）

1. 電 信

一、電信取扱局所……………	三八五
二、電 信 線 路……………	三八六
イ、線 路 互 長……………	三八六
ロ、線 條 延 長……………	三八六
ハ、有線電信回線……………	三八七
三、電信従事員……………	三八八

四、電報利用状況…………… 三八九

イ、内外電報總括……………	三八九
（一）發著中繼信別通數……………	三八九
（二）局所等級別通數（發信）……………	三九〇
ロ、内 國 電 報……………	三九一
（一）發著中繼信別通數……………	三九一
（二）局所等級別通數（發信）……………	三九二
ハ、内地外地間電報……………	三九三
ニ、日 滿 電 報……………	三九五
ホ、外 國 電 報……………	三九五
（一）發著中繼信別通數……………	三九五
（二）局所等級別通數（發信）……………	三九六
（三）有無線別通語數……………	三九八
A、通 數……………	三九八
B、語 數……………	三九八
（四）對手國別通語數（發著合計信）……………	三九九
A、通 數……………	三九九
B、語 數……………	四〇一
五、電信收入狀況（調定額）……………	四〇三
イ、科 目 別 收 入……………	四〇三
ロ、種 類 別 收 入……………	四〇四

2. 電 話

- 一、電話取扱局所……………四〇五
- 二、電 話 線 路……………四〇五
 - イ、線 路 互 長……………四〇五
 - ロ、線 條 延 長……………四〇六
- ハ、市外電話回線……………四〇七
- 三、電話従事員……………四〇八
- 四、電話加入状況……………四〇八
 - イ、電話加入数……………四〇八
 - ロ、電話加入申請状況……………四〇九
 - (一) 六大都市別申請状況……………四〇九
 - (二) 六大都市以外の申請状況……………四一〇
- 五、電話利用状況……………四一一
 - イ、内 地 通 話……………四一一
 - (一) 市 内 通 話 (發信時數)……………四一一
 - (二) 市 外 通 話 (發信時數)……………四一二
 - ロ、外 地 通 話 (時數)……………四一三
 - (一) 内 鮮 通 話……………四一三
 - (二) 内 臺 通 話……………四一三
 - (三) 内 樺 通 話……………四一三

3. 放送無線電話

- ハ、日滿通話(時數)……………四一四
- ニ、日 華 通 話……………四一五
- ホ、國 際 通 話……………四一五
 - (一) 總 括……………四一五
 - (二) 經過線路別通話……………四一六
 - A、通 話 度 數……………四一六
 - B、通 話 時 分……………四一六
- 六、電話收入狀況(調定額)……………四一七
 - イ、科目別收入……………四一七
 - ロ、業務勘定内譯……………四一八
 - (一) 切 手 收 入……………四一八
 - (二) 電 話 收 入……………四一八

二、外地電氣通信統計

① 朝鮮電氣通信

1. 電 信

- 一、電信取扱局所……………四二五
- 二、電 信 線 路……………四二五
 - イ、線 路 互 長……………四二六
 - ロ、線 條 延 長……………四二六
- ハ、有線電信回線……………四二六
- 三、電信従事員……………四二六
- 四、電報利用状況……………四二六
 - イ、發著中繼信別通數(内外電報)……………四二七
 - ロ、月 別 通 數 (内外電報)……………四二七
- 五、電信收入狀況……………四二八

2. 電 話

- 一、電話取扱局所……………四二九
- 二、電 話 線 路……………四二九
 - イ、線 路 互 長……………四二九
 - ロ、線 條 延 長……………四三〇
- ハ、市外電話回線……………四三〇
- 三、電話従事員……………四三〇
- 四、電話加入状況……………四三〇

3. 放送無線電話

- イ、電話加入者数……………四三一
- ロ、電話開通申請状況……………四三一
- 五、電話利用状況……………四三一
 - イ、内 地 通 話……………四三一
 - ロ、日 華 通 話……………四三一
- 六、電話收入狀況……………四三二

② 臺灣電氣通信

1. 電 信

- 一、電信取扱局所……………四三三
- 二、電 信 線 路……………四三三
 - イ、線 路 互 長……………四三三
 - ロ、線 條 延 長……………四三三
- ハ、有線電信回線……………四三三
- 三、電報利用状況……………四三三
 - イ、發著中繼信別通數(内外電報)……………四三三
 - ロ、月 別 通 數 (内外電報)……………四三三

四、電信收入狀況……………四三五

2. 電 話

一、電話取扱局所……………四三六

二、電 話 線 路……………四三六

イ、線 路 互 長……………四三七

ロ、線 路 延 長……………四三七

ハ、電 話 回 線……………四三七

三、電話加入狀況……………四三七

四、電話利用狀況……………四三七

五、電話收入狀況……………四三八

③ 放送無線電話

聽取無線電話施設狀況……………四三八

③ 樺太電氣通信

1. 電 信

一、電信取扱局所……………四三九

二、電報利用狀況……………四三九

イ、發著中繼信別通數(內外電報)……………四三九

ロ、月別通數(內外電報)……………四四〇

三、電信收入狀況……………四四一

2. 電 話

一、電話取扱局所……………四四二

二、電話加入狀況……………四四二

イ、電話加入者數……………四四二

ロ、電話開通申請狀況……………四四三

三、電話利用狀況……………四四三

四、電話收入狀況……………四四四

三、滿蒙支電氣通信統計

① 滿洲電氣通信

1. 電 信

一、電信取扱局所……………四四七

二、電 信 回 線……………四四七

三、電信從事員(電話從事員をも含む)……………四四八

四、電報利用狀況……………四四八

イ、發著中繼信別通數……………四四八

ロ、月 別 通 數……………四四九

五、電信收入狀況……………四五〇

2. 電 話

一、電話取扱局所……………四五一

二、電 話 回 線……………四五一

三、電話加入者數……………四五二

四、電話利用狀況……………四五二

五、電話收入狀況……………四五二

3. 放送無線電話

一、放送無線電話施設狀況……………四五四

二、放送無線電話收入狀況……………四五四

② 蒙疆電氣通信

一、電信電話取扱局所……………四五五

二、市外電信電話回線……………四五五

三、電信電話從事員……………四五五

四、電報利用狀況……………四五六

イ、月別電報取扱通數及料金……………四五六

ロ、電信系別發信有料電報通數及料金……………四五七

五、電話加入者數……………四五八

六、電話利用狀況(市外通話發信度數)……………四五八

七、電話收入狀況……………四五八

③ 華北電氣通信

1. 電 信

一、電信取扱局處……………四五九

二、電 信 回 線……………四九九

三、電信從事員(電話從事員をも含む)……………四九九

四、電報利用狀況……………四六一

五、電信收入狀況……………四六三

2. 電 話

一、電話取扱局處……………四六四

二、電 話 回 線……………四六四

三、電話利用狀況……………四六四

四、電話加入者數……………四六五

五、電話收入狀況……………四六五

④ 華中電氣通信

1. 電 信

- 一、電信取扱局處……………四六六
- 二、電信回線……………四六六
- 三、電信従事員（電話従事員をも含む）……………四六六
- 四、電報利用狀況……………四六七
- 五、電信收入狀況……………四六七

2. 電 話

- 一、電話取扱局處……………四六八
- 二、電話回線……………四六八
- 三、電話加入者數……………四六八
- 四、電話利用狀況（市外通話數）……………四六八
- 五、電話收入狀況……………四六九

1. 電 信

- 一、電信局所普及狀況……………四七一
- イ、有線電信局所……………四七一
- ロ、無線電信局所……………四七三
- 二、電信線普及狀況……………四七五
- 三、電報利用狀況……………四七八

2. 電 話

- 一、電話局所普及狀況……………四八一
- 二、電話線普及狀況……………四八三
- 三、電話加入回線普及狀況……………四八五
- 四、電話機普及狀況……………四八七
- イ、國別電話機……………四八七
- ロ、都市別電話機……………四八九
- 五、電話利用狀況……………四九二

四、外國電氣通信統計

① 西曆一九三八年統計

3. 放送無線電話

- 一、放送局施設狀況……………四九五
- イ、總括……………四九五

ロ、短波長及大電力放送局……………四九六
 二、聴取無線電話施設狀況……………四九七

附 錄

1. 電氣通信事業年表

- 一、一般事項……………五〇五
- 二、電 信……………五〇九
- 三、電 話……………五一五
- 四、無線電信、無線電話……………五三一
- 五、放送無線電話……………五三六
- 六、日滿間電氣通信……………五四〇
- 七、日支間電氣通信……………五四二
- 八、國際電氣通信……………五四五

2. 電氣通信事業關係法人の概要

- 一、國際電氣通信株式會社……………五五七
- 二、日本電信電話工事株式會社……………五六一
- 三、電 信 協 會……………五六四
- 四、日本放送協會……………五六七
- 五、同盟通信社……………五六九
- 六、電氣通信學會……………五七一
- 七、電氣通信協會……………五七三

② 累年統計（自西曆一九三四年至西曆一九三八年）

1. 電 信

- 一、有線電信局所……………四九九
- 二、電信線延長……………四九九
- 三、電報利用狀況……………五〇〇

2. 電 話

- 一、有線電話局所……………五〇一
- 二、電話線延長……………五〇一
- 三、電話加入回線……………五〇二
- 四、電 話 機……………五〇二
- 五、電話利用狀況……………五〇三

3. 放送無線電話

- 一、放送局施設狀況……………五〇四
- 二、聴取無線電話施設狀況……………五〇四

3. 電氣通信事業關係機關の組織一覽

- 一、總括表..... 五八一
- 二、遞信省..... 五八二
- 三、國際電氣通信株式會社..... 五八三
- 四、日本電信電話工事株式會社..... 五八四
- 五、電信協會..... 五八五
- 六、日本放送協會..... 五八六
- 七、同盟通信社..... 五八八
- 八、電氣通信學會..... 五八九
- 九、電氣通信協會..... 五八九
- 一〇、朝鮮總督府遞信局..... 五九〇
- 一一、朝鮮放送協會..... 五九一
- 一二、臺灣總督府交通局..... 五九二
- 一三、臺灣放送協會..... 五九三
- 一四、樺太廳交通部..... 五九四
- 一五、南洋廳拓殖部..... 五九四
- 八、滿洲電信電話株式會社..... 五七四
- 九、蒙疆電氣通信設備株式會社..... 五七六
- 一〇、華北電信電話株式會社..... 五七八
- 一一、華中電氣通信株式會社..... 五七九

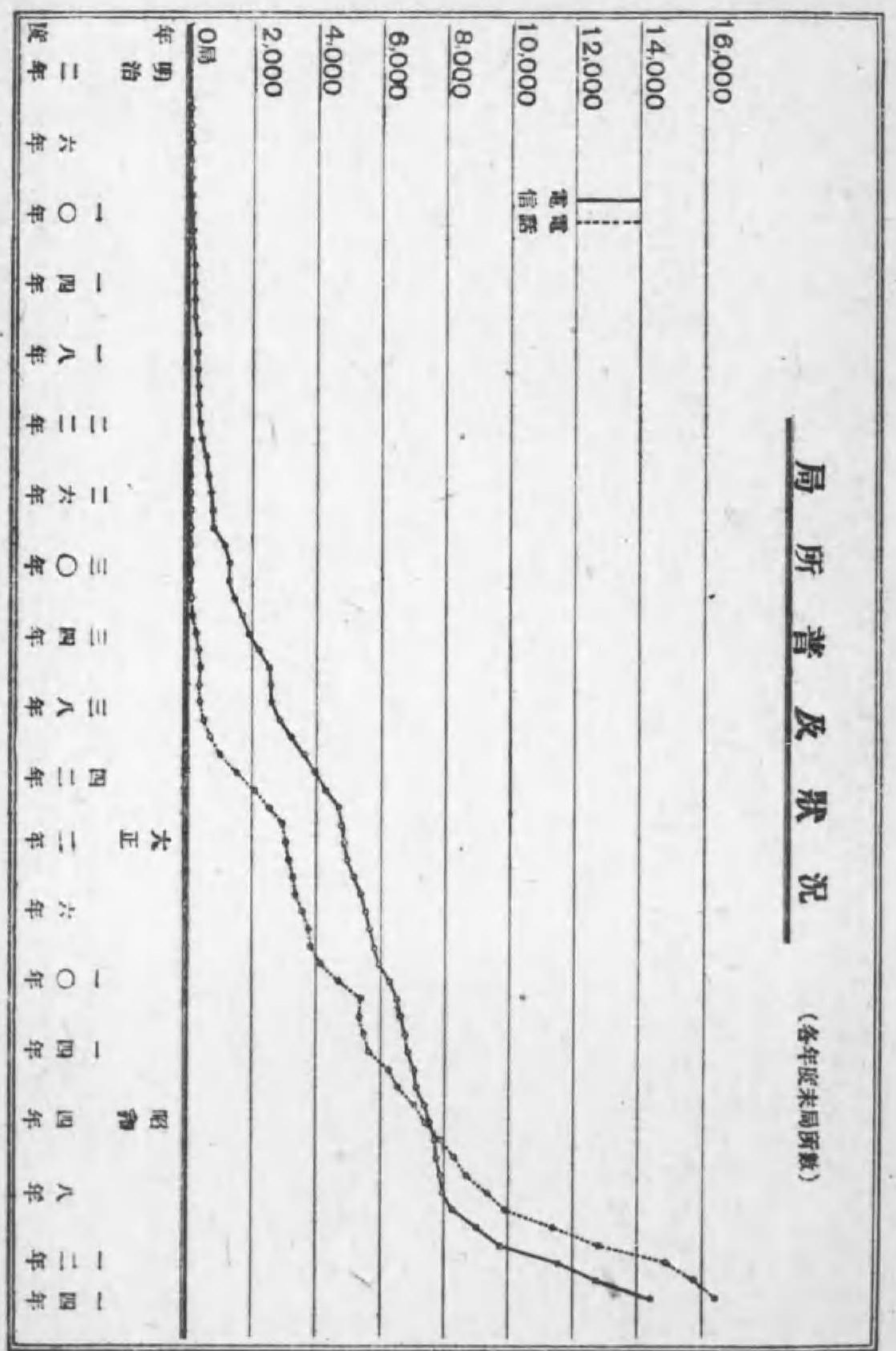
- 一六、滿洲電信電話株式會社..... 五九五
- 一七、蒙古郵電總局..... 五九六
- 一八、蒙疆電氣通信設備株式會社..... 五九六
- 一九、華北電信電話株式會社..... 五九七
- 二〇、華北廣播協會..... 五九八
- 二一、華中電氣通信株式會社..... 五九九

(細目次以上)

圖表

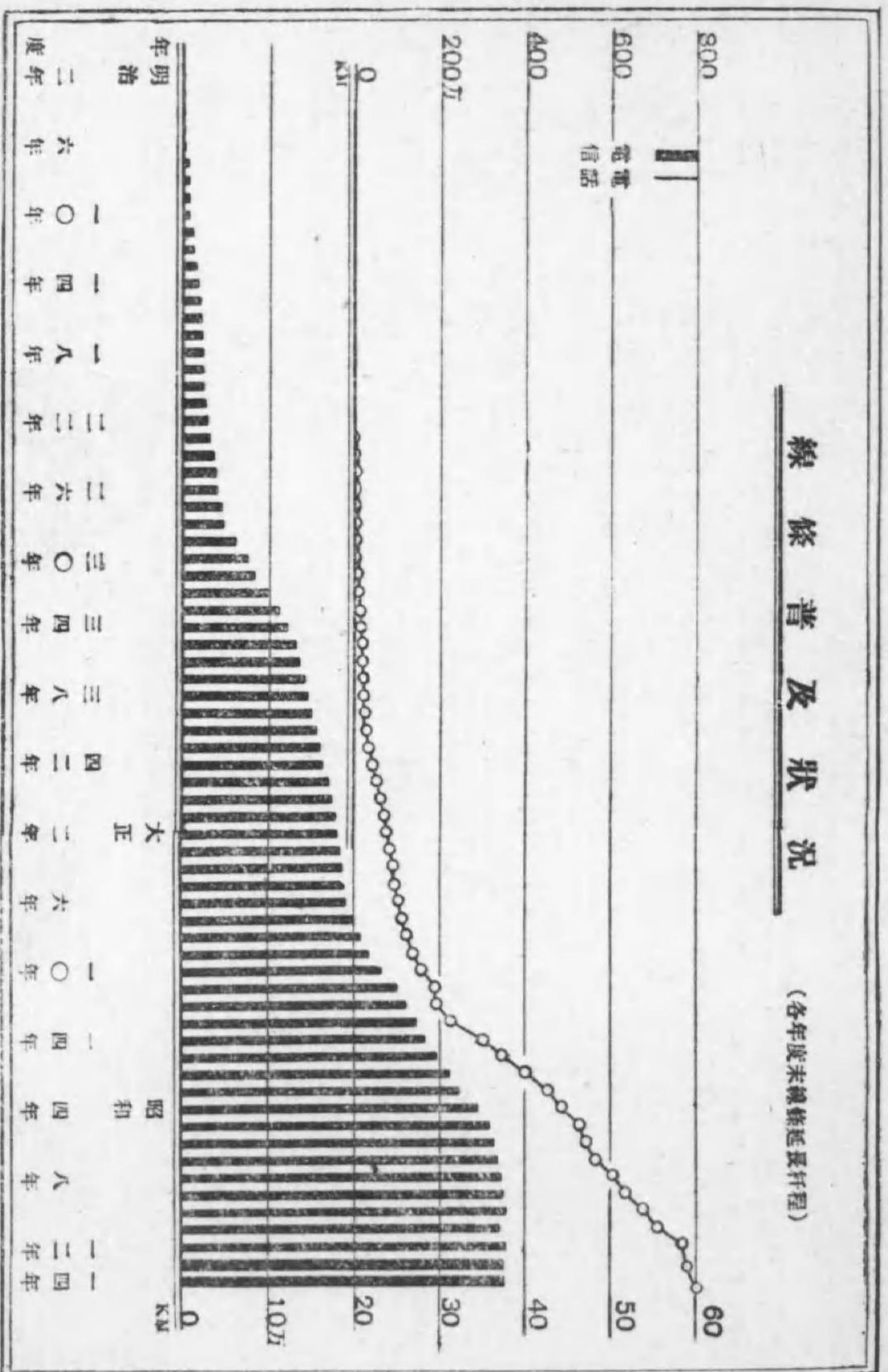
局所普及狀況

(各年度末局所數)



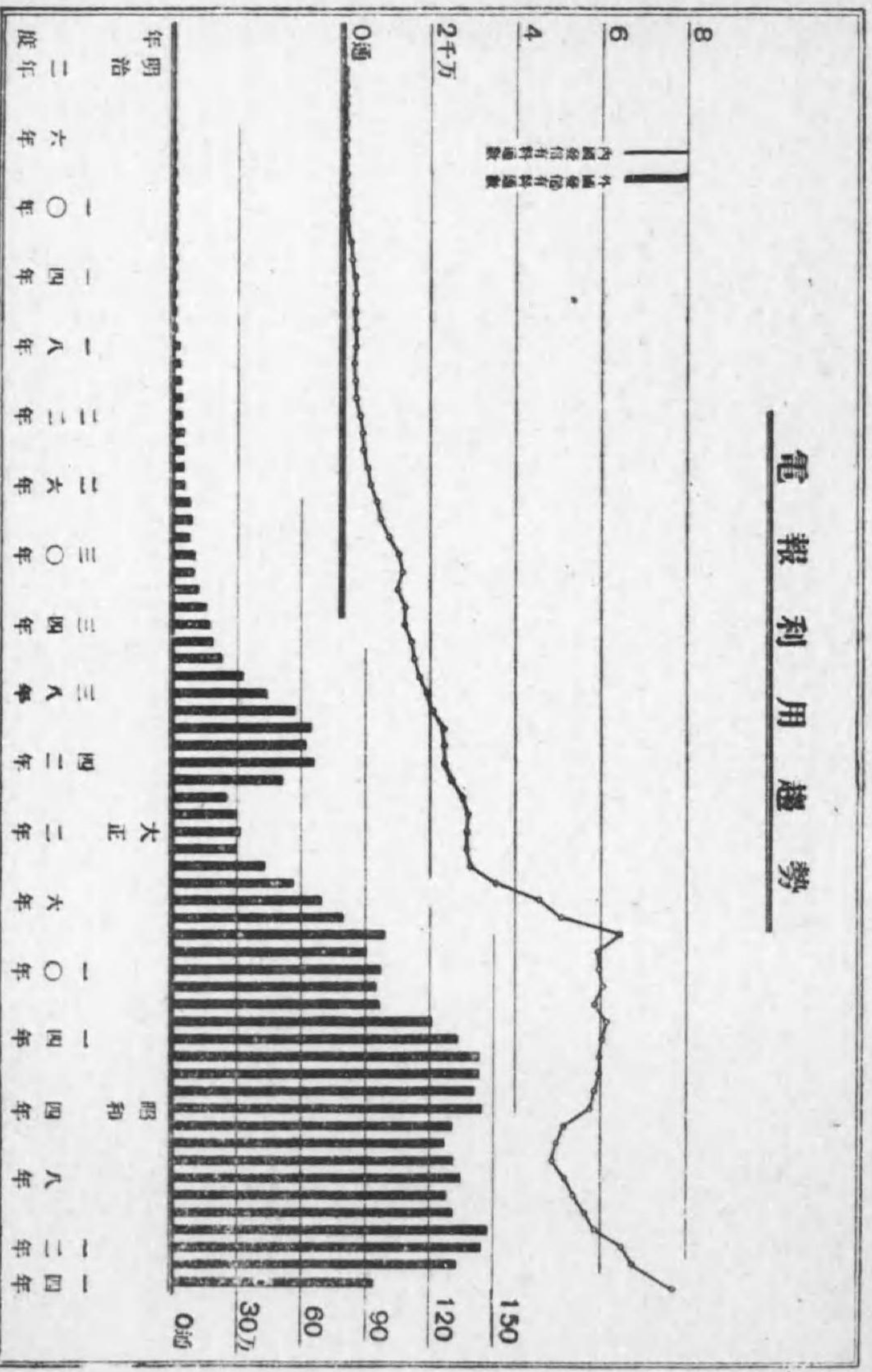
(九三、二二五、三八五、四〇五頁参照)

圖表 二



(九五、二七、三八、四〇五頁參照)

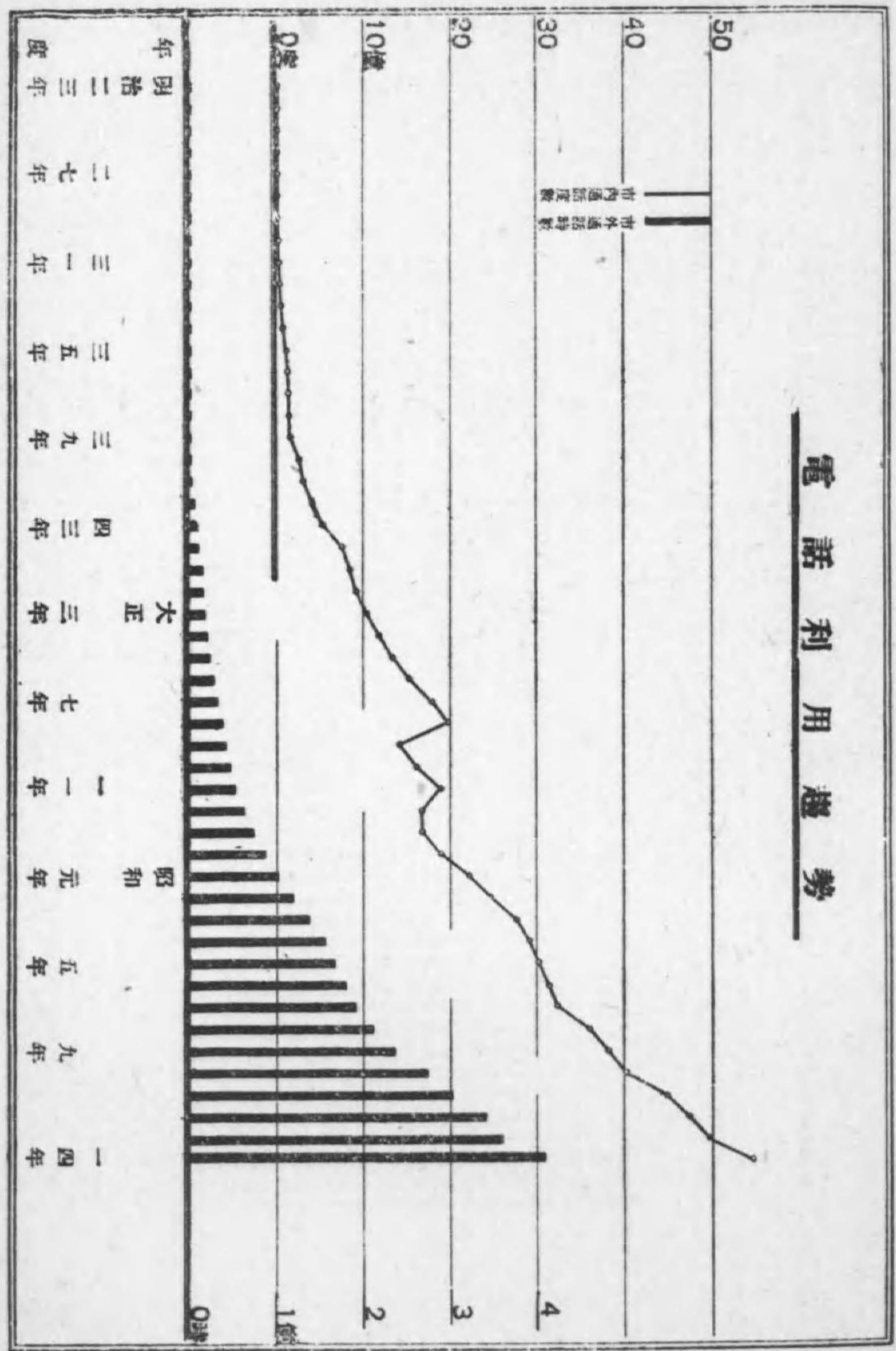
電報利用趨勢



圖表 三

(一三三二二三九一三九五頁參照)

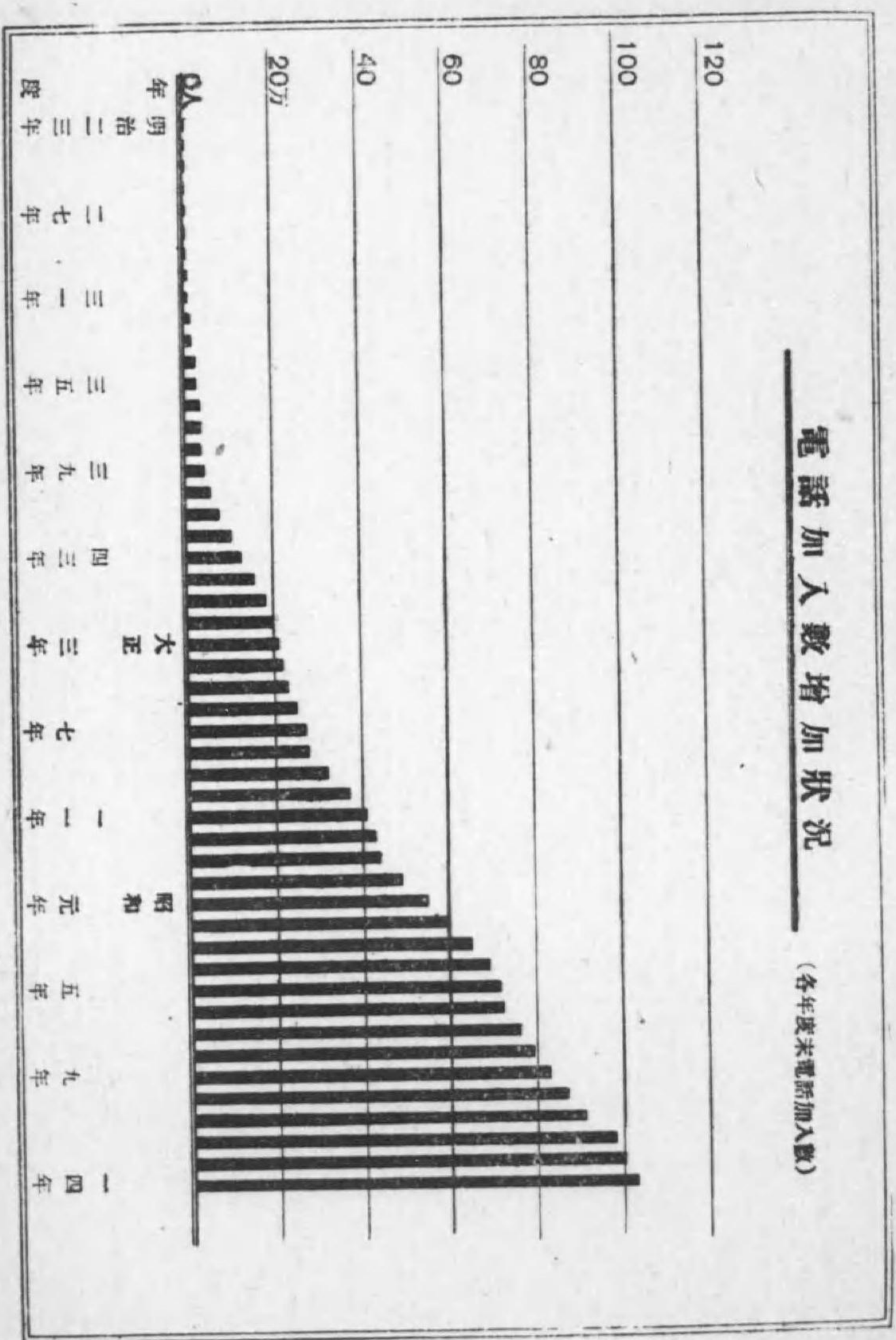
圖表 四



(二四八、四二一頁參照)

圖表

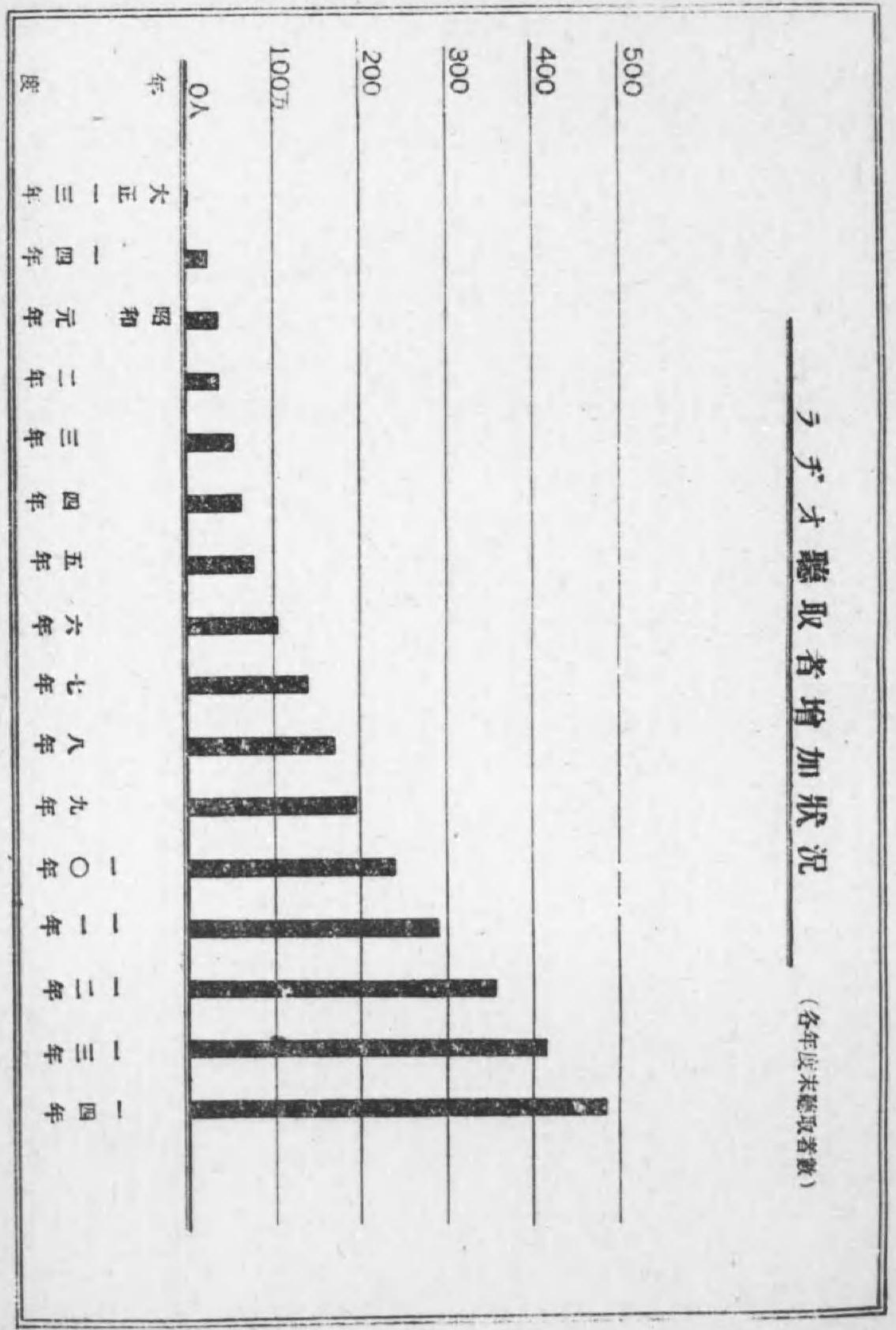
五



(一四七、四〇八頁参照)

ラヂオ聴取者増加状況

(各年度末聴取者数)

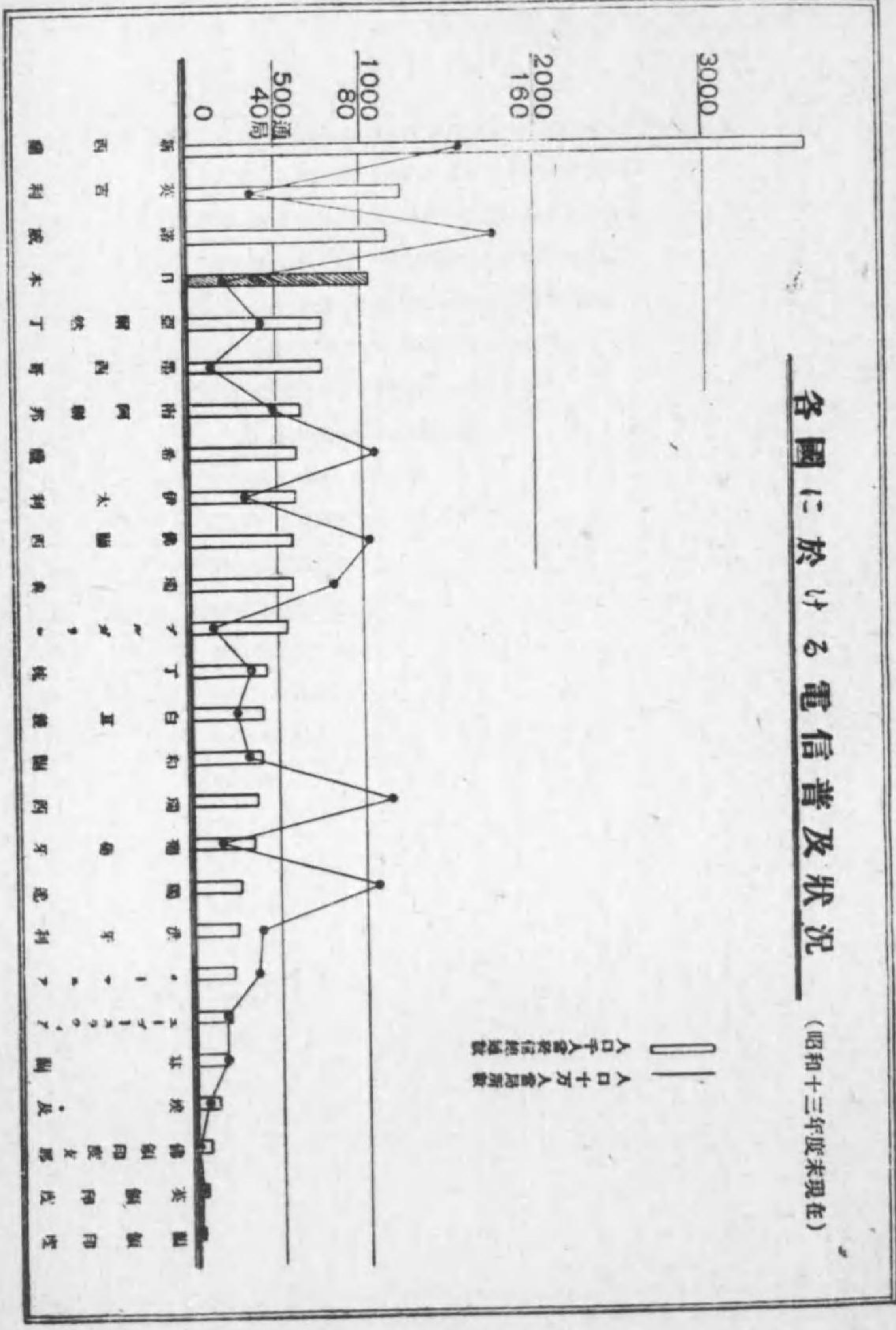


圖表 六

(二七九、四三三頁参照)

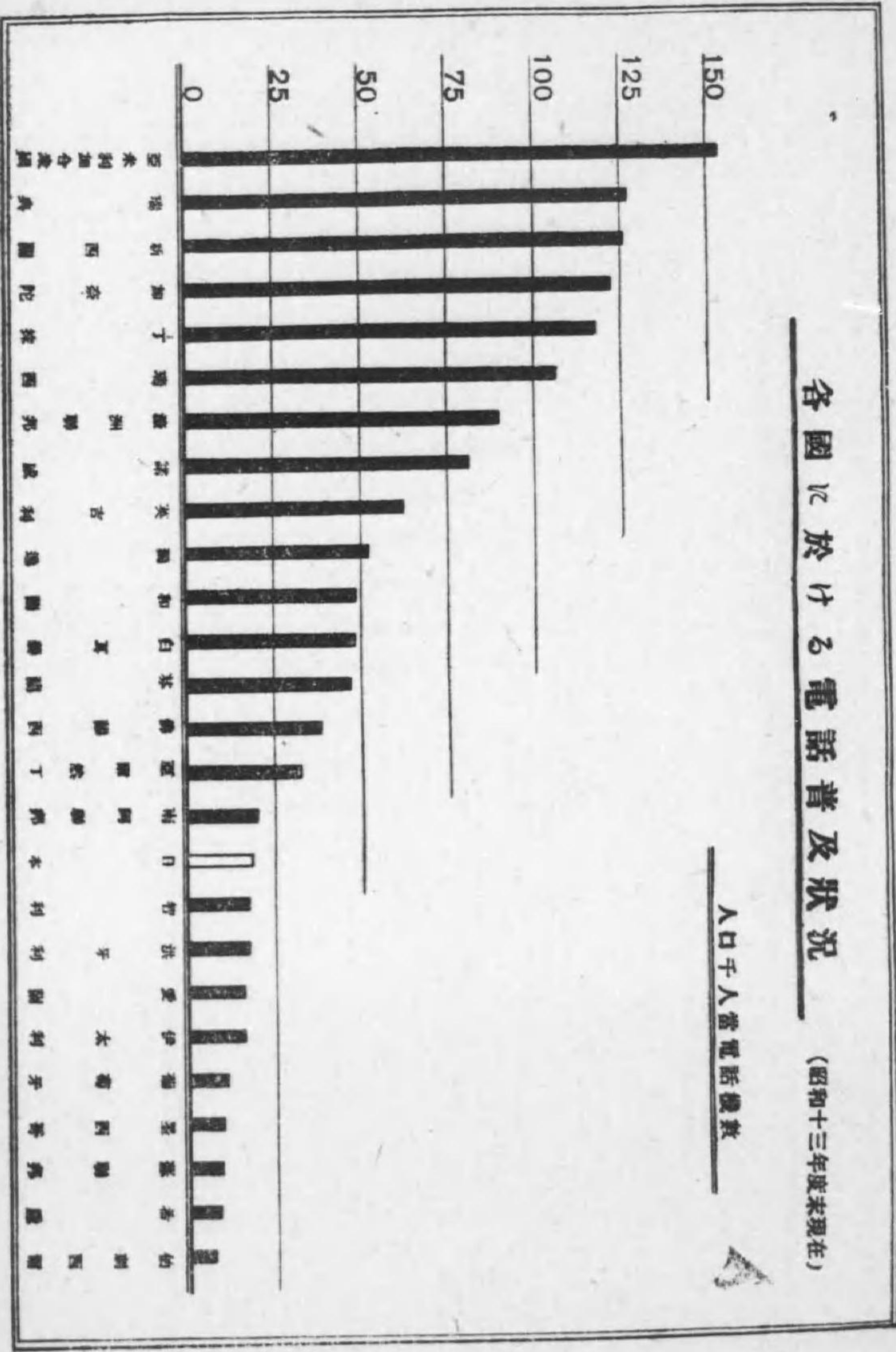
各國に於ける電信普及状況

(昭和十三年度末現在)



(四七二、四七八頁参照)

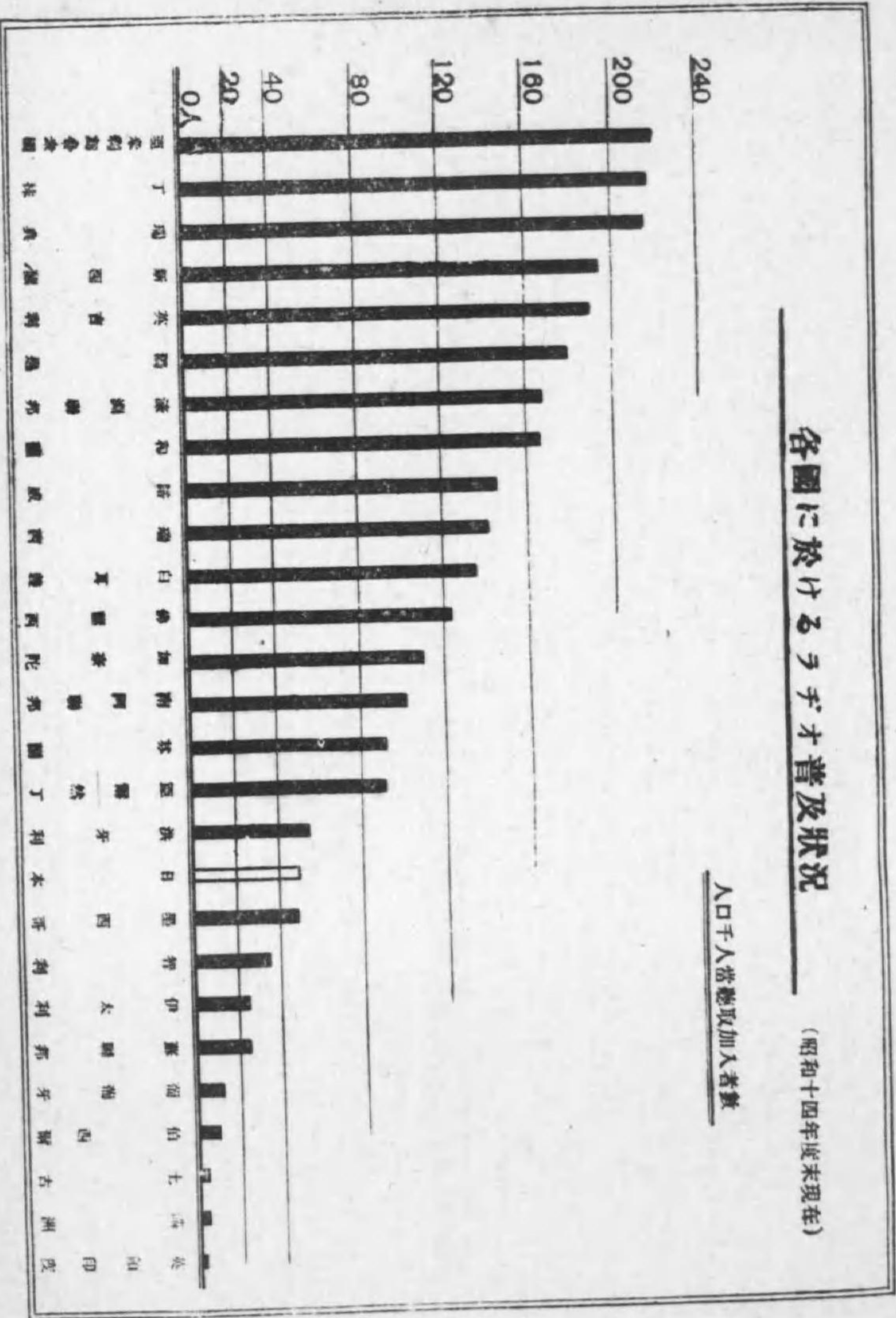
圖表 七



(四八七頁參照)

圖表

九



(四九七頁參照)

第一編 最近一箇年間に於ける内地電氣通信事業

(昭和十四年十月一日—昭和十五年九月卅日)

第一章	一
第二章	一
第三章	一
第四章	一
第五章	一
第六章	一
第七章	一
第八章	一
第九章	一
第十章	一
第十一章	一
第十二章	一
第十三章	一
第十四章	一
第十五章	一
第十六章	一
第十七章	一
第十八章	一
第十九章	一
第二十章	一
第二十一章	一
第二十二章	一
第二十三章	一
第二十四章	一
第二十五章	一
第二十六章	一
第二十七章	一
第二十八章	一
第二十九章	一
第三十章	一
第三十一章	一
第三十二章	一
第三十三章	一
第三十四章	一
第三十五章	一
第三十六章	一
第三十七章	一
第三十八章	一
第三十九章	一
第四十章	一
第四十一章	一
第四十二章	一
第四十三章	一
第四十四章	一
第四十五章	一
第四十六章	一
第四十七章	一
第四十八章	一
第四十九章	一
第五十章	一

内 容

1. 事業概観
2. 重要事項の解説
3. 電務日誌

第一編 最近一箇年間に於ける内地電氣通信事業

1. 事業概観

(自昭和十四年十月一日
至昭和十五年九月卅日)

緒 言

人類永遠の平和と共榮を齎すべき新しき國際正義に基く世界新秩序の建設を目指し、誤れる舊秩序を打破せんとする日獨伊樞軸國家群と、昔日の迷夢未だ醒めやらす、ヴェルサイユ體制の維持に汲々たる英米民主主義國家群との抗争は愈々深刻激化し、今や世界は一大渦亂の眞唯中にある。

顧みるに、我國は支那事變勃發以來既に四年、大東亞共榮圈の確立に正に彫身摟骨、畢生の努力を拂ひつゝあるが、久しきに亘り扶植せる歐米の諸權益は牢固として容易に抜くべからず、加之最近に於けるビルマルートの開、對蔣政權への借款設定、對日經濟壓迫等、英米の對蔣政權援助は益々執拗に繼續せられ、事變の解決は前途猶遠である。

時恰も九月二十七日、世界史上、一轉機を劃すべき日獨伊三國同盟の結實は帝國の行手を明確に決定した。その好むと好まざるとに拘らず、永らく英米に依存せる我國經濟體制を清算し、東亞廣域經濟圈に於ける自給自足を目ざして一路邁進すべき秋は來たのだ。斯くて支那事變處理完遂と東亞新秩序建設は皇道外交の第一前提たるに止まらず、世界新秩序建設の大業の一環として、其の指導的役割を分擔するに至つたのである。

この秋に當り國家國民の總力を最高度に發揮して此の曠古の大業遂行に集中し、如何なる事態にも迅速適切に對處し得らるゝやう、最高度の國防國家體制を整備完成することこそ刻下喫緊の要務と云はなければ

ならない。されば現下に於ける我國はこれが要請を充足する爲、外交轉換に伴ふ最悪の事態に立ち至るとも、毅然として微動だにせざる軍備の充實を圖りつゝあるは勿論、澎湃たる新體制運動の躍動は、政治、外交、經濟等國內諸政百般に亘り根本的刷新を加へつゝあるのである。即ち悠久二千六百年連綿たる肇國の精神を顯現すべき大政翼賛會の發足、或は歐米依存主義を蟬脱せる外交新態勢に即應する貿易政策の一大變換、或は又生産力擴充の劃期的進展をめざす經濟統制政策の徹底強化を見、一億一心官民協力して現下帝國の直面せる曠古の重大時局を克服し、最高度國防國家體制の確立をめざし正に渾身の力と精魂の限りをつくして之が劃期的進展を圖りつゝあるのである。

斯くの如き我國未曾有の一大變局に際會し、之等國家各般の活動の基礎的施設として不可欠的要素をなす我が電氣通信事業の擔ふ使命たるや洵に重且大なりと言はなければならぬ。されば電氣通信當局としては深く此の點に鑑み、之が運営の萬全を期すべく、我國内外に亘り電氣通信事業をして國防國家體制に即應せしめつゝ所要の擴充強化並に之が整備改善を圖り、電氣通信事業に課せられたる使命の遂行に懸命の努力を拂ひつゝあるのである。

以下最近一箇年間（昭和十四年十月一日——昭和十五年九月卅日）に於ける之等電氣通信事業の各部門に亘りその躍進の跡を辿ることとしよう。而して大體國內電氣通信施設及制度の戰時體制化、東亞電氣通信事業の綜合的發達、對外電氣通信施設の擴充強化の三項に分ち、其の主なる事項につき之が概略を述べることにするが、具體的内容については次項重要事項の解説（一三頁）を參酌されたい。

先づ第一に國內電氣通信施設及制度に於て如何なる戰時體制化を圖り來つたかに付て述べることにしよう。

前述の如き世界情勢の進展と共に、我が國の最高目標は支那事變處理より東亞新秩序の建設へ、更に大東亞共榮圈の確立へと次第に高度化して來たのであるが、過去四年に亘る大消耗戰を續行せる今日、限られたる勞力と物資とを以て斯る歴史的大業を完遂する爲には、高度の重點主義を採用せねばならぬことは言ふまでもない。而して電氣通信は國家社會百般の活動の基底を爲すものなるを以て、之に對應してその目的達成に遺憾なからしむるが如く再編成せらるべきものにして、既に時局の進展に即應して漸次戰時體制に移行して來たのであるが（前年度電務年鑑參照）、本年度に於てもその體制は愈々強化せられたのである。

先づ國內電氣通信事業に於ては、施設の擴張計畫並に業務の運営に於て高度の重點主義を採用し、現下の國家目的よりみて不要不急の施設を嚴に避くると共に、從來の電氣通信諸制度に檢討を加へ、時局上不要不急と認めらるゝ制度の改廢をなし、之によつて得たる餘力をより重要なる方面に集中する方針を實施したのである。

現行電氣電話擴張改良計畫は昭和十二年度以降五箇年繼續の劃期的計畫であつたが、計畫の初年度に於て支那事變勃發し、爾來その擴大進展と共に資金、物資の兩面より極度の制約を受けた爲、聖戰遂行上急施を要するもの即ち軍事國防、生産力擴充、輸出振興等に直接必要なる施設に限定し、昭和十三年度以降毎年その計畫並に豫算年割額を縮少改定し、當初の平時的性格は次第に變改され來つたのであるが、昭和十五年度に於ても同様の方針により計畫を改定され、工費總額五千萬圓（其の後實行豫算編成の際約六百萬圓節約さる）を以て、電信回線四十八回線、市外電話回線四萬八千軒餘、電話加入者一萬七千五百名等を施行することとなつたのである。而して之が實施に當つては極力物資の節約を圖るため、最新技術の粹を動員することとしたのである。

斯かる擴張計畫の重點主義と併行して事業の運営に於ても亦再組織の行はるべきは論を俟たざる處にして、從來の個人主義的自由主義經營原理の影響を多分に受けつゝあつた運営方針を公益優先の原理に従つて

改編したのである。

先づ電氣通信の中最も社會的接觸面の廣汎且密接なる電話の増設に付て、あるが、昭和十五年度に於ても重要物資の使用制限は益々強化され、前述の如く僅かに一萬七千五百の増設にすぎざるを以て、前年度同様加入申込の資格を制限し、殺到する電話加入申込に對し公益優先原理に従ひ、軍事國防、生産力擴充等時局上緊要なる事業方面の申込のみに限り之を受理することとし、殊に本年度は事業の進展に伴ふ諸情勢に對應せしむる爲、從來の加入申込期間經過後と雖も隨時架設に應じ得る期間外加入申込とも云ふべき新制度を創設し、四月一日より關係省令の公布と共に之が施行を見、事變下に於ける電話に對する緊急的需要的充足をはかつたのである。然し乍ら熾烈なる電話需要に對する供給不足による電話需給關係の不均衡は、從來の電話統制地域外に於ける地方中小都市に於ても之が統制をなすの必要を痛感せらるゝに至り、昭和十四年十月より本年一月に至る間に於て電話取引上弊害多き百三局に對しても本制度を實施し、その統制地域を擴張したのである。更に之等統制地域に於ける電話供給不足の激化に對處して、五月及八月の兩度に亘り配給方法の改正をなし、實情に即したる合理的配給をなさしむべく電話組合をして之を實施せしめたのである。又電話通話事務取扱に於ても輻輳する電話通話の緩和を圖ると共に、物資節約及不急事務に對する勞務の輕減と同線能率の向上とを目的とし、市外通話關係に於て着信交換證の全廢、電話番号の豫報、確認の廢止、特定局に於ける通話及呼出時間の制限等を実施したのである。

通信の輻輳緩和對策は電信に於ても亦一刻もゆるがせになし得ざる重要問題である。事變勃發後に於ける電報の激増は事業創始以來の最高記録を示し、昭和十四年度に於ける内國電報發信有料通數(日滿、日華を含む)は七千六百九十萬通にして、前年度に比較して一割四分増、事變發生前の昭和十一年度に較ぶれば實に三割二分、一千八百萬通の増加を示してゐるのである。更に十八年に亘る最高記録であつた前歐洲大戰當時の驚異的數字を示せる大正八年度に比較するも尙二割餘の激増振りである。而も其の増勢は殆んど底止する處

を知らざる状態にして、之に對應すべき通信施設の擴張、取扱要員の増加は刻下の急務であるが、前述の如く物資及豫算並に勞力の制約を受け意の如くならず、已むを得ず専ら重點主義に基き、施設並に制度手續の合理化、簡易化をはかると共に、公衆の利用にも或る程度の規制をなすこととしたのである。即ち監査事務の簡易化、電報の定時配達制の實施、三等局に於ける取扱時間の短縮、慶弔電報制度の改正等、不急部面の手数を簡略して重要通信の疏通に轉充したのである。

以上に述べたる電信電話輻輳緩和對策は當面の應急策として取敢へず施行されたものであるが、之が根本的對策に付ては目下鋭意考究中である。

二

以上に於て大體電氣通信の一般的問題に付て説述したのであるが、次に特殊的事項に付て述ぶることとしやう。

事變前より繼續せる計畫にして、時局の進展と共に益々その重要性を加へつゝあるものに航空無線施設計畫がある。航空機は平時に於ける高速度輸送機關として現代交通界に其の重要な地位を占むるのみならず、戰時に於ける最も強力なる戰鬥機關たる特性を有するに鑑み、世界列強は競つてその發達を圖りつゝあるが、我國に於ても夙にその重要性を認め鋭意その發達に努力し來つたのである。惟ふに大東亞廣域經濟圈の特色は、其の地理的構成に於て廣大なる海洋と其の上に點在する大小無數の島嶼とを包含することにあり、之等各地域を緊密に連繫して有機的活動を確保するものは船舶と航空機と電氣通信を措いて他に無く、航空事業の擔ふ使命は頗る重大である。而して航空機にとり電氣通信は形なき空のルールであり、燈臺であり、羅針盤である。此の意味に於て航空無線施設計畫は極めて重要であり、本年度に於て鋭意之が整備に努力したのであるが、更に本施設を縦横に驅使して最高度の効果を擧ぐる爲、新に航空無線通信規則を制定昭和十

五年九月より之を實施し、航空事業の發展に一段と寄與しつゝあるのである。

電波が航空機を誘導する機能を有することは右の如くであるが、一度之が敵の航空機に利用せらるゝに於ては實に恐るべき慘禍を齎らすのである。即ち我が國に於ける主要都市は殆んど總てラヂオ放送局を有し、その使用する放送電波は我が國土を襲撃せんとする敵機に對し絶好の目標を與へ、最も忠實なる道案内の役目を演ずるのである。されば此の恐るべき無線放送の缺陷を除去し、敵機の空襲より國土を護りつゝ尙報道の使命を完ふせんが爲には放送の有線化を圖らなければならぬ。援蔣第三國との對立尖鋭化し、緊迫せる國際情勢下に高度國防國家體制を整備せんとしつゝあるとき、有線放送の實施は將に焦眉の急務であるが、喜ばしくも本年度に於ては之が本格的實驗が行はれ、電話線又は電燈電力線利用により極めて優秀なる成果を收め、日下之が實施を計畫中である。

又無線通信施設は、簡易なる施設を以て遠距離且同時多數通信を行ひ得る卓越せる機能を有することは周知の如くであるが、事變の勃發と共に敵性國家の間諜の暗躍頗に活潑となり、竊に之を施設して國家重要な機密を盜取せんとする形跡あるに鑑み、之が摘發に一層の努力を傾くる一方之が發生を未然に防遏する目的を以て、無線通信機器取締規則を制定、昨年十二月一日より實施し、無線通信機器の所持及移轉の取締を行ふこととしたのである。

無線同報通信施設は去る昭和十一年以來之が設備の完成に努力してゐるのであるが、その重要施設の竣工したるを機とし、本年五月新に同報無線電報規則を制定し本業務を正式に開始したのであるが、本制度の實施は地方新聞ニュース報導のスピードアップに劃期的新生面を開拓したものと信ずる。而して本制度は單に新聞社に對するニュースの供給のみに止まらず、中央官廳より地方官廳に對し同時に同一緊急指令等を發する場合に利用せらるゝものにして、新體制下の中央地方官廳間に於ける迅速なる連絡機關として其の機能が期待せられる。

次に氣象通信施設に付てゝあるが、之が施設の擴充整備は國防上不可缺の要務と謂ふべきである。近代戰に於て氣象の作戰上に多大の影響を及ぼすものなることは、彼のドーバー海峡に立ちこむる濃霧の獨軍の對英上陸を阻害しつゝあること竝に我國に對する空襲の比較的困難なること等に照すも明かであるが、更に農水産業に於ては勿論其の他の重要産業にして天候の影響を蒙るもの極めて多く、交通運輸業に於ても亦その業務運行の安全を圖る爲には氣象を豫知することが肝要である。而して時々刻々に轉變する各地に於ける氣象の豫測を可能ならしむるものは電氣通信であるが、此の氣象通信施設の擴充に付ても昭和十三年度より四箇年の繼續事業として引續き行はれ、愈々近く之が完成の運びとなつたのである。

斯くの如く航空無線、無線放送、同報無線通信等、無線通信の利用分野は急速に伸展しつゝあるが、無線通信はその使用し得べき電波の帯域に一定の限度がある爲に、利用の擴大に伴ひ電波の相互妨害を誘發するに至るものであるが、此の缺陷を除去し、通信の圓滑なる疏通を圖らんが爲には、各種使用電波をして常に適正ならしむることが必要である。之が爲本年一月より標準電波發射業務を開始し、特定局より標準電波を發射し使用電波調整の規準を與へたのである。

扱て以上述べたるが如く、支那事變勃發以來電氣通信事業は、重要な諸般の國策遂行に支障なからしむる爲各般の施策の萬全を期し、増嵩の一途を辿る重要通信の要望を充して來たのであるが、然し遺憾乍ら從來に於ける電氣通信擴張計畫は何れも國家財政其の他諸般の事情による掣肘を受け、計畫の全面的なる實現を見るに至らなかつたが爲、國力の増進に對應する通信施設の整備を爲し得なかつたのである。之が爲現在に於ては、全施設をして何れも其の機能を最大限度迄發揮せしむると共に、他面運用制度の徹底的合理化、簡易化と、極端とも謂ふべき努力の活用とによつて辛じて重要通信の疏通に當つてゐるのである。此の點は他の生産事業が從來自由主義經營の下に平和産業として高度の發達を遂げ、その完備せる既往施設が現在重要物資の生産擴充に續々轉換され、新規の擴張を俟たずして必要な増産を爲し得る部分の尠からざるとは全

く事情を異にしてゐるのである。實に現在に於ける電氣通信施設は殆んど其の餘力を有せず、今後に於ける諸情勢の進展に即應して電氣通信の重要使命を達成せんが爲には、緊急なる根本對策を講ずべき状態に立ち至つたのである。茲に於て遞信省は我國朝野の有識者を網羅せる電氣通信委員會に對し、之が打開の方策に付意見を徴したる所、同委員會は數次に亘り慎重審議を重ねたる結果、別項重要事項の解説に於て述ぶるが如く、極めて剴切なる對策を樹立し、本年十月四日答申する所ありたるを以て、之が急速なる具體化を圖るべく目下著々準備が進められてゐるのである。

三

高度國防國家體制の完成を目ざし、國內電氣通信施設及制度の戰時體制化を圖る爲大童の活躍をなしつゝあることは以上述べたる通りであるが、現下の我國に課せられたる大東亞共榮圈の確立てふ至上命令を達成するためには、此の大東亞共榮圈の中核をなす日滿支三國が、政治、經濟其の他各般に亘り互助連環の關係に立ち、眞に有機的一體となり其の綜合的發達を遂げることの必要を痛感せらるゝのであるが、之が爲其の要請せらるゝ施策は極めて廣汎多岐に亘るべきも、先づ其の基礎的施設として、之等各地域に於ける電氣通信施設の整備擴充をはかると共に、之等各地域を緊密に結合する電氣通信網の整備を必要不可欠となすものである。前者に付ては、支那事變勃發直後より蒙疆、北支、中支に於て極めて急速なる通信施設の復舊整備が行はれ、夫々その衝に當るべき機關が設立せられたのであるが、這般の情況は既に前年度年鑑に於て詳かにされたる處である。而して之等各機關は本年度に入りても益々堅實なる發展を續けて居り、更に最近朝野の關心を集めつゝある佛印、泰、蘭印等の南方に對する電氣通信工作についても考究せられてゐるのである。次に後者に付ては之等各地域に於ける地域別通信網を緊密に連繫すべき大幹線ケーブル網の建設をなすこととなり、先づ日滿支の重要地點を結合することを目標とし、其の計畫の實行に付ては國際電氣通信株式會

社を擴充して之に當らしむることとしたことは之亦前年度年鑑に於て述べたる處なるが、本年に入りて愈々四月一日同會社法改正法律の公布を見、次いで政府既存ケーブルの出資、政府引受株の拂込等、會社擴充の爲に必要な諸準備を完了し、七月廿日より從來の對外無線通信整備と併行して東亞電氣通信網の整備擴充に當ることとなり、其の資本金は二千五百萬圓より一躍八千萬圓に増額され、茲にその面目を一新して東亞通信界に堂々と立上ることとなつた。斯くて同社の今後の活躍により著々本整備計畫の實施を見ることとなるのであるが、本通信網が日滿支に於ける電氣通信網の樞軸的幹線路たるのみならず、我が大陸政策遂行に重大なる關係を有する點に鑑み、その完成は期して俟つべきものがある。

猶東亞電氣通信の綜合的發達をはかる上に於て肝要なるは、東亞各地域の電氣通信事業機關が相互に緊密なる連繫を保ちつゝ、一丸となつて有機的機能の最高度の發揮をなすことである。現在内地、外地、滿蒙支の各地域を通じて極めて多數の經營形體に岐れて居り、而も之等は事業經營上同業者としての横面的連絡を有するのみにして、縦貫系統の形式を備へては居ないのである。爲に稍々もすれば多元的運營に因る諸種の缺陷を招來し、有機的一體たるべき東亞の電氣通信事業を無機的、孤立的ならしめ、常に電氣通信の機能を減殺するに止まらず、我が大陸政策遂行上の障礙をもなすの懼れ多分に存在するのである。斯かる要請に基き、昨年十月東亞各地域の電氣通信關係業者を網羅する東亞電氣通信協議會が設立せられ、其の第一回會議を東京に於て開催し多大の効果を收め得たのであるが、更に本年に於ても十月第二回協議會を東京に開催し、幾多の重要案件に付意見の一致を見、目下之等議決事項の急速なる具體化が著々講ぜられてゐる。

以上の如く、東亞電氣通信の整備擴充とその綜合的發達をはかる上に於ける根本的對策の樹立及之が具體化に付て大いに努力して來たのであるが、一方當面の問題として事變を契機として頓に緊密度を加へたる日滿支三國間の急激なる電氣通信利用増加に對應する電氣通信回線の整備擴充に關しては、銳意之が實現に努力し續々回線の増設を見つゝあるが、最近一箇年間に於けるその主なる新規施設としては、本年二月に開始

されたる東京上海間寫眞電信業務、八月の大阪上海間歐文専用無線電信連絡の開始、更に十月一日より天津中繼による蒙疆との電話通話連絡等を擧げることが出来るのである。

四

次に對外電氣通信施設の擴充強化として如何なる方策が採られたるかに付て述ぶることとする。

凡そ海外に對する國策の遂行、國力の進出には、影の形に添ふ如く電氣通信施設の之に隨伴すべきことは、彼の英國が海底線制覇により世界に雄飛せる歴史に徴しても明らかである。我國は其の地理的位置より見て、東亞を除く他の世界各地と政治、外交、通商、文化又は情報政策上、直接電氣通信連絡の開設の重要なことは今更喋々を要せざるところであるが、今日の如き刻々に移り變りつゝある變轉極りなき國際情勢の適確なる把握をなし、迅速且有效適切なる對策を講ずるの要あることは勿論、東亞共榮圈の確立に指導的役割を擔ふ帝國の歴史的、必然的使命を世界に宣揚し、對日認識の是正を圖る上に於て此の高速度通信機關の重要性を一段と痛感せらるゝのである。されば我國は夙にこの點に着眼し、世界大戰後無線の國際電氣通信界に登場せるを好機とし、久しく外國通信會社の制約の下に幾多の苦汁を嘗めさせられつゝあつた我國對外通信の外國依存を脱却し、無線政策による對外通信自主權の確立をはかることとなり、國際電氣通信株式會社をして（當初は日本無線電信會社）銳意之が施設の擴充を圖り來つたのであるが、最近一箇年間に於ける本邦外國間直通無線連絡としては次の各連絡開設を擧ぐる事が出来る。即ち無線電信にありては從來のブエノスアイレス、リオデジャネイロの外に、新に本年七月一日東京リマ間直通連絡を設定し本邦南米間の通信疏通をはかり、又同時に大阪カブル間にも直通連絡を開始し對近東亞細亞との通商貿易に多大の寄與をなし、又七月廿二日より從來の一回線の外に東京柏林間の臨時直通連絡を開設し、今次の歐洲大戰の進展、日獨關係の緊密化による急激なる通信量の増加に對處したのであるが、近く正式連絡として一層回線の

強化をはかる豫定である。又國際電話に於ては從來柏林又はブエノスアイレス中繼によつてゐた本邦ブラジル間の通話を六月一日より開設せる東京リオデジャネイロ間の直通無線連絡により取扱ふこととなり、更に歐洲戰亂の擴大に伴ふ本邦歐洲との無線連絡の杜絶に備へ、九月廿五日より歐洲に於ける安全地帯と思考せらるゝ瑞西國を選び、東京ベルン間に直通連絡を開始して對歐洲國際電話連絡を強化したのである。斯くて現在我國の有する對外無線通信連絡は、滿支關係を除き世界各國との間に無線電信にありては、亞米利加方面八回路、歐羅巴方面九回路、南洋極東方面十一回路合計二十八回路、無線電話にありては亞米利加方面五回路、歐羅巴方面四回路、南洋極東方面四回路合計十三回路を算ふるに至つた。

斯くの如く過去十數年間に於ける無線政策の強行は、次第に對外通信に於ける外國通信勢力の桎梏を粉碎し、其の成果を收めつゝあるのであるが、茲に特記すべきは本年六月に至り我が國際電氣通信事業に於ける多年の痛たりし大北電信會社の長崎に於ける營業權を接收したることである。即ち明治四年丁抹の大北電信會社が上海浦鹽を連絡する海底線を長崎に陸揚してより以來七十年の永きに亘り、我が對外通信の治外法權的存在たりし外國通信權益の完全に拂拭されたるは、實に邦家の爲のみならず、やがては大東亞共榮圈内に於ける不當なる第三國通信權益の驅逐に先鞭をつけたるものとして洵に慶賀に堪えざる處である。

以上の外、對外電氣通信施設の擴充整備を圖つた主なるものとして海外放送がある。海外放送はその強力なる設備を以て刻々生起する正確なるニュースを迅速に海外に頒布して我が正當なる主張を傳へ、世界輿論を我國に有利なる方面に導くと共に、一方海外に在りて活躍する同胞の慰安と指導とに資するものであり、現下の國際情勢に於て極めて重要な任務を帯ぶるものなるに鑑み、銳意之が擴充に努め、本年六月一日より布哇向及西南アジア向の放送を増設し、從來の放送を一段と強化擴充し、現在毎日七方面、延十二時間に亘り十箇國語を使用して放送を行ひ、又設備の方面に於ても曩に電氣通信委員會に諮問を提出し、之に對して答申されたる方針（別項重要事項の解説二六頁参照）に基き、新に五十キロワット送信機三臺、二十キロ

ワット一臺を増設して現状に數倍する大規模を実施する計畫を以て着々之が取運中である。

結 言

以上大體過去一箇年間に於ける電氣通信事業の業績を概観したのであるが、今日の如く内外の情勢愈々緊迫を告げ、資金、物資、勞力の高度の制約により、電氣通信事業運営上幾多の難關に逢着しつゝも、克く之等の困難性を克服して電氣通事業の擔へる重大なる使命の達成に、各々其の職分奉公の誠を竭し、澎湃たる通信需要の大増勢に對處して幾多重要國策の遂行に遺憾なからしめ得たるは、邦家の爲洵に慶賀に堪えない次第である。然し乍ら我國は今や盟邦獨伊との提携を固くし、世界新秩序の建設に當ると共に東亞に蟠居せる不當なる英米勢力を驅逐して曠古の大業たる大東亞共榮圈の確立を完遂せんとしつゝあるものにして、此の歴史的偉業の達成を全からしむることは、他の凡ゆる重要職域に於けると等しく、電氣通信事業に對し新に課せられたる重大なる責務である。されば斯業に職を奉ずる者は嚴肅なる此の民族的使命の前に深く其の重大性を認識し、不撓不屈以て世紀の大業を翼賛するの光榮と責務に感奮興起し、勇躍その任に當らねばならぬことを痛感する次第である。

2. 重要事項の解説

目 次

- 一、昭和十五年度電氣通信關係豫算の概要——
主として電務局主管事項……………一七頁
- 二、昭和十五年度電信電話擴張改良計畫の設定——
時局下緊急施設に限定實施す……………二四頁
- 三、電氣通信委員會の活躍——
對外放送の擴充と新體制下に於ける電氣通信
施設の擴充整備の根本方策を答申す……………二六頁
- 四、東亞電氣通信協議會の設置——
日滿支電氣通信事業の連繫を強化し
其の綜合的發達を圖る……………三三頁
- 五、逓信大臣の指定に係る軍用資源秘密の保護に関する省令の制定……………三四頁
- 六、電氣通信技術者資格檢定規則の制定……………三五頁

七、電信電話事業の輻輳緩和対策の具體化——

電報窓口取扱時間の短縮、電報定時配達制の實施、
監査部配置一部定員の配置替、三等郵便局職員電氣
通信技術特別檢定規程の改正、時局下比較的不要不
急制度の改廢(以上電信)、著信交換證の作成省略、電
話番號の豫報及確認の廢止、案内事務の「サービス」
低下(以上電話)……………三六

八、慶弔電報規則の改正——

取扱事務簡捷、物資節約を圖る……………四一

九、昭和十五年度電話加入申込の受理制限——

銓衡受理原則踏襲、期間外加入申込制度の創設……………四二

一〇、電話統制の擴充——

電話統制地域の擴張及電話配給方法の改正……………四三

一一、標準電波の發射——

無線通信の安定確保……………四五

一二、津輕海峡に搬送式多重無線電話の施設——

本邦最初の海峡横斷超短波通信の實現……………四五

一三、無線同報通信の開始及報道通信施設の整備擴充——

同報無線電報規則制定、同盟通信社内

一四、航空無線電報規則の制定——

航空無線通信制度の確立……………四六

一五、放送用私設無線電話規則の大改正——

放送聽取施設許可制度の劃期的刷新……………四八

一六、無線通信機器取締規則の制定——

無線不法施設の取締の徹底強化……………四九

一七、日滿支間電氣通信回線の整備擴充——

東京上海間寫真電信業務の開始、大阪上海間歐文專

用無線電信連絡の開設、蒙疆との電話通話取扱開始……………五一

一八、大北電信會社營業權の回收——

外國通信權益の全面的後退……………五二

一九、外國寫真電報制度の創設——

獨英米と寫真電信業務開始……………五三

二〇、國際電氣通信株式會社の擴充——

- 東亞電氣通信網の擴充整備……………五四
- 二一、對外無線電信電話連絡の擴充——
- 東京伯林間臨時直通無線電信連絡開始、東京リマ
間、大阪カブル間直通無線電信連絡開始、東京
リオデジヤネイロ間、東京ベルン間直通無線電話
連絡開始……………五五
- 二三、電信七十年 記念事業盛大に舉行……………五八
- 電話五十年……………以上

一、昭和十五年度電氣通信關係豫算の概要——

主として電務局主管事項

昭和十五年度の豫算編成方針は、東亞新秩序建設を目標とし、豫算の節用主義、物資自給主義に依り、國策の重點に向つて編成せられた。以下其の内容に付て歳入歳出の順に略述することとする。

イ、歳入豫算

一、資本勘定

六、七八九、一三三圓

本年度の電務局主管資本勘定歳入豫算額は左表の通り前年度に比し三十萬圓の減少である。之は本年度の電話増設が比較的電話設備負擔金の高い大都市に少く負擔金の低い小都市等に多い爲である。

科目別内課

科目別	昭和十五年度	昭和十四年度	對前年度増減(△)額
電話設備負擔金	六、一六〇、二〇〇 ^円	六、四四七、四五〇 ^円	△ 二八七、二五〇
電話線設備料	四九〇、〇三五	三〇〇、〇七八	△ 一八九、九四八
専用電話設備料	一七九、九六六	一七〇、九三八	△ 八、九七八
合計	六、七九〇、二二三	七、〇〇六、四六五	△ 二一六、二四三

二、業務勘定

二四五、七八一、〇一〇圓

之を前年度に比較するに千二百九十四萬圓を増加した。其の内譯は、本年度の新規施設及電信電話擴張收入に於て三百六十二萬圓、前年度の新規施設及電信電話擴張の月割増加に伴ふ收入に於て四百七十一萬

圓、自然増収額に於て四百六十一萬圓となつてゐるが、更に之を科目別に區別すれば次の通りである。

科目別内課	昭和十五年		昭和十四年		對前年度増減(△)額
	昭和十五年	昭和十四年	昭和十四年	昭和十三年	
切手報收	二八、九六六、九三五	三九、三六八、三二一	三九、三六八、三二一	三〇一、三七六	△
電報	三三、三九九、三四三	二二、八六一、六四三	二二、八六一、六四三	一、五五六、六九九	△
電報	三三、六八一、四〇七	二二、二九九、九八八	二二、二九九、九八八	一、五五五、四一九	△
電報	七七、七九三	七三、六五五	七三、六五五	三、四、七三〇	△
電報	五、五九七、五九三	七、四四五、五六八	七、四四五、五六八	一、八七七、九七五	△
電報	三三、四二二、二〇三	三九、一九六、四三三	三九、一九六、四三三	三、二二五、七七二	△
電報	二二、五六一、五三八	一〇、八八八、八五四	一〇、八八八、八五四	一、七三三、六七四	△
電報	一九、六六六、六八七	一八、三四八、七六一	一八、三四八、七六一	一、四四七、九三六	△
電報	二四、三五五	二九、四六二	二九、四六二	五、一〇七	△
電報	一九九、六三三	九、三五四	九、三五四	五〇、二七九	△
電報	一八四、三八一、八七三	一七四、三三三、八四九	一七四、三三三、八四九	一〇、〇四八、〇三三	△
電報	九五、二五四、九三七	九三、三九九、四六七	九三、三九九、四六七	二、八九五、四六〇	△
電報	七八、三三〇、二九三	七三、六二二、〇五九	七三、六二二、〇五九	五、七〇八、二三三	△
電報	一、五九九、八八三	一、〇五〇、〇五二	一、〇五〇、〇五二	四八九、八三一	△
電報	二、九八三、一九〇	二、四八三、五三七	二、四八三、五三七	五〇〇、六六三	△
電報	三、九三八、〇〇四	三、七四六、五二六	三、七四六、五二六	一九二、四八八	△
電報	三三八、六三七	三四八、五〇〇	三四八、五〇〇	一九、八六三	△
電報	一、三三七、二四	七九、四九八	七九、四九八	五五八、六一六	△
電報	六五九、八三六	九五、三三二	九五、三三二	二九六、四〇五	△

因みに昭和十五年度通信事業特別會計の歳入豫定額は左表の如くであつて、前年度に比し資本勘定に於て百萬圓減少したが、内電務局關係の減少額は二十二萬圓である。又業務勘定に於ては五千七百八十五萬圓を増加したが、内電務局關係は千三百十萬圓(國際電氣通信株式會社配當金十六萬圓を含む)を占めてゐる。尙電務局主管の業務収入は本年度通信事業特別會計の四割九分を占めてゐる。

昭和十五年度通信事業特別會計歳入豫定額

勘定別	昭和十五年		昭和十四年		對前年度増減(△)額
	昭和十五年	昭和十四年	昭和十四年	昭和十三年	
資本勘定	六六、九五二、九六四	六七、九五三、一八〇	六七、九五三、一八〇	一、〇〇〇、二二六	△
業務勘定	五〇〇、三三三、八〇二	四四二、四八〇、七二〇	四四二、四八〇、七二〇	五七、八五三、〇九二	△

口、歳出豫算

通話事業特別會計に於ては歳出の事業別區分が無いので電氣通信事業の歳出豫定額を求める事は困難であり、又電信電話設備擴張改良補充充費等資本勘定に屬するものは大部分工務局主管となつてゐるので、茲には主として電務局より提出した昭和十五年度新規豫算に付解説し、参考として工務局提出豫算を掲げて置くことにする。

昭和十五年度電務局歳出豫算要求額

事	年度内施行月数	金額
(1) 前年度施設に伴ふ経費の月割増	三箇月乃至九箇月	二、六四六、六八六
(2) 防空通信の運用及監督に要する経費	九箇月	一五、四五四
(3) 本年度氣象通信施設に伴ふ維持費	三箇月	一四、六三六
(4) 本年度航空無線通信施設に伴ふ維持費	三箇月	五七、六六八
(5) 電氣通信取締擴充に要する経費	九箇月	九、四二八
(6) 無線監督施設擴充に要する経費	三箇月乃至全年	二〇七、五三六
(7) 電氣取扱數量増加に伴ふ経費	九箇月乃至全年	六五、一八三
(8) 本年度電氣電話設備擴張及改良に伴ふ維持費	六箇月	三、三七一、一九二
A、電信擴張	六箇月	八二九、八三六
B、電話擴張	六箇月	二、三〇七、三六五
(9) 國際電氣通信株式會社擴充に伴ひ要する経費		四、一三〇、三三〇
A、國際電氣通信株式會社出資拂込金		三、〇八八、三三六
B、政府出資特別會計に屬する國際電氣通信株式會社の株式有償保管費		七八六、九五〇
C、國際電氣通信株式會社交付金の増加		三、三三三、三九〇
D、國際電氣通信株式會社監督等		三、〇一〇、〇〇〇
(10) 國際電氣通信株式會社現物出資に伴ふ保守費等の減		一八、三三六
(11) 議員選舉等に伴ふ臨時通信取扱に要する経費	三箇月乃至全年	一、一六五、〇〇〇
A、道府縣會議員選舉		三三、六三七
B、東京市會議員選舉		二一、六九五
		九、九四二
資本勘定		
業務勘定		
資本勘定		

(12) 各種支拂金及交付金の増減	一、八六七、五九九
(13) 爲替相場の變動に伴ひ要する経費	七、三四五、六一
合 計(資本勘定)	四、一三〇、三三〇
前年度限に屬する経費の減	一七、八五三、九七五
(1) 支那事變に伴ひ要する経費	六五、九九九
(2) 府縣會議員選舉に伴ふ臨時通信取扱に要する経費	九八、六九〇
(3) 爲替相場の變動に伴ひ要する経費	四、八〇六、四七七
合 計	四、九七一、二六六
總 計(資本勘定)	四、二〇〇、三三〇
業務勘定	一三、八三三、八〇九

以下右の内重要なものについて述べれば

一、防空通信の運用及監督に要する経費

防空上電氣通信の利用は絶対不可缺の要件であり、現下の時局は益々防空通信の完璧を要求するので、監督を充分にし運用に誤なからしめる爲必要人員を配置することとしたのである。

二、本年度氣象通信施設に伴ふ維持費

氣象通信施設は、昭和十三年度以降四箇年度に亘る繼續事業として、總額六、〇九七、〇〇〇圓を以て鋭意設備の完備を圖りつゝあり、本年度は年割額一、七八八、〇〇〇圓を以て工事をなすこととなつてゐるので、工事完成後の維持費として右金額を計上したのである。

三、本年度航空無線通信施設に對する維持費

航空無線通信施設計畫は、總額八、〇一八、八七八圓、昭和十一年度以降六箇年度に亘る繼續事業であつ

五七、六六八圓

たが、其の後航空路の變更其の他に依り、總額を八、七〇六、九八七圓に改定されたのである。而して、右金額は其の中十五年度に竣工する無線局等の維持費である。

四、電氣通信取締擴充に要する經費

九一、四一八圓

國際情勢等の緊迫するに伴ひ、我邦に對する列國の諜報陣の活動は愈々活潑となりつゝあるので、之に對應する防諜組織も急速に強化する必要を生じた。仍て其の取締を擴充し、電氣通信を利用する諜報を防止する爲右經費を計上したのである。

五、無線監督施設擴充に要する經費

一一〇七、五三六圓

無線科學の發達と共に其の利用も日を追ふて擴大されて來た。仍て之に應ずる無線監督機構を擴充して無線に依る不法通信の取締を嚴にし、又無線通信士の養成を指導して不足勝な無線通信士の補充を強化し、又日を追ふて増加する船舶無線の検査施設を擴充し、更に外國よりの情報放送を受信して國際情勢を知悉する必要等の爲に右金額を計上したのである。

六、本年度電氣通信設備擴張及改良に伴ふ維持費

三、一三七、一九一圓

電氣通信設備擴張改良及補充費の昭和十五年度既定年割額は九九、九七四、〇八三圓であるが、支那事變に伴ひ急施を要するものを繰上、不急のものは繰延して、本年度年割額は五〇、六五〇、〇〇〇圓に改定されたのである。而して本年度の擴張改良工程は、電信は、電信線路増設二、九七九杆、電信事務開始一、三八〇局、對外無線連絡設備擴張等を、電話は、加入數二五、〇〇〇名、市外電話線増設三五、五六一杆（外に國際電氣通信會社線二〇、〇八五杆を使用す）、交換事務開始四六〇局、通話事務開始七〇〇局、其他無線電話施設等をなす事になつたので、之等の工事完成後の維持費として右金額を計上したのである。

七、國際電氣通信株式會社擴充に伴ひ要する經費

資本勘定 四、一二〇、三四〇圓
業務勘定 三、〇八八、三五六圓

東亞の新事態に鑑み、日滿支を結ぶ安固堅牢な電氣通信「ケーブル」の整備を圖る爲、國際電氣通信株式會社法を改正して、同社の業務を擴充することゝなつた。仍て政府でも現金出資をなすの外、現在政府出資特別會計に屬して居る同社の株式を通信事業特別會計に保管換することゝし、又政府の用に供する同社の設備に對しては交付金を交付することゝした。尙同社の國家的使命は一層重要となつたので、政府は特別な保護助成をなすと共に、同社の監督を強化することゝし、右の金額を計上したのである。

八、國際電氣通信株式會社へ現物出資に伴ふ保守費等の減

△ 一、一六五、〇〇〇圓

國際電氣通信株式會社擴充に際し政府は現物出資を爲すと共に、同線の一部を同社所屬の「ケーブル」に收容替することゝなつた爲、不要となるべき保守費を、又日滿連絡電話「ケーブル」の完成に伴ひ朝鮮總督府より借用中の日滿連絡電信線路を返還する爲不要となつた同維持料を減少したのである。尙参考の爲昭和十五年度の工務局歳出豫算要求額及通信事業特別會計の歳出豫算額を示せば次の通りである。

昭和十五年度工務局歳出豫算要求額

事	項	資本勘定	業務勘定
(1)	電信電話設備擴張改良及補充に要する經費(改定額)	五〇、六五〇、〇〇〇	
(2)	航空無線電信電話施設に要する經費(改定額)	一、四三〇、〇〇〇	
(3)	氣象通信施設に要する經費(改定額)	一、七八、〇〇〇	
(4)	電波監督施設費(既定額)	一一六、〇〇〇	
(5)	秋田郵便局電信電話火災復舊及新營費(既定額)	一〇〇、〇〇〇	
(6)	電信電話技術員の臨時養成に要する經費		三三、〇九〇
(7)	有線放送實地試験に要する經費		一五、〇〇〇

事	項	資本勘定	業務勘定
(8) 道府縣會議員總選舉に伴ふ臨時通信取扱等に要する經費	計	一〇、五八四	三七、六七九
合計		五四、〇八四、〇〇〇	

昭和十五年通信事業特會計歳出豫算額

勘定別	昭和十五年	昭和十四年	對前年度増減(△)額
資本勘定	八三、〇〇六、〇五三	七、五七、六〇四	
業務勘定	五、一〇三、九三八	五、九八、三三三	△
合計	四七、三五、四二七	四七、七二、四九八	

二、昭和十五年電信電話擴張改良計畫の設定
時局下緊急施設に限定實施す

曩に第七十議會の協賛を経た昭和十二年以降五箇年の繼續事業たる現行電信電話擴張改良及補充計畫は、その實施初年度に於て支那事變勃發し、之が影響を蒙り止むなく既定工費を節減し工程も一部縮少を圖つたのである。而して計畫第二年度は、事變の長期戰態勢と之に伴ふ物資需給計畫の改定に順應して既定豫算額の四割を節減し、次いで第三年度たる昭和十四年度に至るや事態は大規模戰闘より長期建設の新段階に入つたが、戰爭及建設の兩面同時遂行による時局の重壓は益々加つて來たので、電信電話擴張改良計畫に於ても、直接軍事國防に關するもの、物資動員計畫の基本方針に關聯する生産力擴充並に輸出振興に關するもの、みに目標を置いて、之等の施設の整備擴充を圖ることに努めたのであるが、物資需給の制約を受け更に

區別	既定計畫(第七十議會協賛)	改定計畫(實行豫算)	増減(△)
一、工程			
電信	電信回線増設改良 一四回線 電信取扱開始 一、六五局所 電報送受用電話機施設 三〇座 對外並對外無線電信 二方面 連絡施設の擴充 五局 固定局船舶局整備 三局 非常連絡用携帶無線電信施設 四臺	四八回線 一、三八〇局所 二八座 二方面 三局 四臺	△ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △
電話	加入者増設 八〇、〇〇〇名 市外電話回線増設 一一、二〇〇軒	一七、五〇〇名 四八、六四軒	△ △ △ △

計畫の改定縮少を行ふの餘儀なきに至つた。而して昭和十五年は、支那中央政府の成立を契機として新たな建設段階に入り、又複雑多岐を極むる國際情勢に鑑みて益々國家總力の充實強化を必要とするに至つたので、之に對應して國家各般の活動の基礎的施設たる電信電話施設は益々整備擴充の急務に迫られたが、諸般の情勢は之を許さず、仍て已を得ず時局下緊急差措き難い施設の一部を實施することとして既定計畫工程を改定したのであるが、更に之が實施に際し、總額に於て約一割二分方の節約を餘儀なくされたのであつて、今此の改定計畫の實行豫算工程を、第七十議會の協賛を経た現行五箇年計畫の十五年度既定工程に比較すれば次表の通りである。

區別	既定計畫書 (第七十議會協賛)	改定 行定 豫計 算書	増減 (△)
通話事務開始	一、七〇〇局	六〇〇局	△
交換事務開始	五〇〇局	四〇〇局	△
公衆電話所増設	五〇〇箇	一〇〇箇	△
國際無線電増設	—	—	—
通信路増設	—	二座	—
固定局新設整備	一局	一局	—
船舶局新設整備	—	—	—
超短波港灣新設	—	一局	—
無線電話新設	—	—	—
二、工費			
電信擴張改良費	二、三九、〇〇〇	三、七九、〇〇〇	△
電話擴張改良費	九三、七九、〇〇〇	三七、四八、〇〇〇	△
單獨施行補充費	三、三八〇、〇〇〇	三、三八〇、〇〇〇	—
計	九、五八、〇〇〇	四、六七、〇〇〇	△

三、電氣通信委員會の活躍

對外放送の擴充と新體制下に於ける電氣通信施設の擴充整備の根本方策を答申す

イ、對外放送關係——諮問第二號

聖戰の遂行上ラヂオの分擔する國家的使命の重大なるは嗚々を要せずして瞭かであるが、就中對外放送の

擴充を圖り之を遺憾なく活用することは現下の諸情勢に鑑み洵に喫緊の要務と謂ふべきである。依つて遞信省に於ては豫て電氣通信委員會に遞信大臣諮問第二號として右に關し諮問中の處、昭和十五年一月二十九日同會より有效適切な答申があり目下之が實現に邁進中である。

尙遞信大臣諮問第二號及之に對する答申の要旨は左記の通りである。

遞信大臣諮問第二號

今や放送無線電話ノ國家的使命ハ愈々加重セラレツツアル處我國内外ノ情勢並ニ世界ニ於ケル放送事業ノ趨勢ニ鑑ミ對外放送ノ擴充ヲ圖ルハ正ニ刻下ノ急務ナリ
依ツテ之ニ關スル意見ヲ問フ

答申要旨

現下の國際情勢と列國の對外放送陣營の著しい強化とに鑑み、我國對外放送の劃期的擴充を圖ることは眞に刻下の急務なるを以て、左の方策を講ずるを適當と認む。

- (1) 我國の短波に依る海外放送は相當の改善を見たが、未だ充分に其の機能を發揮し得ざる憾あるを以て、別表の如く海外放送の規模を擴充すること
- (2) 中波による大電力放送は隣接國に對する對外放送として必要なるのみならず外來電波の制壓上肝要なるを以て、既に計畫中の内外地に於ける大電力放送施設の急速なる實施を爲すこと。
- (3) 在外同胞並に諸外國人の我國對外放送の聴取に便ならしめる爲、聴取用受信機の製造販賣に關し適當なる措置を講ずること。
- (4) 對外放送の効果を調査せしめる爲適當なる措置を講ずること
- (5) 對外放送の實施に付いては日滿支關係機關の緊密なる連絡を保持すること

方 向	目 的 地 方	使 用 國 語
近 東 向	トルコ、シリア、パレスタイン、イラク、トランスジョルダン、アラビヤ、ペルシャ、エジプト、アフガニスタン、印度西部	日、英、アラビヤ語
歐 羅 巴 向	歐洲一帯	日、露、英、獨、佛、伊語
南 米 向	アルゼンチン、チリ、ペルー、ポリビヤ、ブラヂル	日、西、葡語
北 米 東 部 向	北米東部	日、英語
北 米 西 部 向	北米西部	日、英語
中 米 向	メキシコ、グアテマラ、パナマ、ホンジュラス、ニカラグア、コロンビア、エクアドル、ヴェネズエラ	日、英語
布 哇 向	布哇	日、西語
濠洲、新西蘭向	濠洲、新西蘭、ニューギニア	日、英語
南支、海峽植民地、印度向	南支、佛領印度支那、海峽植民地、印度	日、英、蘭、泰、佛、馬來、支語

(備考)

- 一、歐洲、北米、南洋等は實施上分割して放送することあるものとす
- 二、右の外外地及在外邦人を目標とし短波を以て東京第一放送を中繼放送す
- 三、本擴充の爲に現用放送機(短波五十キロ一臺)の外更に短波五十キロ三臺、二十キロ一臺新設擴充するものとす

口、電氣通信施設の擴充整備關係——諮問第三號

東亞新秩序建設の進捗と世界變局の目まぐるしき推移に伴ひ國家の防衛、國力の充實發揮上絶対不可缺の要具たる電氣通信の國家的使命は愈々重大を加へ、内外の新事態に即應する新な電氣通信施設の整備が強く

要請せられるに至つたのであるが、他面近時我國電氣通信事業は諸般の關係より施設の整備遅々たる結果、國力の進展に伴ふ通信の大増勢に對應すること能はず電信電話共に極度の行詰り状態を呈し之が打開の急務が頓に痛感せられるに至つた。

茲に於て遞信省は電氣通信委員會に對し遞信大臣諮問第三號を提出し内外の諸情勢に對應する電氣通信施設の急速な整備擴充に關する意見を求めたのであるが、之に對し昭和十五年十月四日答申を得、目下之が具體化を講究中である。

遞信大臣の諮問第三號及之に對する答申の大意は左記の通りである。

遞信大臣諮問第三號

現下内外ノ諸情勢並ニ我國電氣通信事業ノ現状ニ鑑ミ東亞ノ新事態ニ即應スル如ク電氣通信施設ノ適切且急速ナル整備擴充ヲ圖リ以テ國家總力ノ充實發揮ニ遺憾ナカラツムルハ正ニ須要ノ時務ナリト認ム仍ツテ之ニ關スル意見ヲ問フ

答 申 要 旨

今や世界の一大變局に對處して大東亞新秩序の建設を完遂せんとする我國曠古の重大時局に當り、國家各般の活動の基礎的施設たる電氣通信を其の質及量の兩面に亘り劃期的に擴充強化し、以て軍事、政治、經濟其他樞要なる國家活動の迅速活潑なる運行を確保するは正に刻下の急務とす。而して之が爲には現下諸般の事情に稽へ特別なる工夫畫策の下に電氣通信施設の擴充整備を爲すの要あると共に、事業經營形態の改善、國內諸通信網の統合調整、電話の合理的配給、電氣通信技術の飛躍的向上等に配意せざるべからず。仍つて左の諸方策を實施するの要ありと認む。

一、電氣通信施設の擴充整備

(一) 擴充整備の基本方針

現下諸般の情勢に鑑み擴充整備すべき通信施設は重點主義に依り軍事、國防、生産力擴充、大陸及南方開發、貿易振興等國家的要請を充足することを主眼とし大要左記事項の急速なる實現を期するの要ありと認む。

- (1) 國防の整備に即應する施設の擴充を圖り併せて有線放送の實施に必要な施設を整備すること
 - (2) 大陸連絡幹線通信ケーブルの整備擴充を一段と促進すると共に對南方諸地域其の他重要國際通信施設を整備し東亞新秩序建設工作の迅速活潑なる遂行を確保すること
 - (3) 國內に於ける重要地を連絡する施設に付ては可及的に即時通信を爲し得る如く擴充整備し以て重要通信の迅速確實なる疏通を確保すること
 - (4) 加入電話に付ては時局上重要な需要を十分に充足し得る如く其の架設數を増加すること
 - (5) 大都市内並に大都市と其の近郊重要産業地との間の通信施設を整備し以て之等地域に於ける時局上重要な通信の敏速化に努むること
 - (6) 天災、空襲等非常災害時に於ける重要地間通信連絡の確保に必要な施設を整備すること
- (二) 擴充整備上特に留意すべき事項
- 擴充整備に方りては今後に於ける事態の進展を十分考慮して其の計畫を樹立すると共に特に現下諸般の情勢に鑑み極力物資、資金及勞力の節約を期し且通信機能の高度化を圖ることを目標とし大要左記の諸點に特に留意するを適當なりと認む。
- (1) 擴充整備に方りては施設の重要度に應じ施設の量、質等を按配し其の適正を期すること
 - (2) 既設設備の維持改良を十分に行ひ一層之が高度なる活用を圖ること
 - (3) 事業運営の經濟合理化の見地より電氣通信諸制度及機器用品類を一層検討し之が改善を圖る事
 - (4) 混信防遏、電波統制に有效なる措置を講じ一段と無線施設の活用に資すること

(三) 擴充整備に要する資金、物資及人員に對する措置

- (1) 資金
從來電氣通信施設の擴充整備遲々として進まず現下の緊要なる時局的要請に應ふる能はざるに至りたるは所要資金の調達不十分なるに基因する所大なるを以て電氣通信の使命並に通信事業特別會計制度設定の本旨に鑑み前記方針に基く擴充整備に當りては公債の發行其の他資金確保の方策に付十分なる配意を爲すの要ありと認む
- (2) 物資
前記擴充整備の實施上必要な物資に付ては電氣通信の使命に鑑み十分配意し以て右擴充整備の實現を確保するの要ありと認む
- (3) 人員
電氣通信施設の機能を十分に發揮せんが爲には之が擴充整備並に其の運用に必要な人員就中技術者の充實を期するの要切なるものあるを以て其の養成並に確保に付適當なる措置を講ずるの要ありと認む

二、電氣通信施設の擴充整備に關聯する重要事項

- (一) 電氣通信事業經營形態の改善
國運の進展に對應し電氣通信施設の遺憾なき擴充整備を圖り以て國家總力の充實發揮の全きを期せんが爲には現在に於ける事業の經營形態の再検討を行ひ國內施設に付ても適當なる範圍に於て民間參加の方法を採り其の擴充整備を迅速圓滑に遂行するの方策に付考究するの要ありと認む
- (二) 各種電氣通信施設の統合調整
我國電氣通信施設は多數の管理主體に分屬する爲施設の重複を生じ物資、資金及勞力の不經濟を招來

し居るのみならず相互に有機的連絡を缺くの結果必要な場合に於て之を総合的に動員活用し得ざる憾渺からざるものあり

仍つて現下の情勢に鑑み各種電氣通信施設の機能及使命を全うせしめつゝ其の施設の徹底的經濟化並に総合的通信機能の昂揚を圖ることを目標とし關係機關間に適當なる協議機關を設け大要左記方針に基き其の具體化を圖り速に實行に着手するの要ありと認む

- (1) 各種電氣通信施設は適當なる方法に依り可及的に之を統合し其の重複を避くること
- (2) 重要區間に於ける各種通信網は非常時其の他必要な場合相互に使用し得る如く豫め所要の措置を講じ各種通信網の連繫を確保すること
- (3) 關係機關に於て施設計畫を樹立する場合は前各號の趣旨に副ふ如く豫め其の調整を圖ること
- (三) 既設加入電話に關する統制

既設加入電話に關する統制は事態の推移に鑑み時局上緊要なる電話需要を充足することを重點とし之を強化するの要ありと認めらるゝを以て時局的必要性稀薄なる需要に對しては電話の供給を制限する等適當なる措置を講ずると共に時局的必要性乏しき加入電話の活用に關し適當なる方法を考究するの要ありと認む

(四) 電氣通信技術の振興

世界技術界の封鎖的動向並に國內に於ける物資關係其の他の時局的重壓に對處して我國電氣通信施設の質的向上を圖り其の総合的整備を爲すと共に我國電氣通信權の對外的伸張の基礎を確立せんが爲には其の基盤を爲す電氣通信技術の發達に俟つ所極めて大にして之が爲には技術の進歩發展の母體たる研究機關を整備確立するを必須の要件とす

仍つて左の方策を講じ列強に比し著しく不備劣勢なる我國電氣通信技術研究機關を擴充強化し以て電

氣通信技術水準の全面的なる飛躍的向上を企圖するの要ありと認む

- (1) 電氣通信技術の科學的基礎研究及技術的應用研究を専門且徹底的に行はしむる爲國營の強力大規模なる研究機關を設置すること、し尙之が爲必要な限度に於て既存研究機關を之に統合すること
- (2) 民間に於ける工業化研究機關の整備擴充を期せしむると共に政府に於て重點主義に依る國家的意圖に基き其の研究方向の統制を強化すること
- (3) 關係研究機關は相互に緊密なる連繫を保持し技術の相互融通に依り総合的研究効果を發揮する事
- (4) 技術研究者の育成指導に配意し以て研究機關の人的充實を期すること

四、東亞電氣通信協議會の設置

日滿支電氣通信事業の連繫を強化し其の総合的發達を圖る

今次支那事變の勃發に伴ひ、現地に於ける軍作戦上並に占據地域の治安工作上電氣通信施設の復舊整備を焦眉の急務とする必然の要求に基づき、現地各地に相踵いで中國の特殊法人として蒙疆電氣通信設備株式會社、華北電氣電話株式會社及華中電氣通信株式會社の設立を見夫々當該地域に於ける電氣通信の急需に對應し來たつたのであるが、日滿支三國間に密接不可離の鞏固な連繫を結成し大東亞共榮圈の確立を圖る爲には國防、軍事、外交、産業、經濟、文化等社會各般の活動の中樞機能を掌る東亞電氣通信設備の整備擴充を刻下の急務とするのである。されば政府は曩に國際電氣通信株式會社を擴充して日滿支を結ぶ電氣通信幹線路の整備擴充に當らしめつゝあつたのであるが、他方日滿支各電氣通信事業者間に於ては事業の實體たる業務及技術上の諸事項に就ては専ら個別的に協定實施せられ、東亞電氣通信事業の圓滿なる運行上遺憾の點少からず、之が有機的機能を最高度に發揮せしむる爲には各地域の業者を通じ業務及技術の連絡を一層緊密にするの必要あるのに鑑み、遞信省に於ては之等各事業者間の連絡協議機關として東亞電氣通信協議會設置を提

議し、關係各機關一致の賛同を以て昭和十四年十月之が設立を見たのである。而して其の第一回會議は同年十月二十日より三日間東京にて開催本協議會の運用方針其の他幾多の重要問題に付極めて眞剣に協議され大の成果を収めたのであるが、同十五年十月再び東京に第二回會議開催せられ、該會議に於ては、十月十四日より三日間の本會議に先立ち、同八日より三日間豫備會議を開催して重要問題の下審議を爲す等慎重を期し豫期以上の成果を挙げ得たのであるが、之が決議事項は今後漸を追つて實行に移される筈であり、又本會議は將來毎年恒例的に開催せらるゝことゝなつてゐる。

尙本協議會の構成「メンバー」は次の通りである。

逓信省、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、南洋廳、國際電氣通信株式會社、日本電信電話工事株式會社、日本放送協會、朝鮮放送協會、臺灣放送協會、滿洲電信電話株式會社、華北電信電話株式會社、華中電氣通信株式會社、蒙古郵電總局、蒙疆電氣通信設備株式會社

五、逓信大臣の指定に係る軍用資源秘密の保護に関する省令の制定

昭和十四年三月法律第二十五號を以て公布、同年六月二十六日より施行せられた軍用資源秘密保護法は、國防目的達成の爲軍用に供し又は軍用に供すべき人的及物的資源に關し、外國に對して秘匿するを要する事項の漏洩を防止する目的を以て立法せられたもので、同法運用の基軸を爲す要秘匿事項は原則として陸軍大臣又は海軍大臣が之を指定するが、例外として指定の對象が特定官廳の管理に屬する場合は當該主務大臣が指定し、且之に關し秘匿措置を爲すことを委任されてゐる。而して逓信省としては、差向逓信大臣の管理に屬する電氣通信關係事項に付き規定するの要ある爲、陸、海兩省と協議を重ねた結果、同年十一月十五日省令第五十四號を以て「逓信大臣の指定に係る軍用資源秘密の保護に関する件」を制定公布し、同年十二月一

日より施行せられた。

其の概要を述べれば次の通りである。

- (1) 逓信大臣の管理に屬する電氣通信關係の「軍用資源秘密」を指定したこと
- (2) 指定せられた設備に關する秘匿の措置を命ずることあるべきこと
- (3) 指定せられた設備の場所への立入、測量、撮影等を禁止せられたこと但し逓信大臣の許可又は承認を受けたものは除外せられること
- (4) 尙右行爲の許可又は承認を受けんとする場合は一定の出願手續を要すること
- (5) 政府の公表したもの以外の軍用資源秘密を特に開示し、交付し又は公けにすることの許可又は承認を受けんとする場合は一定の出願手續を要すること
- (6) 出願に依り許可又は承認せられたときは許可證又は承認證を交付せられ之を滅失した場合は届書の提出を要し又之の再下付を受けんとする者は一定の手續を要すること
- (7) 交付せられた許可證又は承認證は當該行爲を爲すとき携帯竝に呈示すべき義務を有すること
- (7) 指定設備の場所に設置した標識を損壞等に依り之を無効ならしめた者は五十圓以下の罰金を科せられること

六、電氣通信技術者資格檢定規則の制定

輓近電氣通信工學の異常なる發達に伴ひ、電氣通信設備の構造は著しく複雑精緻を極め、之が建設保守又は機器製作に關する技術は愈々高度化されて來た。従つて之等技術者の素質及技能の如何は直ちに電氣通信の運用に影響する所尠くないのである。加ふるに國際電氣通信株式會社改正法律の實施に伴ひ、同法に依る技術者選任に關する規定の制定と關聯し、電氣通信技術者の資格檢定制度の制定を必要とするに至つたの

で、昭和十五年三月三十日逓信省令第十三號を以て電氣通信技術者資格檢定規則公布せられ、同年四月一日より實施せられた。之に依つて技術の内容及程度に適應した技術者をして技術を擔任せしめ、以て適材適所主義の基礎を確立し併せて技術者の登龍門とも云ふべき途が開かれたのである。而して本規則の概要を示せば左の通りである。

- (1) 資格級別は第一級、第二級及第三級の三階級とし、第三級に限り之を更に有線無線の二種に分つて檢定を行ふこと
- (2) 檢定の方法は試験及銓衡とし、試験には第一次試験（學科）と第二次試験（實驗及口頭試問）とがあること
- (3) 檢定手数料は第一級十圓、第二級六圓、第三級三圓であるが、學校卒業者にして、卒業後二年以内に銓衡檢定を申請する場合に限り特に各級共二圓である。
- (4) 檢定合格者には合格證書を付與し且其の氏名を官報に公告すること
- (5) 特に逓信大臣の認定を受けた學校又は逓信大臣の指定した養成所に於て、電氣通信工學を専修し卒業したる者に對しては第二級以下の資格を檢定に依らずして付與する途も開いてあること

七、電信電話事業の輻輳緩和對策の具體化——

電報窓口取扱時間の短縮、電報定時配達制の實施、監査部配置一部定員の配置替、三等郵便局職員電氣通信技術特別檢定規程の改正、時局下比較的不要不急制度の改廢（以上電信）、著信交換證の作成省略、電話番號の豫報及確認の廢止、案内事務の「サービス」低下（以上電話）

支那事變の進展に伴つて電信電話の輻輳は愈々其の度を高め、昭和十四年度電報取扱数の如きは事業創始以來の最高記録を示し、其の増勢は殆んど底止する處を知らない状態であるが、之に對應すべき通信施設の整備擴充は勞力、物資の制約を受け、到底之等通信の増勢に追隨することが出來ず、此の儘に放置するに於ては前世界大戰當時に經驗した如き電氣事業全體の混亂を再來する虞なしとせず、電話に於ても通話の完璧を期し得ないのは勿論、交換事務遂行上にも支障を來さんとする事態に立至つたので、之が救済を圖る爲に根本的對策を考究する一方、先づ取敢へず當面の事態に對處すべく各種の應急對策を講じ、内部的には取扱事務の簡易化、合理化を圖ると共に、從來の所謂「サービス」に屬する役務に付ては通信の本質的目的を確保する範圍内に於て可及的に之を改廢すること、したのであるが、其の主な事項を挙げれば次の通りである。

イ、電信對策

(一) 電報窓口取扱時間の短縮（電報配達事務を取扱はない無） 集配三等局以下の局所に限る

三等局以下の局所に於ては一般に配置人員僅少にして、服務時間長く給與亦充分でない爲、今次事變の進展に伴ふ一般勞務の拂底と相俟つて轉退職者激増し、之が後補充も極めて困難な状況に加へて、一、二等局同様各種業務の取扱著しく輻輳し、爲に従事員の服務過重甚しく、此の儘放置するに於ては能率の低下とサービスの下降は愈激化すべく、特に速達を要する重要通信遅延の虞あるのみならず、國債の賣出或は貯蓄獎勵等重要國策の遂行にも到底十全を期すること困難となつたので、昭和十五年六月廿四日之が應急的救済策として、比較的公衆に及ぼす影響薄い電報配達事務を取扱はない無集配三等局以下の局所（電信取扱所を除く）の窓口取扱時間を左記の通り短縮して其の餘力を活用すること、なつた。

在 來 時 間	改 正 時 間
毎年三月一日より 午前七時より午後八時迄 十月三十一日迄 但し休日及休暇日に限り正午迄とす 毎年十一月一日より 午前八時より午後八時迄 翌年二月末日迄 但し十二月二十九日より同三十一日迄を除くの外 休日及休暇日に限り正午迄とす	午前八時より午後六時迄（十二月二十九日より同三十 一日迄を除くの外休日及休暇日に限り正午迄とす） 但し通信局長の指定したる局所に於ては休日及休暇 日等に於ける取扱を爲さず 尙通信局長は一定の地域を限り平常日の取扱時間を午 前八時より午後四時迄に特定し得るものとす

尙右と同様の趣旨に基き、昭和十五年度に於ては、電話加入区域内三等局の電信事務開始は、特に急施を要するもの、外、當分見合はせ、又鐵道停車場の電信取扱所増設計畫も一部之を繰延べること、なつたのである。

(二) 電報定時配達制の實施

電報は著信の都度即時單配に附するのを速達上最も理想的とするが、電報の連續著信する繁忙局に於ては之が實行は殆んど不可能であつて或程度の兼配を行はざるを得ないことは明かである。而して在來の適時配達方法は之が兼配の方法を電報著信の實況に應じ凡べて配達掛の臨機應變の適切な率領に委ねて居たもので、配達量が平常の状態にあり其の運用が當を得た場合に於ては極めて有効な配達方法であるが、支那事變の進展に伴ひ電報の配達量が急激に増加し之に對應する電報集配員の増員意の如くでなくなつて、配達掛に於て在來の如く臨機應變の適切な措置を講ずること極めて困難となり、爲に電報集配員の負擔は益々過重となり電報配達成績の低下著しく、此の儘放置を許さざるに至つたので、之が救済を圖る

爲在來の配達方法に代へ電報定時配達制を全國必要局に實施のこと、なつた。其の配達方法の要題を述べれば次の通りである。

- (1) 各局の受持直配達地域を數區に分割して配達區畫を設定し集配員の兼配行程を一定ならしめること
 - (2) 適當の間隔を置いて配達時刻を一定し之に依り集配員の出發時刻を一定ならしめること
 - (3) 服務方法を改正して前配の配達區畫と配達間隔時間とを維持實行し得る様配員を按配すること
- 即ち本方法は在來の適時配達方法に於て配達掛の率領に一任した分野を可及的計畫化し、一定の配達區畫と、配達時間と、集配員の三者を相互關聯的に巧妙に結合せしめることに依つて、可及的集配員の勞務の軽減と之が均衡を圖ると共に、電報の配達速度（電報が配達掛に到着してより達了迄の所要時分）を常に一定の限界内に確保し、配達サービスの均整化を圖らんとする方法である。

(三) 監査部配置定員の一部を通信部に配置替

通信部配置定員極度に逼迫した狀況に鑑み、之が救済を圖る爲止むを得ない應急措置として、監査事務の運用を極度に切詰ること、し、在來此の方面の配達定員二八四名中一〇四名を通信部に振り向け、以て可及的の第一線通信要員の充員に資すること、なつたのである。

(四) 三等郵便局職員電氣通信術特別檢定規程の改正

今次事變勃發以來電信有技者の異動頻繁にして缺員に缺員を累加するの狀況である爲、之に對處するの一方途として、從來の三等郵便局通信事務員電氣通信技術特別檢定規定に改正を施し、從來の受験資格が通信事務員に限定されてゐたのを、通信手、集配員に迄擴張し、其の名稱を改め、且つ又試験科目中モールス印字通信に依るものは之を削除すること、し、昭和十五年二月二十日から實施されたのである。

(五) 時局下比較的不急不要制度の改廢其の他

電信業務の輻輳緩和對策として、人的、物的施設の充實を圖る反面現存施設を最高度に活用する爲に、時

局下に於て比較的不急不要通信の抑制、電文の簡約化の周知宣傳を爲すと共に、制度上に於ても從來のサービス主義の修正、特殊方面の利用を目的としたサービスの整理等、可及的に一般公衆の国民生活上影響の甚い範圍に於て其の改廢を施し、勞務節減、事務簡捷、物資節減を圖りつゝあるが、其の中既に實施されたものを擧げれば次の通りである。

- (1) 寫眞電報丁號頼信紙の規格を改正（縦九糎、横七・五糎の正方形に近いものから、縦一三・五糎、横六糎の長方形に改正）し、又フィルム配達を廢止したこと。（昭和十四年十月一日より實施）
- (2) 翌朝配達電報の時間を繰上げ、午後十一時以後の著信電報は内容特に急を要すと認められたもの、外、翌朝電報取扱時間の開始を待つて配達すること。（昭和十五年七月一日より實施、以下同斷）
- (3) 配達日時指定電報の取扱を廢止したこと。
- (4) 別紙配達電報の配達に際して、受信人よりの受取證を徴することを廢止したこと。又別使又は舩船配達料の不使用又は剩餘の料金は料金納付者の請求を俟たず還付すること。
- (5) 慶弔電報の特殊送達紙の使用を中止したこと。

口、電話 對策

(一) 著信交換證の作成省略

従來も一、二等局及特定三等局發信の市外通話に對する著信交換證の作成は之を適宜省略せしめてゐたのであるが、之が範圍を擴大し普通三等局以下のものに對しても全面的に之が作成を省略せしめ、手續の省略により市外交換取扱の能率向上を圖ることとし昭和十五年七月十日より實施した。

(二) 電話番号の豫報、確認の廢止

交換局に於て所屬の加入者から市外通話の請求を受けた場合、著信局に至る回線が直通線でない場合は後位局に對し請求者電話番号を豫報することとなつてゐたのであるが手續省略の見地からこれを廢止し、又市

外通話の接続に關しては著信局より對話者出た旨の通告によつて對話者電話番号を確認した上通話を開始せしめることとなつてゐたのであるが、これも當分の内確認することなく著信局から對話者出た旨の通告に依つて直に通話を開始せしめることとした。

(三) 案内事務の「サービス」低下

火災の場合の問合や時間問合に對してこれが濫用を抑制するが爲之が應答を廢止することとした。

八、慶弔電報規則の改正――

取扱事務簡捷、物資節約を圖る

慶弔電報利用の實況に鑑み之が規則を整備すると共に、事務簡捷、物資節約を圖る目的の下に左記の通り慶弔電報規則中に改正を加へ、昭和十四年十二月一日から實施し、慶弔電報特殊送達紙の使用を中止することとしたのである。

- (1) 慶弔電報には官報及私報の區別を認むることに改め、慶弔官報に對し一般官報の料金を課することとなつたこと。
- (2) 移動局に著する例文慶弔無線電報の名宛料及陸上局に於ける保管期間の指定に關し明文を設けたこと。
- (3) 移動局相互間に直接發受する例文慶弔無線電報の料金を特定したこと。
- (4) 年賀電報の受付期間を十二月二十日から翌年一月十日迄に限定したこと。
- (5) 慶弔電報は一般私報に準じ送達することに明文を設けたこと。
- (6) 特殊封筒の使用を廢止したこと。

九、昭和十五年度電話加入申込の受理制限——

銓衡受理原則踏襲、期限外加入申込制度の創設

昭和十五年度に於ける重要物資の使用制限は益々強化されるに至つたので、加入者増設方針は昭和十三年度以來の方針を徹底せしめる爲に、原則として銓衡に依り受理を決定することとし、又事變の進展に伴ふ諸情勢に對應せしめる爲期間外加入申込とも稱すべき新制度を創設し、昭和十五年三月十四日逓信省令第七號を以て「昭和十五年度電話加入申込ノ制限ニ關スル件」を公布し、四月一日より之を施行し一萬七千五百名を増設することとなつたのである。

其の省令の概要は左の通りである。

- (1) 加入申込は時局上必要な事業の用に供するものに限り之を受理すること。
- (2) 原則としては銓衡受理を爲し、抽籤受理は例外的措置としたこと。

従來の受理方法は實際上抽籤に依る場合が多かつた爲、折角加入申込者の資格を制限しても其の趣旨に副はない場合もあつたのに鑑み、本年度は銓衡受理を原則とし、所轄逓信局長は加入申込の個々に付き、事業の業態、規模、既設電話の有無等を綜合稽查し、時局上の必要度に従つて順次受理を決定し、若し時局上の必要度に付き順位を附し難い場合に限り、已むを得ざる措置として例外的に抽籤に依つて受理を決定する方法を採ることとしたのである。

- (3) 加入申込受付期間外に於ても、時局緊要事業に對し受理するの途を拓いたこと。

加入申込の受付は従來年度内一回限り行ふに過ぎなかつた爲、期間經過後に於ては時局上如何に電話の必要緊急な事業でも公益受理標準に該當するもの、外は次年度の申込受付を待つか、又は市場に於て電話を入手する以外に手段がなかつたのに鑑み、本年度は特に時局上緊急な事業の用に供するもので、而

も受付期間内に申込を爲し得かつた特別の事由（例へば工場の擴張、新設）ありと認められたものは、事業上又は工事支障なき限度に於て隨時架設に應ずる途を拓き、事變下に於ける電話に對する緊急的需要を充足することとした。

- (4) 本令に依り開通した電話の加入及其の加入者が従來から有した電話の加入は原則として其の譲渡を禁止すること。

本令に依り開通した電話は絶対に射利的投機的に利用せしめない爲、例へば法人たる加入者が解散又は消滅した場合、或は加入者破産の宣告を受けた場合の如く、所轄逓信局長が已むを得ざる事由ありと認め特に許可した場合の外、新規開通の電話は勿論該加入者が従來有した同一電話官署所屬の電話に對しても、當分の内譲渡を禁止したのである。

- (5) 申込者の資格審査其の他受理決定上必要な書類を提出せしめること。

加入申込が受理標準に該當するか否かを認定する資料として、所轄逓信局長は必要ありと認めるときは、加入申込書の外證明書類又は参考書類を提出せしめることとした。若し之等提出書類に不實の記載を爲し、電話官署の認定を誤らしめた場合には、一旦受理した申込を取消し、又開通後に於ては該電話の加入を取消し、不正手段に依る電話架設に對し制裁的措置を採ることとしたのである。

一〇、電話統制の擴充——

電話統制地の擴張及電話配給方法の改正

(一) 電話統制地域の擴張

電話市價の昂騰を抑制し、電話取引を繞る各種不正行爲を交除して、正當な電話利用形態を現出せしめる目的を以て昭和十四年一月十日電話規則に一部改正を加へると共に電話營業者公認制度を創設し、差向大

都市及其の近郊地二十六局に對し電話統制を實施したのであるが、其の後に於ける統制地域外の實情を觀るに、電話需給の不均衡は益々甚しく市價は各地共急激に奔騰し、各種不正行爲をさへ現出し到底此の儘に放任し難く之等に對しても統制を加へるの必要を痛感されるに至つたので昭和十四年十二月十五日より翌十五年一月一日に至る間に於て、左表の通り地方の中小都市の内市價昂騰の著しい電話取引上弊害の多い百三局に對しても電話取引業者公認制度を實施することにしたのである。斯くて殆んど全國的に統制地域を擴張し、現在百二十九局、加入者約六十萬に對して本統制が實施され、着々其の効果を改めつゝある次第である。

逓信局別	統制指定局
東京都市	本田、池上、羽田、吉祥寺、川崎、溝ノ口、練馬、石神井、外一〇局
東京地方	川口、浦和、市川、北八幡、靜岡、清水、濱松、新潟
名古屋	金澤、豊橋、岐阜、富山、福井、高岡、一宮、岡崎、四日市、桑名
大阪	和歌山、茨木、豊中、岸和田、六甲山、明石、舞子、西宮、芦屋、伊丹、姫路、徳島、外三〇局
廣島	廣島中央、岡山、下關、長府、江ノ浦、下關本村、吳、尾道、宇部
熊本	福岡中央、門司、小倉、八幡、若松、戸畑、飯塚、直方、長崎、佐世保
仙臺	仙臺、豊釜、青森
札幌	札幌、函館、小樽

(二) 電話配給方法の改正

電話統制方策實施後に於ける電話需給關係を觀るに、電話の供給不足は愈々激化し、到底此の儘放置し難い状況に至つたので、之が調整方法殊に配給方法の改正に付ては鋭意考究して居つたのであるが、漸く之に對する成案を得たので六大都市の分に付ては五月二十一日其の他の分に付ては八月十九日、組合に對し指示し實施せしめることとしたのである。以下改正の要點を摘記すれば左の通りである。

(一) 六大都市組合

- (1) 買入注文書に對し局別に受付順位を附し最先順位のものより順次配給すること
 - (2) 特別級電話に對しては前號に依らず買入注文書に對し抽籤を行ひ當籤者に配給し得ること
 - (3) 賣電話届出組合員に對し實質上同數の電話を配給すること
 - (4) 手数料を増額し且その收得率を變更し賣電話届出組合員にその大部分を收得せしめること
- (二) 其の他の組合
- (1) 買入注文書に對し抽籤を行ひ當籤者に配給すること
 - (2) 手数料は増額せざるも其の收得率を變更し賣電話届出組合員に其の大部分を收得せしめること

一一、標準電波の發射

無線通信の安定確保

無線通信の安定を確保する爲には各々の發射電波を正確且安定ならしめることが必要である。之が爲には常時自國の發射電波並に外國よりの到來電波の監視をなす電波監視局の設置と共に、他面標準電波を發射して電波計の較正並に送信機の調整等に資するを要するのであつて、本邦に於ては昭和十五年一月より東京都市逓信局檢見川分室に於て短波五キロワット送信機を以て標準電波（毎週火曜日に標準持續電波、毎週金曜日に標準變調電波）を一定時に發射することとなつたのである。

一二、津輕海峡に搬送式多重無線電話の施設

本邦最初の海峡横斷超短波通信の實現

昭和十五年五月より業務を開始した津輕海峡横斷超短波に依る搬送式多重無線電話は、逓信省が無線科學

の粹を盡して完成した世界に誇るべきものであつて、本方式は従来の搬送式電信電話が基本回線として有線を利用したのに代へ、基本回線たる實線を必要とせず、而も一装置に依り有線電話回線六回路に相當する通信路を設定して多重通信を爲し得る（現在は有線電話回線數と同數回路を使用）ばかりでなく、其の工事費並に維持費共有線に比し遙に低廉である。

一三、無線同報通信の開始及報道通信施設の整備擴充

同報無線電報規則制定、同盟通信社内 東京中央電信局分室設置

内外の諸情勢は、愈々ニュース報道政策の重要性を加重しつゝあるとき、豫て同盟通信社内建設中の國內無線同報通信施設も完成して事業を開始したのであるが、之と同時に海外及國內ニュースの蒐集頒布を一段と敏速化せしむる爲、新に同本社内に東京中央電信局分局が設置されるに至つたのである。

(一) 無線に依る國內同報通信制度

昭和十一年度以降豫算九十萬圓と一部同盟通信社の受信設備の提供とに依り、同盟通信社本社内に送信設備を、又全國主要都市に在る同社支社局内に之が受信設備を夫々施設し、同盟通信社から發する刻々のニュースを全國同時に受信すること、して豫て試験的に實施中であつたが、愈々昭和十五年五月より業務を開始すること、して新に同報無線電報規則を制定公布した。

而して受信箇所は差向き内外地併せて三十箇所であるが、近く六十箇所に達する豫定であつて、之が爲從來のニュース通信は劃期的に迅速となり、全國各地新聞紙のニュース報道上のスピード化は蓋し刮目に値しよう。又此の施設はニュース通信ばかりでなく政府の特殊通信例へば中央官廳から各地方官廳宛同時に通報する緊急指令通信等にも利用せられるのである。

(二) 同盟通信社内東京中央電信局分局設置

同盟通信社が世界到強の強大通信社に比肩拮抗して、眞に我國に於けるナショナル、ニュース、エーゼンシーとして十分な國家的活動を爲すに對應し、各種情報通信の敏速な蒐集頒布の業務を能ふ限り迅速且正確に取扱ふことを期し、昭和十五年五月より同盟通信社本社内に東京中央電信局分局を設置したが、その設備は對外放送（送信）設備四臺、外國放送（受信）設備五臺、對船舶向放送設備一臺、同報無線電信送信設備二臺、和文印刷電信回線一回線、歐文印刷電信回線一回線、音響單信電信回線二回線である。

一四、航空無線電報規則の制定

航空線無通信制度の確立

昭和四年我國最初の商業定期航空の開始と同時に航空無線通信の取扱を開始したのであるが、爾來十一年の歳月を閲し、其の間航空事業の躍進的發達に即應して航空無線通信施設も飛躍的に整備擴充せらるゝに至つた。然しながら從來我國の航空無線通信運用の制度は、船舶無線通信に之が基準を置いてゐた爲、航空通信の特異性に對し實情に副はぬ點があつたので、今回之を根本的に刷新して現在の發達せる航空事業の圓滑な運行に資すると共に、更に將來の航空事業の飛躍的發達に對應せしめんが爲、航空無線電報規則を制定して航空無線の運用に關し之が基礎的の確立し昭和十五年九月一日より實施したのである。

其の概要を述べれば次の通りである。

(1) 航空無線電報の意義

航空無線局相互間、航空無線局と航空機との間又は航空機相互間に於て無線電信により送受する電報を謂ふ。

(2) 航空無線電報の種類

イ、航空安全報

飛行場、航空無線局と航空機との間の緊密な連繫を圖り、以て常時航空の安全を保持せんとする所謂航空の保安通信として取扱はれる電報を謂ひ、之を更に航空非常報、航空指揮連絡報、航空氣象報、航空通報の四種に細別せられる。

ロ、航空業務報

飛行場、航空會社等所謂航空官廳、航空事業局相互間に航空機の運航業務に關し發受する電報を謂ふ。

ハ、航空公衆報

従來航空機に發著する公衆無線電報として取扱はれてゐたのであるが、今回之を航空公衆報と呼稱されることになつたのである。

(3) 其他送達順位、電報の形式、航空業務報の低減料金等に付規定せられてゐる。

一五、放送用私設無線電話規則の大改正

放送聴取施設許可制度の劃期的刷新

我が國のラヂオは創始以來逐年躍進的發展を遂げ、今や内地の放送局は大小三十五局、聴取加入者は五百万を遙かに突破するの盛況を示し、事變下邦家の爲獨自の偉力を發揮してゐるのであるが、時局の進展と國際情勢の複雑緊迫化に鑑み國策遂行上國家機關としてのラヂオの重要性は層一層加重しつゝある趨勢に對處し、一段と聴取者の増加を促進することが喫緊の要事である。之が對策の一として、聴取者の直接的の負擔を軽減し、許可手續を簡便化し、或は取締の合理化を圖つてラヂオの大衆性に適應した現實的な許可制度を打ち立てねばならぬ。この見地から放送用私設無線電話規則の大改正を斷行し、昭和十四年十月廿五日遞信

省令第四十八號を以て公布、十一月一日より施行されたが、これにより十年來の放送聴取施設許可制度の劃期的刷新が實現された。本改正の要綱を述べれば次の通りである。

- (1) 聴取施設許可料一圓を五十錢に減額し、且放送施設者（日本放送協會）に於て代納し得ることに改めた。尙日本放送協會は特殊のものを除き許可料は負擔代納するが故に、一般には許可料免除と同様となつたこと。
- (2) 聴取施設許可願書は通信官署に於ても受付けることに改めたこと。
- (3) 許可願書を差出した者はその受信機が普通ラヂオ用のものであれば許可のある迄假使用を爲し得ることとしたこと。
- (4) 聴取施設許可書を廢し、戸口掲出用の許可章を交付することに改めたこと。
- (5) 聴取施設者の名義變更の範圍を限定し且許可制を届出制に改めたこと。
- (6) 放送施設者と放送聴取者との契約事項を告示することとしたこと。
- (7) 聴取施設の廢止、許可の取消失効後に於ける機器裝置の處分方を明示したること。

一六、無線通信機器取締規則の制定

無線不法施設の取締の徹底強化

近時無線科學の進歩に伴ひ、無線通信機器の發達效用は眞に驚くべきものがあつて、國家社會の福祉に絶大な貢獻を爲しつゝあるが、その反面これを悪用して不法通信を行ひ、又は非合法的施設を敢へてし、外國の宣傳放送を聴取し、重要通信を盜聽する等、國家に害毒を及ぼす餘弊が増嵩することは否まれない所である。従つて之等不法施設の取締には從來特に努力し來つたのであるが、近來所謂オールウェーブ受信機のような如き簡便で而も性能高い機器が發達したのに乗じて、巧妙、且潛行的な不法施設が増加する傾向あるのみな

らず、現下の重大時局に對處し、外國宣傳放送の完封、諜報通信の防遏、軍事外交の機密確保等の見地から、無線不法施設の徹底的取締が刻下の急務なのに鑑み從來の取締方法から一步前進した積極的方策を施す爲新に無線通信機器取締規則を制定し昭和十四年十一月一日逓信省令第五十一號を以て公布、同年十二月一日より施行されたのである。本規則によつて施設前の無線送受信機の販賣引渡を制限し、賣渡先を確知すると共に機器の輸入移入に合理的統制を加へ以て不法施設を未然に防止し、無線事業の健全明朗な發展に寄與せんとするものであつて、本規則は無線監督行政上一新紀元を劃する法令と謂はねばならぬ。本規則は附則を合せて十箇條より成り、その要綱を述べれば次の通りである。

- (1) 取締の対象たる無線通信機器は無線電信無線電話の送信機及受信機とし、部分品は除外す。
- (2) 無線通信機器の販賣業者は所轄逓信局長に營業の届出を要する。
- (3) 機器販賣業者は逓信局長の發行した無線施設許可證明書と引換へでなければ機器を販賣貸與することが出来ない。但し普通ラヂオ受信機及その他特定の機器は除外される。
- (4) 機器販賣業者が機器を販賣貸與したときは一定の書式に依り所轄逓信局長に届出を要する。
- (5) 普通ラヂオ受信機及特に指定した機器を除き機器の輸入移入は逓信大臣の許可を要する。
- (6) 取締上必要あるときは逓信大臣又は逓信局長は機器販賣業者に對し機器に關し報告せしめ、又は當該官吏をして検査せしめる。
- (7) 規則違反者に對しては相當の處罰を爲す。
- (8) 船舶航空機用の機器に付いては(ハ)及(ホ)の規定は當分の間適用しない。

今次事變を契機として日滿支三國間の政治、軍事、經濟、文化等凡ゆる部門に於ける相互關係は愈々緊密の度を加へ來つたので、之等各般活動の基礎的施設たる互地間電氣通信の利用は日毎に増加の一途を辿り異常の輻輳を呈しつゝあり、之に對應する電氣通信回線の整備擴充に關しては引續き鋭意努力しつゝある所であるが、今年度に於ける主な施設は左の如くである。

(一) 東京上海間寫眞電信業務の開始

昭和十五年三月汪精衛を主體とする支那新國民政府樹立に伴ひ、上海、南京方面に於ける新聞關係寫眞ニュースを迅速に内地各新聞紙に掲載する爲上海と内地とを結ぶ無線寫眞電送實現の要望熾烈なるものがあつた。のみならず本寫眞電信業務は將來日華間の如き漢字文字を主として使用する關係に於て新通信方式として最も適應するものであると思料されるので、之が恒久的公衆寫眞電信業務設定の前提として昭和十五年二月二十六日から東京上海間に無線連絡に依る新聞ニュース寫眞の電送業務を開始した。

因に右に依る寫眞電報の料金は一通に付五十二圓(甲號)、三十圓(乙號)十八圓(丙號)の三種である。

(二) 大阪上海間歐文専用無線電信連絡の開設

我國と上海、南京、漢口等支那方面との間に發著する電報の利用は日華電報制度實施以來、急激な増嵩の一途を辿り昭和十四年十二月には新に東京上海間に直通無線電信連絡を開設し通信輻輳の緩和を圖つたのであるが、十五年三月南京に新中央政府の樹立を見るに至り、治安は愈々確立せられ經濟復興も活潑化されたのに伴ひ激増する通信の需要は又々施設の不足を告げるに至つたので、更に本年八月大阪上海間に歐文専用

一七、日滿支間電氣通信回線の整備擴充

東京上海間寫眞電信業務の開始、大阪上海間歐文専用無線電信連絡の開設、蒙疆との電話通話取扱開始

の直通無線電信連絡を増設し通信の圓滑な疏通を期することとした。即ち右歐文専用回路の運行に依り既設回路の負擔を軽減し得たのみならず、和歐文混送より生ずる通信作業上の不利をも除き得ることとなり本邦中支那間通信は其の所要時分を大いに短縮するに至つたのである。

(三) 蒙疆との電話通話取扱開始

事變以來政治的にも經濟的にも本邦と特別の關係にあり、最近目覺ましい躍進振りを示しつゝある蒙疆と内地との電話連絡開設の要望は愈々熾烈なるものがあり、又當省としても夙に其の必要性を認め銳意之が實現方に付努力し來つたのであるが、此の程内地華北間電話回線の擴充に伴ひ之を天津から蒙疆へ延長することに依り、一先づ天津中繼を以て開始することに關係事業者間に協議が纏つた。而して本業務は昭和十五年十月一日より實施されたのであるが業務の概要は左の通りである。

- (1) 本業務の取扱地域は内地一圓とし蒙疆側は差向き張家口に限ること。
- (2) 通話の連絡局は日本側東京及大阪局、蒙疆側張家口局とすること。
- (3) 通話取扱時間は毎日午前八時より午後十一時迄とすること。
- (4) 通話制度は日華通話制度と同様とすること。
- (5) 料金は三分間の普通通話料は十圓二十錢、指名料二圓五十錢、取消料は指名通話の場合は一圓、番號通話の場合は八十五錢とする。

一八、大北電信會社營業權の回收——

外國通信權益の全面的後退

丁抹國大北電信會社は夙に西比利亞を経由する歐亞連絡電信線を經營し、我國に於ては明治四年以來政府の特許を得て長崎に浦鹽及上海よりの海底電信線を陸揚し、局を設けて外國通信の運用を行つて居たが、之

は電信事業の政府專掌を建前とする我國に於ては租界的存在を爲すものであつて、種々の點に於て支障が少くなかつたので、遞信省は昭和十五年三月中旬會社の極東總支配人「ポールセン」氏と十數回に亘り會談を試み、右に對する根本的措置に付協議した處、會社側も我方の主張を認め同年六月一日を以て長崎に於ける會社の營業權を我政府に返還すると共に、昭和十八年四月三十日を限り、本邦に於ける會社の海底線業務を全廢することに圓滿妥結を見るに至つた。

一九、外國寫眞電報制度の創設——

獨英米と寫眞電信業務開始

本邦と外國との寫眞電送は、昭和十一年夏伯林に關催せられたオリンピック大會に於ける日本選手の活躍實況を伯林東京間無線連絡に依つて臨時的に受信したのを以て嚆矢とし、其の後昭和十二年四月には英國皇帝戴冠式の模様を、又同年九月支那事變關係寫眞ニュースを東京倫敦間無線連絡に依つて臨時的に送受したのであるが、之れは何れも恒久的公衆業務としてではなく新聞通信社關係寫眞ニュースを疏通したに過ぎなかつた。

然るに時運の進展と第二次歐洲戰爭の勃發に伴ひ日獨間、日米間及日英間に恒久的寫眞電報業務の必要を痛感せられたので昭和十四年十月以降東京伯林間、東京桑港間及東京倫敦間に本格的の試験電送を行ふと共に、獨逸遞信省、米國アール・シー・エー通信會社及英國ケーブル・アンド・ワイヤレス會社と夫々折衝を行つた結果、昭和十五年三月二十日より先づ日獨間に本邦最初の對外公衆寫眞電信業務を開始し、同年四月十五日には日米間に、同年六月五日には日英間にも開通を見るに至つた。

之等の外國寫眞電信業務の概要を示せば次の通りである。

取 扱 地 域

日本側	内地、朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島
外國側	獨逸國、亞米利加合衆國、英吉利國
受付局	東京、大阪市内一、二等郵便電信局
寫真電送局	東京中央電信局
料金	

亞米利加合衆國	形象の大きさ	百五十一平方糎以上
獨逸國及英吉利國	百五十平方糎迄	一平方糎迄毎
	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
	三〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇
	三七五、〇〇〇	一、五〇〇

二〇、國際電氣通信株式會社の擴充 — 東亞電氣通信網の擴充整備

東亞新秩序建設の基礎的施設として、日滿支の主要都市を連絡する東亞電氣通信網整備計畫は、昭和十四年一月電氣通信委員會の答申の趣旨に基き、我國電氣通信國策代行機關である國際電氣通信株式會社を擴充して、滿支に於ける各電氣通信事業經營機關と緊密な連繫を保ちつゝ之に當らしめるを最も適當と認め、之が爲必要な改正を國際電氣通信株式會社法に加へることとし、其の改正案を第七十四回帝國議會に提出し、その協賛を経て昭和十四年四月十一日法律第八十三號を以て之が公布を見たのである。

右會社法改正法律は昭和十五年三月二十九日勅令第三百三十一號を以て同會社法施行令（昭和一五、三、二九勅令一三三號）と共に、同年四月一日より施行を見ることとなつたのである。而して會社に於てはその事業目的達成の爲、會社定款に必要な改正を加へ昭和十五年七月二十日より之を實施し、その資本金も八千萬圓に増資せられた。

政府に於ても右會社資本金の増資に伴ひ、會社法第六條の規定に依り會社資本の半額迄を出資することとなつたのであるが、此の政府出資は現物出資と現金出資からなるものである。新しく出資された政府現物出資としては、甲府經由東京名古屋間及福岡鴨綠江流心間の通信ケーブル設備及其の附屬設備等であつて、之が評價に付いては、昭和十五年五月六日勅令第三百十七號を以て國際電氣通信株式會社政府出資財産評價委員會設置せられ、該委員會に於て右出資額は三千五百二萬圓と評價決定せられた。因みに從來の現物出資額は二百三十萬圓である。

斯くして會社擴充の諸般の準備は全く整ひ、會社は昭和十五年七月二十日より從來の對外無線通信整備と併行して東亞電氣通信網の整備擴充に着手することとなつた。又政府に於ては會社法及同法施行令に基き會社に對し所要の命令を發し、會社をして所期の目的達成に遺憾なからしむることとしたのである。

而して會社擴充後の主な事業は、昭和十五年度以降七年度に於て總額一億一千八百餘萬圓を以て日滿支を連繫する有線電氣通信網を整備すると共に、昭和十五年度以降四年度に總額二千四百餘萬圓を以て在來の事業である對外無線電氣通信設備の整備擴張を行ふ外、技術研究所の擴充を圖る豫定である。

尙會社は會社法第二條の規定に基き海南島に於ける電氣通信事業の受託經營に進出することとなり、昭和十四年度以降三年間に總額二百餘萬圓を以て、同島の電信電話設備を整備することとなつてゐるのである。

- 二一、對外無線電信電話連絡の擴充 —
- 東京伯林間臨時直通無線電信連絡開始、東京リマ間、大阪カフル間直通無線電信連絡開始、東京リオデジヤネイロ間、東京ベルン間直通無線電話連絡開始
- (一) 東京伯林間臨時直通無線電信連絡の開設

我國と獨逸との直通無線電信連絡は從來大阪伯林間の一回線のみであつたが、今次歐洲大戰の進展に依り日獨兩國間の通信量は飛躍的に増加したのみならず、日獨關係の緊密化に伴ひ國家的重要通信並に情報通信の一層の増加が豫想せられるに至つたので、之等通信増加に因る輻輳を緩和し、併せて重要通信の疏通に遺憾なきを期する爲、東京伯林間に臨時直通無線電信連絡を設けることとし、昭和十五年七月二十二日より業務を開始した。時恰も日獨伊三國間に同盟條約締結せられ、本連絡は東京羅馬間無線電信連絡と共に樞軸國の首都を結ぶ重要回線として三國間政治經濟上重要な役割を演ずるに至つた譯であつて近く正式連絡として一層回線の強化を圖る豫定である。

(二) 東京リマ間直通無線電信連絡の開設

我國とペルー國との關係は南米諸國中最も古く、明治二十八年日秘通商航海條約締結せられ、明治三十二年四月には、南米に於ける我が同胞發展の第一歩を成した第一回ペルー移民八百名の渡航を見、爾來邦人の渡航する者多く今や在留邦人數二萬五千に達し、兩國間通商貿易も益々密接となり、貿易年額壹千五百萬圓に達しブラジル、アルゼンチン、チリーに次いで南米諸國中第四位に位してゐる。然るに同國との通信は從來總べて第三國の中繼に依るの外疏通の途なく、従つて經過時分を長からしめ料金も又高額ならざるを得ない状態にあつた。茲に於て兩國間通信の速達並に電報料金の低減を目標として數年來同國との直通無線電信連絡の開設を企圖し、アメリカに於ける有力な通信會社の一たる「オール・アメリカ・ケーブル・アンド・ラヂオ」會社と交渉中の處、漸く協定が纏つたので、昭和十五年七月一日東京局と同社リマ局との間に業務を開始したのである。本連絡に於てはペルー國直發著通信のみならず、南米大陸の大部分並に中央アメリカ及西印度諸島發著通信をも取扱ふ。尙本連絡の開設に依り本邦とペルー、コロンビア、エクアドル三國との間の電報料金は約二割方低減せられる。

(三) 大阪カプール間直通無線電信連絡の開設

近年我日本商品の近東亞細亞方面への進出は相當顯著なるものがあるが、通商貿易の先驅を爲すべき通信に付いては此の方面に對して一箇の直通連絡もなく、印度經由に依るかシリヤ又は遠く歐洲廻りに依るの外なき状態であつた。従つて此の方面との通信には相當長い經過時間と高い料金を必要としたのであるが、之等の惡條件を克服して通商貿易の發展を促し延いては時局下我國が最も必要とする外貨の獲得に資せんが爲、土耳其、イラン、アフガニスタン等との直通無線電信連絡の開設を企圖し、夫々對手國と交渉中の處先アフガニスタン政府との交渉が纏り、本年七月一日から我國産業經濟の中心地大阪と同國カプールとの間に直通無線電信業務を開始し差向き本邦アフガニスタン間發著の通信を取扱ふこととなつた。本連絡の開設に伴ひ兩國間電報料金は、從來の三フラン一六サンチムから二フラン五〇サンチムと二割の低減を見るに至つた。

從來本邦アフガニスタン間には殆ど直接貿易の見るべきものなく、主に印度經由に依る間接貿易が行はれるに過ぎなかつたが其の貿易總額は年額約二千萬圓に達する狀況で、本連絡の開設に依り之等間接貿易は漸次直接取引に移行すべく、更に取引の増加を促進して兩國間通商關係は將來益々發展するものと思はれる。

(四) 東京リオデジャネイロ間直通無線電話連絡の開設

本邦と「ブラジル」國との間の國際通話は從來伯林又は「ブエノスアイレス」中繼に依り取扱はれて來たので、勢ひ料金は高額となるを免れず、又技術的にも不充分的憾なきにしもあらず、直通連絡の開設は夙に要望されて居た所であり、當局に於てはブラジル無線會社と之が開設方に付交渉を重ねつゝあつた處、同社が五十キロワット送信機及對日指向性空中線を建設するに至り、俄然技術的確信を得た一方、業務的準備も進捗し昭和十五年四月正式協定の調印を了し、六月一日より東京、リオデジャネイロ間の無線連絡に依り公衆業務を開始するに至つたのである。而して本連絡の開始に依り次の如き利益が廣らされた。即ち、

- (1) 料金の低減を見たこと。

(2) 通話料は従来三分時一六四圓であつたものが一〇〇圓となつた。

従来本邦收得金は伯林中繼の場合總料金の二十一%、ブエノスアイレス中繼の場合は四十%であつたのが、直通連絡に於ては五十%收得することゝなつた。

(3) 技術的條件が大いに改善せられたこと。
尙本連絡に依る通話取扱時間は、時差の関係上毎日午前七時より同九時迄及午後八時より同十時迄である。

(五) 東京ベルン間直通無線電話連絡の開設

歐洲戦亂の擴大に伴ひ、本邦と歐洲との無線電話連絡は杜絶するに至るべく憂慮されたが、果して東京倫敦間連絡は昭和十四年九月戦争勃發直前より、東京羅馬間連絡は昭和十五年六月伊太利の參戰後より何れも杜絶するに至り、東京伯林間連絡のみ獨り活躍するに過ぎない状態となつた。依つて政府は對歐國際電話連絡を強化する爲、歐洲に於ける安全地帯と思考される瑞西國を選び、之と直通連絡を開始する様昭和十四年秋以來交渉を續けて來た所、昭和十五年七月業務の基礎條件に關する交渉が纏るに至つたので、先方設備の完成を俟つて八月より通話試験を施行し、九月二十五日より公衆業務を開始した。料金は三分時八十圓、土曜日に限り四十圓である。尙連絡時間は毎日午後四時より午後九時迄である。

二、電信七十年記念事業盛大に舉行

〔本項は昭和十五年十月に於ける行事であり、本年鑑收録期間外に屬するものではあるが、記念該當年たる今年度版年鑑に收録するを可と認めたもので茲に掲げたものである〕

全日本國民が無限の觀喜と感激とを以て迎へた皇紀二千六百年慶祝の本年は我が電氣通信事業にとつても

洵に記念すべき年に該るのである。即ち電氣事業が明治三年東京横濱間に創めて業務を開始して以來實に七十年、又電話事業が明治廿三年東京横濱兩市間に創めて電話交換事務を開始して以來、之亦五十年に相當してゐるのである。此の意義深い機會に際會した當省に於ては、過去半世紀餘に亘る事業進歩の跡をたづねて先人の勞苦を偲び、併せて内外の諸情勢に對應して將來の飛躍發展に備へんが爲、眞に意義ある記念事業を實行すべく去る三月以來電氣電話記念事業委員會を設立し、時局に最も適應した記念行事の實施方に付鋭意研究中の處漸く其の成案を得て十月二日東京日本橋三越五階に於て開催の電氣通信展覽會を魁けとし約二十日間に亘り記念講演會、電氣電話座談會、帝國ホテルに於ける記念祝典、電話交換事務座談會、全國電氣電話競技會等連續開催し、重大時局に直面した現下の電氣電話事業に課せられた使命の認識を深めると共にラヂオ及新聞雜誌等を利用し電氣通信に關する知識の普及を圖る等重大轉換期に直面しつゝある我國現下の情勢に最も適應した諸行事を實施して大いに其の効果を發揮したのである。今之等行事の概要を記述すれば次の通りである。

一、電氣電話記念式典

十月十四日帝國ホテルに於て慰靈祭を舉行し、事業今日の隆昌の礎石となつた尊い殉職者或は物故功勞者を追悼し、引續き記念式典を舉行し、兼ねて電氣電話事業功勞者の表彰を行つたのである。當日の參列者は七百餘名に達し、遞信大臣から表彰されたる元部内在職者百一名、民間功勞者十九名合計百二十名である。

二、記念講演會

十月十二日午後一時より第一生命保險相互會社講堂で開催、遞信次官山田龍雄（我國電氣通信政策と世界の電氣通信事業の現状）内閣情報部書記官本野盛一（歐洲戦亂と報導戰）遞信省工務局技師林一郎（戰時に於ける歐洲の電氣通信界）三氏の講演があつた。其の他に引續き歌謡曲映畫を上演した。

三、電氣通信記念展覽會

逓信博物館、ラヂオ協會、電氣通信協會の共同主催、逓信省、放送協會の後援による電氣通信記念展覽會は十月二日より同十一日迄の九日間東京日本橋三越百貨店五階陳列場に於て開催された。

四、電話交換事務座談會

十月十四日午後五時よりレンボーグビルに於て全國の電話交換吏員代表の座談會が開催せられた。出席者は三十年以上勤続者八名、非常災害の際に職場を死守して重要通話の疏通に努めた功勞者二名、國際交換從事員一名で、各人が夫々日常の實際生活を通じて得た尊い體驗談の花を咲かせたのである。

五、全國電話競技會

十月十九日東京中央電話局に於て開催せられた。参加者全國逓信局より九十六名、競技種目はブラツキング競技、電話交換用語語調競技、交換證作成競技及交換打合用電信競技の四種目である。因みに全國電話競技會として、全國的に選手を網羅し此の種の競技を行ふたのは今回が始めてある。

六、全國電信競技會

十月二十日東京中央電信局に於て開催せられた。参加者二百名、(内地、外地、滿蒙支に於ける電氣通信從事員及鐵道省從事員並に日本郵船、大阪郵船の船舶無線通信士) 競技種目は、和文音響通信を始め、和文タイプライター音響通信、歐文鍵盤鑽孔、和文頁式印刷機送信、歐文タイプライター音響通信、和文タイプライター無線現波受信、和文タイプライター貼附現字紙受信、和文貼附式印刷機送信、高速度和文タイプライター音響通信(次官賞) 和文鍵盤鑽孔、和文ブザー通信、歐文タイプライター無線現波受信及和文タイプライター二人組合音響通信(大臣賞)の十四種目である。

七、其の他逓信協會雜誌記念特輯號の發行、ラヂオ及新聞雜誌等を利用し、電氣通信に關する知識の普及を圖つたのである。

3. 電務日誌

一、一般事項

(電氣通信事業に共通せる事項を掲ぐ)

日附

昭和十四年十一月

七 △昭和十四年度逓信講習所普通科養成定員は四、〇〇〇名を養成することに議に決定した處、其の後に於ける需給の實況に鑑み更に五〇〇名増員養成のことに決定す

一五 △「逓信大臣ノ指定ニ係ル軍用資源秘密ノ保護ニ關スル件」(逓信省令)を制定し十二月一日より實施す

二〇 △本日より三日間東京に於て日滿支電氣通信關係事業經營者參集し、東亞電氣通信協議會第一回會議開催せらる

二七 △本省に於て電氣通信委員會第二回特別委員會開催せられ、對外放送の擴充に關する逓信大臣諮問第二號に對する答申案を可決す

昭和十五年一月

二九 △首相官邸に於て電氣通信委員會第三回總會を開催し第二回特別委員會に於て議決を見え逓信大臣諮問第二號に對する答申案を可決し即日米内會長より逓信大臣宛答申す

二月

九 △逓信講習所生徒養成手當定率を改定せらる(高等科月額三圓、普通科月額十五錢乃至二十錢増額)

三月

一八 △函館に北洋通信會議開催せらる

四月

一 △防空通信規則中情報として取扱ふ通信の範圍に航空機を搭載した敵艦艇(敵の疑あるものを含む)の行動を報告する通信を追加することとし之が規定改正を行ひ本日より實施す。尙右に伴ひ防空通信取扱規程中關係規定を改正すると共に從來に於ける防空通信取扱の實況に徴し相當改正を加へたり

五月

六 △國際電氣通信株式會社政府出資財産評價委員會官制公布せらる

七

△昭和十五年度逓信講習所高等科及普通科養成定員は前年度と同様高等科三四〇名、普通科四、五〇

三〇名を養成のこととなり逓信局宛通牒す
△電氣通信委員會に對し左記逓信大臣諮問第三號提出す

現下内外ノ諸情勢並ニ我國電氣通信事業ノ現状ニ鑑ミ東亞ノ新事態ニ即應スル如ク電氣通信施設ノ適切且急速ナル整備擴充ヲ圖リ以テ國家總力ノ充實發揮ニ遺憾ナカラシムルハ正ニ須要ノ時務ナリト認ム
仍テ之ニ關スル意見ヲ諮フ

二〇 △國際電氣通信株式會社増資、定款變更並に役員選任の件認可せらる

八月 △電氣通信委員會第四回總會を開き電務局長より逓信大臣諮問第三號提出理由の説明後、之が答申案作成の爲特別委員會設置のこととなる

一四 △國際電氣通信株式會社政府出資財産評價委員會官制廢止さる

九月 △電氣通信技術者資格檢定規則第二十條の規定に依り逓信官吏練習所技術科、第二部行政科及第三部行政科を指定養成所とし、技術科卒業者には第二級の資格を附與し第二部及第三部行政科卒業者には銓衡に依り第三級の資格を附與することとして告示せり

一〇 △國際電氣通信株式會社に對し改正一般命令書有線電氣通信設備命令書を下付す

二、電 信

日附 昭和十四年十月

△寫眞電報の利用並に之が取扱の實績に徴し業務能率の向上及用品類の節約を圖る爲寫眞電報規則中改正す

△寫眞電報規則の施行細則なる寫眞電報取扱手續に改正を加へ寫眞電報取扱規程と改む

二一 △國有鐵道停車場四九五驛に電信取扱所を設置す

△大阪中央電信局監査課長に通信事務官を配置す

△福岡郵便局に於ける電信業務の發展及其の重要性に鑑ミ同局電信業務を分離獨立せしめ、新に福岡電信局(一等)を設置し庶務、監査、通信及受付配達の四課を置く

△深川、横濱中、熱田、鳥取各局に電信課を設置す

一 △慶弔電報規則中左の通り改正し慶弔電報取扱規程を新に制定實施す

(1) 慶弔電報に官報私報の區別を設く

(2) 年賀電報の受付期間を限定す

(3) 特殊封筒の使用を廢止す

間に於ける印刷通信の嚆矢とす

昭和十五年二月

一 △氣象機關國營に統一せられ氣象電報式中に改正を加へられたるに付氣象電報取扱規程改正實施す

二〇 △三等郵便局通信事務員電氣通信技術特別檢定規程を三等郵便局職員電氣通信技術特別檢定規程と改め通信手、特務雇員も受験し得ることに改正實施す

二八 △福岡電信局開局す

四月

六 △通信輻輳緩和對策の一として監査部定員の一部を通信部に組替に伴ひ電信通信監査規程中事務簡易化に付逓信局長宛通牒す

△同盟通信社内に東京中央電信局同盟通信社内分局を設置す

五月

一 △朝鮮に於ては當分の中日滿及日華慶弔電報の取扱を中止す

六月

一 △大北電信會社長崎支社局接收に伴ひ支社局取扱業務は長崎電信局に第二通信課を設置(在來通信課は第一通信課と改稱)し同課に於て之を取扱ふ
△朝鮮に於ては歐文電報の別使配達の範圍を當該著信電信官署の電氣區の地域に限定し同時に京城本町二郵便所外七百三十餘局所に於ける歐文電報の取扱を廢止せり、尙外國電報に付ては別使配達の

取扱は之を廢止せり

一〇 △電信事業の時局對策の一として電報定時配達制を必要局に實施のこととす

一五 △東京佐世保電信線及東京福岡電信線(夫々和文印刷機)増設す

一六 △東京京城電信線増設す

二四 △電信局所の電報取扱時間中改正す

七月

一 △電信業務の能率向上を圖る爲翌朝配達電報の時間繰上げ、別使、船船配達電報の配達料還付の簡易化、配達日時指定電報の廢止等に關し電報規則、無線電報規則、電報取扱規程、局報略號表、通信上使用すべき略號等改正實施す

△不急電報の利用を抑制し通信輻輳を救済する爲慶弔電報規則等改正せられ、當分の内慶弔電報の特殊送達紙使用及年賀電報の取扱等中止せらる

一五 △三等局制度改善後に於ける實情に即せしむると共に局内相互の配員をして可及的均衡を得せしむる爲集配三等局電信部職員定員算出標準を相當改定す

二六 △城ヶ島電信局(神奈川縣、無集配二等)を設置す

九月

一九 △逓信局長、逓信局海事部出張所長專決施行及擔任事項報告規程別表中官私設電信電話及通報信號施設變更の許可又は承認の報告を廢止することとし各逓信局長宛通牒す

三、電 話

- 昭和十四年十月
 - 八 △前橋局電話交換方式を磁石式直列複式より自動式に変更す
 - 一八 △電話統制地域擴張事項打合の爲本日より二日間各通信局監督課電話關係係長會議開催す
- 十一月
 - 二 △函館電話局を設置し庶務、交換の二課を置く
 - △蒲田、鳥取及那覇の各局に電話課を設置す
 - △全國中都市に電話統制を實施することとなる
- 十二月
 - 五 △神戸港第六突堤に岸壁電話施設を爲し逓信省告示第三五二九號を以て本日より施行す
 - 六 △電燈電力配電線を利用する搬送式電話は昭和十四年度に於ては電話通話事務開始十一局に實施することとなる
- 昭和十五年一月
 - 九 △本年度電話事務開始に伴ふ所要定員を左の通り令達す

集配局通信事務員	五一名
集配局電話事務員	一八九名
無集配局通信事務員	三三二名
- 五 △昭和十四年度電話事業擴張に伴ふ所要定員として

左記の通り増員令達す

- 通信書記 三七名 集配局 二〇名
 - 通信技手 一二名 通信事務員 二〇名
 - 通信書記補 九三名 集配局 二五〇名
 - 通信事務員 一〇〇名 電話事務員 四〇名
 - 電話主事補 一〇六名 無集配局 四〇名
 - 電話事務員 八五〇名 通信事務員
- 一五 △逓信省令第七號を以て「昭和十五年度電話申込ノ制限ニ關スル件」を公布す
 - 一七 △東京中央電話局墨田分局より城東分局へ加入者約三六〇名收容替す
 - 二〇 △逓信省告示第七五七號を以て昭和十五年度に於ける電話加入申込受付期間及設備費額を公示すると共に右の旨及其他加入者新増設等に關する處理方針を各逓信局宛通牒す
 - 二二 △大阪中央電話局泉尾分局を開設す
 - 二三 △公益受理及特別受理電話の加入讓渡許可に對しては電話官署に於て讓渡先を指定すること即ち配給統制を行はしむることとし又六大都市電話營業組合に於ける積滞買入註文を整理せしむる様各逓信局宛通牒す
 - 三一 △大阪布施間に即時市外通話法を、西宮對神戸、大阪、蘆屋、御影及六甲山間に蘆屋對神戸、御影及六甲山間に準即時市外通話法を夫々實施す
 - △布施局電話交換方式を磁石式より自動式に変更す

- 四月
 - △昭和十四年度電話加入者増設に伴ひ左記の通り電話局種別を改定し本日より之を實施す

五級局に改定	二局
六級局に改定	四局
七級局に改定	五局
八級局に改定	七局
九級局に改定	一五局
一〇級局に改定	一八局
一一級局に改定	二三局
 - 二 △全國の電話交換取扱局は一齊に電話加入申込の受付を開始す
- 五月
 - 二 △昭和十五年度電話事務取扱局所を左記の通り決定し夫々通牒す

電話通話事務開始	四〇〇局(加入區域外のみ)
電話交換事務開始	四六〇局
 - 二 △六大都市電話營業組合に於ける配給方法の改正並に保證金運用方に關し關係逓信局長宛通牒す
- 六月
 - 一 △東京、大阪中央電話局に會計課を設置す
 - 一〇 △電話交換業務の合理化對策及通信輻輳對策に關し關係者參集審議の上一應對策を決定す
- 七月
 - 一〇 △大阪中央電話局の局種別を一級局に改む
 - △著信交換證の作成を全廢す

- 一五 △電話事務員見習手當を電話事務員初任給相當額に引上げ十月一日より實施方通牒す
- 一七 △昭和十五年度電話加入區域内通話事務開始二〇〇局を本日夫々割當通牒す
- 二七 △本年度電話加入者増設数は二萬六千箇の豫定を以て曩に通牒置の處物動計畫改定に伴ひ一萬七千五百箇に改定せられたるを以て本日改定割當數を通牒す
- 二〇 △東名間第二ケーブルの國際電氣通信株式會社への現物出資に伴ひ東京、大阪間二十七回線外二十六回線合計五十三回線を該ケーブルに收容替す
- 八月
 - 一九 △地方電話營業組合(六大都市以外のもの)に於ける配給方法の改正方に關し各逓信局長宛通牒す
 - 二三 △通話局に於ける發信通話其の他の書類の省略簡易化を圖る
 - 二四 △電話官署に於ける通話及呼出取扱時間の特定方を逓信局長に委任す
- 九月
 - 一 △東京中央電話局築地分局を設置す

四、無線電信、無線電話

- 昭和十四年十月
 - 一 △本邦重要港灣に於て外國船舶無線電信の不法通信を禁壓する爲横濱及神戸兩港に於て全外國船舶無

線電信の封印を實施す
 〇 攝津無線電信局(航空)を設置す
 △無線通信機器取締規則施行、放送聴取許可制度改正及一般無線監督事務に關し各通信局主任者及外地滿洲國關係官を招集本日より四日間無線監督關係事務打合會議を開催す
 十一月

一 △省令第五十一號を以て無線通信機器取締規則を公布し十二月一日より施行す
 △米子無線電信局(航空)を設置す
 △朝鮮に平壤無線電信局及咸興無線電信局設置せらる

二 △龍田丸無線電信局を設置す
 十二月
 一 △大阪港に於ても全外國船舶無線電信の封印を實施す
 二 △千鳥國占守島國端崎燈臺に無線電信取扱所を設置す
 二八 △ぶらじる丸無線電信局を設置す

三〇 昭和十五年一月
 △東京都市通信局檢見川分室に於て短波五キロワット送信機に依り標準電波を一定時間に發射して周波數計の較正等に資することとす
 三月

二二 △高知無線電信局(航空)を設置す
 二三 △新田丸無線電信局を設置す

四月
 一 △同報無線電報規則を公布す

五月
 一 △同報無線電報業務を開始す(第一期受信箇所内地二五、朝鮮二、臺灣二、南洋一)
 五 △青森縣石崎及北海道當別に津輕海峡橫斷超短波多重無線電話(本邦最初のもの)を設置す
 六 長崎に於て無線検査官會議開催せらる

六月
 二 △沖繩縣多良間郵便局に小規模無線電話を新設し宮古島との無線連絡を開始す
 五 △新田丸無線電信局に船舶無線電話通話事務を開始す

八月
 二九 △北千鳥阿頼度島に阿頼度無線電信取扱所を設置す
 二九 △鹿兒島縣龜津郵便局に小規模無線電話を新設し名瀬局との間に無線電話に依る通話事務を開始す
 二四 △東京に於て捕鯨無線通信會議開催せらる

九月
 二一 △航空無線電報規則を制定實施す
 二七 △愛媛縣今治及魚島局に超短波無線電話を施設して魚島局に電信及電話通話事務を開始す

五、放送無線電話

昭和十四年十月

二四 △本日より一週間本年度第三次東部防空演習施行に際し東京市内に於て有線放送を試行す
 十一月

一〇 △放送聴取許可料の減額その他に關し放送用私設無線電話規則中改正實施す
 △日本放送協會放送聴取規約改正を認可し告示す
 十二月

二八 △日本放送協會大阪電力放送所其他放送施設擴張計畫變更を認可す
 昭和十五年二月

三三 △日本放送協會名古屋、大阪及廣島各中央放送局受持地域と所轄通信局管轄地域を合一する爲同協會事務司掌地域を變更し四月一日より實施方認可す
 三月

一五 △四月一日より放送聴取料前納割引制實施に關する放送聴取規約中改正方認可す
 六月

一 △時局に鑑み海外放送を左の通り擴充實施す
 (イ) 布哇向放送新設(毎日午後四時より一時間、使用國語日英語)
 (ロ) 西南亞細亞向放送新設(毎日午前零時より一時間、使用國語日、英、ビルマ、ヒンヅー語)
 (ハ) 支那南洋向放送に泰語ニュース追加
 七月

一 △華北廣播協會設立す
 八月

七一 △支那南洋向放送に廣東語ニュースを追加す
 △放送局型第二百一十一號、第二百二十二號及第二百二十三號受信機規格認可す

一九 △防府、尾道、大分、松山、青森、福島、郡山の各放送局新設を許可す

六、日滿間電氣通信

昭和十四年十月

一 △大阪奉天間寫眞電信回線開通、日滿間に初めて寫眞電報の取扱開始せらる

二 △大阪奉天間及福岡奉天間に和文印刷通信を開始す
 日滿間に於ける印刷通信の嚆矢とす
 三〇 △昭和十四年度内鮮間及日滿間連絡電信回線増設計畫大要決定、關係通信局へ通牒す
 昭和十五年七月

一 △日滿及日華慶弔電報の取扱に關し左の制限を爲すこととす
 (イ) 本邦内地、臺灣、樺太及南洋群島に著するものに付ては特殊送達紙は之を使用せず
 (ロ) 同文、時間外、別使配達及陸上局に於ける保管期間指定の特殊取扱は之を爲さず
 尚右と同時に弔慰文例(二)を削除す

三三 △電報規則及同取扱規程中改正を加へられたるに伴ひ日滿及日華電報に付ても同様改正す
 △料金受信人拂日滿及日華新聞電報の種類は和文

- 「ナム」、歐文「RT」なる略號を以て一般新聞電報と區別記載することとし取扱規程中改正す
- 九月
 - △滿洲電信電話株式會社管内に於ては電報の著信紙廢止を試行す。右に伴ふ當方取扱關係に付ては八月十三日各通信局宛通牒せり
 - △東京新京間有線電話開通す
 - △東京大連間有線電話開通す

七、日支間電氣通信

- 昭和十四年十月
 - △臨時東京天津線開通す
 - △東京中繼に依り京城と上海との電話通話の取扱を開始す
 - △上海中繼に依り本邦と南京との電話通話の取扱を開始す
- 十一月
 - △日華電報に對し特に定むる料金の告示中改正す、從來北支那發著日華電報には現地側事情に依り特定料金を課し居たる處規則に定むる料金を適用することとす
 - △東京天津間有線電信連絡の正式運用開始す。右に

- 十一月
 - △日華電報取扱規程中改正す。京城天津間無線電信連絡開始(六月一日)に伴ふ電報中繼順路等を規定化す
- 十二月
 - △日滿電報、同無線電報、日華電報及同無線電報規則、日華電報に對し特に定むる料金及日華電報の取扱制限に關する告示、中華民國に發著する外國電報の取扱に關する特例告示、外國電報取扱規程等改正し新たに上海に發著する日華歐文電報の取扱に關する特例を告示す。
 - △國內慶弔電報制度の改正に伴ひ日滿及日華慶弔電報制度にも同様改正を加ふると同時に日華間にも全面的に右取扱を爲すこととし又上海發著歐文電報に付ては大北會社線經由外國電報と日華電報との取扱條件を同一ならしむ
 - △華北電信電話株式會社よりの通報に基き天津無線經由電報には天津發著信に對しても有線電報料を課する旨公報通牒す
 - △海南島に三亞電報電話局設置せられ海口經由に依り和歐文電報の取扱を開始す
 - △東京上海間及大阪北京間無線電信連絡開始す。右に伴ひ日華電報取扱規程中改正す

- 昭和十四年十月
 - △桑港電話局經由の船舶國際通話に適用すべき料金に特別低料金を設定す
 - △歐洲戰亂に伴ひ外國電信主管廳に於て定められたる取扱制限を一括告示す
 - △東京伯林間無線電話連絡に依り帝國とブルガリア國との國際通話取扱を開始す
- 十一月
 - △大阪伯林、大阪巴里及東京桑港アール、シー、エー間無線連絡の豫備回路として新京無線經由迂迴路を開設す
- 十二月
 - △歐洲戰爭に伴ふ外國無線電報の取扱制限並に外國に於ける無線機器の使用制限を取纏め通牒す
 - △外國電報の無線利用勸奨に關する積極的施設を講ずる爲東京都市及大阪通信局並に東京、大阪、神戸三中央電信局並に横濱局に勸奨事務專擔者を配置す

- 中相當改正す
- 二月
 - △上海及中支方面に於ける寫眞電報取扱の爲本日より東京中央電信局寫眞設備に依り電送を開始す。但し上海側の設備の都合上當分の内東京著新聞社及通信社宛のものに限り取扱ふこととす
- 六月
 - △本邦經由に依り蒙疆主要各地と外國各地との間に發著する外國電報の取扱を開始す
 - △大阪中央電話局に於て對上海國際無線電話業務を本日より開始す
 - △大阪上海間無線連絡に依り日華通話の取扱を開始す
- 八月
 - △大阪上海(國際電臺)間に歐文専用無線電信連絡を開始す
- 九月
 - △東京天津間有線電話開通す
 - △携帶用寫眞電送機に依る日華臨時寫眞電信業務を北京及天津と東京間にも實施す
 - △天津英佛租界に設置されたる天津電報電話總局第二及第三分局加入者に對し日華通話の取扱を爲し得ることとなる

八、國際電氣通信

- 昭和十四年十月
 - △桑港電話局經由の船舶國際通話に適用すべき料金に特別低料金を設定す
 - △歐洲戰亂に伴ひ外國電信主管廳に於て定められたる取扱制限を一括告示す
 - △東京伯林間無線電話連絡に依り帝國とブルガリア國との國際通話取扱を開始す
- 十一月
 - △大阪伯林、大阪巴里及東京桑港アール、シー、エー間無線連絡の豫備回路として新京無線經由迂迴路を開設す
- 十二月
 - △歐洲戰爭に伴ふ外國無線電報の取扱制限並に外國に於ける無線機器の使用制限を取纏め通牒す
 - △外國電報の無線利用勸奨に關する積極的施設を講ずる爲東京都市及大阪通信局並に東京、大阪、神戸三中央電信局並に横濱局に勸奨事務專擔者を配置す
- 昭和十五年一月
 - △靖國丸とハワイ群島との臨時船舶國際通話業務を開始す
 - △靖國丸とアメリカ合衆國、カナダ、メキシコ及キユーバ國との臨時船舶國際通話業務を開始す
- 二月
 - △蘭印中繼に依り和蘭國と本邦との間の國際電話通話の取扱を開始す

- 一〇 △培國丸無線電信局と南米サンテイアゴ電話局との無線連絡に依り同船と智利國との船舶國際通話を開始す
- 三月
- 一八 △本日より東京伯林間無線寫眞電信連絡に依り日獨間に發着する寫眞電報の取扱を開始す
- 四月
- 二五 △本日より東京桑港（アール、シー、エー會社局）間無線電信連絡に依り日米間に發着する寫眞電報の取扱を開始す
- 一八 △歐洲戰亂に伴ひ外國電信主管廳に於て定められたる外國電報の取扱制限を一括改正公示す
- 二二 △東京オスロ間無線電信連絡杜絶す
- 五月
- 二二 △東京阿姆斯特ダム間無線電信連絡杜絶す
- 六月
- 一 △東京中央電話局とリオデジャネイロ電話局間の無線電話連絡に依り本邦とブラジル國間に國際通話の取扱を開始す
- 五 △本日より東京倫敦間無線寫眞電信連絡に依り日英間に發着する寫眞電報の取扱を開始す
- 二二 △大阪巴里間無線電信連絡杜絶す
- 二八 △東京羅馬間國際電話連絡杜絶す
- 七月
- 一 △東京リマ間及大阪カプール間無線電信連絡を開始す
- 二二 △佛蘭西非占領地域及ポルドー宛電報の東京壽府間無線經由に依る取扱を開始す
- 一三 △從來の大阪巴里間無線に依るの外無線經由に依る通信の途無かりし佛蘭西系アフリカ殖民地各地宛電報は大阪倫敦間無線經由取扱ひ得ることとなる
- 一三 △白耳義及佛蘭西占領地域（ポルドーを除く）宛電報は通信の途無きに至る
- 二二 △私用暗語及日本語の使用を禁止し居る地方宛外國電報中の商品名商標等の語數計算方は當分の内受付上相當寛大ならしむる様各通信局に通牒す
- 一三 △東京伯林間臨時直通無線電信連絡を開設し東京發着信の取扱を開始す
- 八月
- 一 △大阪倫敦間通信輻轉時の必要に應じ第二回路の設定をなし得ることとなる
- 一三 △獨逸及ソビエト聯邦に依り分割合併せられたる舊ポーランド地方宛電報は夫々併合國宛電報と同一條件に依り取扱はることとなりたるに付其の地域名と共に其の旨通牒す
- 九月
- 五 △日米間國際電話料金の大中値下を斷行す
- 一三 △佛蘭西非占領地域宛電報は東京壽府間無線又は大阪ベールト間無線經由に依り取扱ひ得ることとなる
- 二五 △日蘭印間國際電話新協定成立す
- 二五 △東京ベルン間直通無線電話連絡を開始す

第二編 内地電氣通信事業の沿革及現狀

内 容

1. 一般事項
2. 電 信
3. 電 話
4. 無 線 電 信
5. 無 線 電 話
6. 放 送 無 線 電 話
7. 日 滿 間 電 氣 通 信
8. 日 支 間 電 氣 通 信
9. 國 際 電 氣 通 信

第二編 内地電氣通信事業の沿革及現状

は し が き

第一編に於て最近一箇年間に於ける内地電氣通信事業の動勢を事業全般に亘り總論的に説述したのであるが、本編に於ては各論的に電氣通信事業を各事項別に——例へば局所、線路、機械、従事員、制度等の別の如く——其の沿革及現況につき以下1.共通事項、2.電信、3.電話、4.無線電信、5.無線電話、6.放送無線電話、7.日滿間電氣通信、8.日支間電氣通信、9.國際電氣通信と大別し、順を追つて述べることにする。

1. 一般事項

一、電氣通信事業機關

(附録電氣通信事業關係機關の組織一覽五八二頁参照)

イ、中央機關

逓信省の設立されたのは明治十八年十二月二十二日のことで、當時農商務省より驛遞、管船の二局、工部省より電信、燈臺の二局を移管合同したものである。而して立省以前に於ける業務機關の推移を釋ねると、電信業務は明治元年末より之が創始に備へる所があり、明治二年八月に至り始めて官用通信を開始したのであるが、當時その事務は外務省に屬し、其の後民政部大藏省、民部省、工部省の各所管を轉々し、明治十八年に至り前述逓信省の設立を見たのである。翌十九年二月始めて逓信省官制を公布し、大臣官房及總務局の外、驛遞、電信、燈臺、管船、會計の五局を置いたのであるが、明治二十三年三月驛遞、電信を廢止し内信、外

信、工務、爲替貯金の四局に代へられ、更に明治二十三年六月に郵務、電務の二局を置くことゝなつた。其の後明治二十六年十月に兩局を併せて通信局となり、明治三十年八月再び郵務、電務二局の舊制に復し、翌三十一年十月また通信局となり爾來二十七箇年の長きに亘つたが、大正十四年五月三度郵務、電務二局となり同時に工務局を創設して今日に及んでゐる。

現在電務局は電氣通信事業の業務運営に關する事項を掌り、業務、調査、規畫、無線及外信の五課に分けられ、又工務局は電氣通信事業の各種施設の建設及保守の工事に關する事項を掌り、庶務、線路、機械、無線、調査、試験、市内建設、市外建設の八課に分けられてゐる。今之等各課の分掌事項の概要を表記すれば左の通りである。

電 務 局

課 名	分 掌 事 項
業 務	有線電信電話事業の業務規定、監督、官廳用及私設電信電話の監督、有線防空通信、豫算の經理、給與、共済等に關する事項
調 査	有無線電信電話事業の各種基本的調査及資料統計に關する事項
規 畫	有無線電信電話事業の取扱局所及有線電信電話回線の開廢、有無線電信電話事業に屬する通信官署の職員の見定、定率並に服務等に關する事項
無 線	無線電信電話事業の業務規定、監督、官廳用及私設無線電信無線電話の監督、無線防空通信、電波統制、放送協會の監督等に關する事項
外 信	外國有無線電信電話事業の條約、業務規定、監督、國際電氣通信株式會社の監督に關する事項

工 務 局

課 名	分 掌 事 項
庶 務	電信、電話、無線電信及無線電話の工事に従事する通信工員並に技工傭人の定員、定率及服務に關する事項、豫算の經理、給與、共済等に關する事項
線 路	電信及電話線路の建設並に保存工事の設計、海底線の建設及保存工事の設計並に施行、水底線の纜裝作業に關する事項
機 械	電信及電話機械並に附屬品の裝置及保存工事の設計に關する事項
無 線	無線電信、無線電話及搬送式電信電話の建設並に保存工事の設計及施行、官廳用及私設の無線電信並に無線電話裝置の検査に關する事項
調 査	電信、電話、無線電信及無線電話の技術調査及統括、設備の技術的調査及設計、工事用品の調査及仕様並に發明の特許出願等に關する事項
試 験	長距離及國際回線の障礙及試験統括、日滿連絡有線電氣通信施設の保存工事に關する事項
市 内 建 設	市内電話の建設請負工事の設計検査に關する事項
市 外 建 設	電信、市外電話、無線電信及無線電話の建設請負工事の設計並に検査、電信及電話中繼設備搬送式電信及電話の裝置請負工事の設計並に検査に關する事項

口、地 方 機 關

電氣通信事業の地方機關については、之を業務運営方面と設備の建設保守方面とに分つて述べることゝする。先づ業務運営方面としては地方監督機關たる遞信局と現業機關たる通信官署とを擧げることが出来る。

(一) 地方監督機關

地方に於ける業務の監督は初め電信局直接之に當つてゐたのであるが、遞信省創設の翌十九年三月新に地

方遞信官署官制を定め、全國須要の地に遞信管理局を置き一府縣乃至數府縣を管轄せしめ茲に漸く地方遞信業務の形體が整ふに至つた。其の後郵便及電信局官制(明治二十二年七月)、遞信官署官制(明治三十六年三月)、遞信管理局官制(明治四十三年三月)の制定變遷を経、其の間管理事務を或は一郵便電信局に兼掌せしめ、或は又遞信管理局と一郵便局とにより管理に當らしめる等をなしたのであるが、大正二年六月地方遞信官署官制を制定して、從來の遞信監理局を改めて遞信局とし、東部(東京市)、西部(大阪市)、北部(仙臺市)、九州(熊本市)、北海道(札幌區)の五局を設け、別に長野、新潟(以上東部遞信局所管)、名古屋、金澤、廣島(以上西部遞信局所管)の各一等局をして監督事務を分掌せしめたが、大正八年五月官制を改正して全國を七管區に増區すると共に遞信局を東京、名古屋、大阪、廣島、熊本、仙臺及札幌の地に置いた。其の後大正十三年八月遞信局官制が制定されたのであるが、昭和十一年十月に至り東京都市遞信局を増置すると共に從來の東京遞信局は東京地方遞信局と改稱し、以て益々監督制度の完璧を期し今日に及んでゐる。其の所在地及管轄區域は左の通りである。

遞信局所在地及管轄區域

遞信局別	所在地	管轄區域	府縣數
東京都市	東京市	東京府、神奈川縣	一府一縣
東京地方	東京市	新潟縣、埼玉縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、靜岡縣、山梨縣	八縣
名古屋	名古屋市	愛知縣、三重縣、岐阜縣、長野縣、福井縣、石川縣、富山縣	七縣
大阪	大阪市	大阪府、京都府、高知縣、兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣、德島縣	二府六縣
札幌	札幌市	北海道一圓	

尙遞信局補助機關として左記の如きものがある。

- (1) 現業監督事務司掌局(約五〇局)
府縣廳所在地の一等郵便局(同一地に二以上の一等局ある場合は其の内の一)を指定して司掌局とし、所在地府縣に於ける現業監察の事務を掌らしめてゐる。北海道に在つては國又は郡を以て區域を定め同區域内に於ける一等局を司掌局とする。但し遞信局所在地の府縣又は國には司掌局を置かない。
- (2) 電信回線通信監視措置局(約一三〇局)
全國主要一、二等局電信官署を指定して通信監視措置局とし、當該局の擔當電信回線の狀況等を監視して線路障其の他の場合臨機適當の措置を爲さしめてゐる。
- (3) 電信通信監査局(約七〇局)
全國主要一、二等電信官署を指定して電信通信監査局とし、電信監督機又は其他の方法に依り管轄内各局所に於ける電報送受事務運行の適否を監査し、事故の防遏其の他業務成績の改善に努めしめてゐる。
- (4) 市外電話取扱監視措置局(約六〇局)
全國主要一、二等電話官署を指定して市外通話取扱監視措置局とし、市外交換監査機又は其他の方

法に依り、當該局の擔當回線に接続せられる各局所の市外通話の取扱及疏通状況を指導監視せしめ、以て市外電話回線の能率の向上を圖り通話の疏通を一層迅速正確ならしめる爲、臨機適當の措置を爲さしめてゐる。

(二) 現 業 機 關

電氣通信事業の現業機關としての最初は、明治二年八月電信業務を取扱つた傳信機役所に始まる。其の後傳信局、電信局、(この時三等級に分けらる)電信分局と順次改稱されたのであるが、明治十九年三月地方遞信局官署官制を公布して地方郵便、電信の事務を掌理する爲郵便局及電信分局を置き遞信管理局の管理に屬せしめたが、一方遞信省創設と共に郵便、電信業務が統一的に管理されることとなり、明治十九年十一月當時別系統に屬して發達して來た地方郵便局及電信局を土地の状況により合併して郵便電信局と爲すの方針を定め、漸次其の併合が行はれた。次いで翌二十二年七月新に郵便及電信局官制が定められ、現業事務の執行に當る爲郵便電信局、郵便局及電信局を置き各々一等、二等、三等に分たれた。

かくて郵便、電信事業の現業機關が漸次整備されると共に、明治二十三年に至り東京及横濱に電話交換局が設置され、又別に電話所を置き電話通話事務を取扱はしめた。翌二十四年七月電話交換局官制を定め東京、横濱兩電話局は本省直屬の下に電話交換の業務を執行することとなつた。

かくの如く通信業務は愈々複雑多岐を加へるに及んで明治三十六年三月従前の諸官制を廢し、新に通信官署官制を制定して各種現業機關の組織名稱等を整備統一し、通信官署を通信管理局、郵便局、電信局、電話局及鐵道郵便局に分ち、郵便局は通信官署中最も普遍的なものとして郵便及爲替貯金の外、電信並に電話事務をも取扱はしめ得ることとして其の等級を一等乃至三等とし、新に特定三等局の制を設けて在來の普通三等局の渡切制度と一、二等局に於ける經費直轄制度とを加味した組織に依り地方小都會地の局を之に指定した。其の後明治三十八年四月、郵便電信受取所及郵便受取所を改めて従來官設のものは二等局に、請負のもの

のは無集配三等局とした。

明治四十三年三月官制改正に際し通信官署を郵便局、電信局及電話局とし、郵便局を一、二、三等とし電信局を一等、二等に分つた。其の後大正二年六月再び管理機關と現業機關とを合同して新に地方遞信官署官制を公布し、地方遞信官署を遞信局、郵便局、電信局及電話局とした。然るに大正十三年十一月復々官制を改めて、遞信局に關しては別に遞信局官制を、郵便局、電信局及電話局に關しては再度通信官署官制の公布を見以て今日に至つた。

此の間一般通信事業の増進に伴ひ局所は間斷なく増加し、明治三十六年四月請願電信規則を定めて請願により町村に電信局所を新設するの途を拓いたが、大正四年十二月之を改正して其の範圍を擴張し郵便局所の新設並に電信、電話事務の開始等にも及ぼした。又無線電信の實用化と海運業の發達に伴ひ明治四十一年五月銚子無線電信局及天津丸無線電信局を設置したのを始めとし、陸上及船舶無線局所の開設せらるるもの漸次多きを加へ、昭和十年十二月従來電話通話のみ取扱つた電話所に電信をも取扱はしめることとして其の名稱を電信電話取扱所と改正し、續いて昭和十二年十一月より郵便取扱所に於ても電信及電話を取扱ひ得ることとに郵便取扱所規則(大正十五年十月省令第三十九號)を改正すると共に、従來郵便取扱所に併置の電信電話取扱所を廢止したのである。

現在電氣通信事業の現業機關として、郵便局、電信局、電話局、無線電信局、郵便取扱所、電信電話取扱所、電信取扱所、無線電信取扱所があるが、之等に關しては別に掲げる電信取扱局所(九三頁)、電話取扱局所(一一五頁)、無線電信取扱局所(一五九頁)、無線電話取扱局所(一七三頁)の各項を参照されたい。

次に建設保守方面であるが、之が地方機關としては遞信局、電信電話建設事務所等である。即ち電氣通信施設の建設並に保守工事中無線電信、無線電話及海底線工事並に市外電話線路特殊工事等特別のものを除く外は總て遞信局の工務課に於て之が執行の任に當り、更に工事執行上必要の地には工務出張所を設けてゐる。

現業局所に於ける電氣通信施設の建設保守、試験調整等は凡て此の工務出張所によつて掌理されてゐるのである。又遞信局とは別に地方に電信電話建設事務所を置き電信電話請負工事を専ら現場に於て指揮監督するの外之等工事の準備計畫等を爲さしめて居り、その他電信電話回線保守試験の完璧を期し良好な通信状態を保持せしめる爲本省に試験課を設置してあるが、實務機關として地方に試験課出張所を置き夫々所管區域を定めて専ら長距離及國際回線の試験施行に當つてゐる(朝鮮に京城釜山の二)而して電信及市外電話回線試験規程によれば、此の回線の試験を施行する局所を試験局と稱し、試験局は試験統制局、試験統制支局、試験統制分局、地方試験局の四つに分つことが出来るのであるが、前三者は統制回線(國際通信回線及數箇所の試験局に亙り特に試験統制を必要とする回線を謂ふ)の試験を施行するものであつて、地方試験局は統制回線を除く一般回線の試験に當るものである。前掲試験課出張所は此の統制回線の試験に當るものであつて、統制局は此處に置かれ同局管内の支局及分局を指揮してゐる。又地方試験局は遞信局の管轄に屬してゐる。今之等の諸機關の名稱、所在地及管轄區域等を擧げれば左の通りである。

(1) 遞信局工務出張所數

遞信局別	東京	地方	名古屋	大阪	廣島	熊本	仙臺	札幌	計
出張所數	九	一一	一一	一三	一一	一一	六	一一	八三

(2) 電信電話建設事務所及試験課出張所の名稱位置並に管轄區域

電信電話建設事務所	東京	位置	管轄區域
東京市	東京市	福井縣、岐阜縣、三重縣以東、北海道一圓	京都府、滋賀縣、奈良縣、和歌山以西、島根縣、岡山縣以東、四國一圓
大阪市	大阪府、滋賀縣、奈良縣、和歌山以西、島根縣、岡山縣以東、四國一圓		
福岡市	廣島縣、山口縣以西、九州一圓		
東京市	名古屋以東(名古屋を含まず)		
東京市	名古屋以東(名古屋を含まず)		
東京市	廣島以西(廣島を含まず)		
東京市	(大北電信會社長崎端局關係のみ)		

(3) 試驗局

區別	試驗局		地方試驗局
	統制局	支局	
統制回線	東京、大阪、福岡	仙臺、札幌、名古屋、廣島、熊本	東京、大阪、福岡、名古屋、廣島、熊本、仙臺、札幌、青函、下關、長原
一般回線			東京、大阪、福岡、名古屋、廣島、熊本、仙臺、札幌、青函、下關、長原
東京市	東京市	名古屋以東(名古屋を含まず)	東京市
大阪府	大阪府	名古屋以東(名古屋を含まず)	大阪府
廣島縣	廣島縣	廣島以西(廣島を含まず)	廣島縣
山口縣	山口縣	廣島以西(廣島を含まず)	山口縣
九州一圓	九州一圓	廣島以西(廣島を含まず)	九州一圓
大北電信會社	大北電信會社	大北電信會社	大北電信會社

一、官 二、職 員

逓信部内の職員は他の一般官廳に於けると同様の制度に立つことは勿論であるが、然し通信事業の特殊性は自ら諸般の特例を生じてゐる。以下現行官制の定める所に従ひ逓信部内殊に通信關係職員の大要を概説すれば次の如くである。
逓信省の職員は各省官制通則(明治二十六年十月勅令第一二二號)逓信省官制(明治三十一年十月勅令第二九五號)等に規定せられ、其の職名左の通りである。

職名	官等	配置年月	職名	官等	配置年月
局長	勅任	明治一九、三	逓信技師	勅任又は奏任	明治三一、一一
書記官	奏任	明治二六、一一	逓信技師	判任	明治一九、三
課長	高等官	明治一九、三	逓信技師	判任	昭和一一、九
逓信監察官	勅任又は奏任	昭和四、七	逓信技師	判任	明治三一、一一
逓信省事務官	奏任	明治三一、一一	逓信技師	判任	昭和一一、九
電信官	奏任	昭和一一、九	逓信技師	判任	昭和一一、九

逓信局の職員は逓信局官制(大正十三年十一月勅令第二七二號)、逓信官署雇員規程(昭和十四年三月公達第三〇四號)、逓信官署特務雇員規程(昭和十四年三月公達第三〇六號)、逓信官署備人規程(昭和十四年三月公達第三〇七號)等に規定せられ、其の職名は左の如くである。

職名	官等	配置年月	職名	官等	配置年月
逓信局長	勅任		逓信局書記補	判任	明治二三、七
逓信局書記官	奏任		逓信局書記	判任	昭和一一、四、三
逓信局事務官	奏任		逓信局事務員	雇員	
逓信局放送検査官	奏任	昭和一一、三、一〇	逓信局技師	雇員	
逓信局技師	奏任		逓信局技師	雇員	
逓信局書記	判任		逓信局技師	雇員	
逓信局技師	判任		逓信局技師	雇員	
逓信局技師	判任		逓信局技師	雇員	

逓信官署の職員は逓信官署官制(大正十三年十一月勅令第二七三號)及逓信官署雇員規程(前掲)、逓信官署特務雇員規程(前掲)、逓信官署備人規程(前掲)等に規定せられ、其の職名は左の如くである。

職名	官等	配置年月	職名	官等	配置年月
逓信事務官	奏任		電話主事補	雇員	
逓信技師	奏任		電話事務員	雇員	
逓信書記	判任		集配員	雇員	
逓信技師	判任		機械工員	雇員	
逓信書記	判任		線路工員	雇員	
逓信技師	判任		取締役	雇員	
逓信技師	判任		給仕	雇員	
逓信技師	判任		小使	雇員	
逓信技師	判任		小使	雇員	

口、任用

明治新政府は官職世襲の傳統を廢して公選の方法に依つて廣く人材登用の途を開き、各其の趣旨の下に夫々任用制度を設けて來たのであるが、其の後之を整備統一するの必要を認め、明治二十年七月及同十一月一般文官及教官、技術官の任用に關する基幹を定めた。次いで明治二十六年十一月公布の文官任用令は之を承け爾來屢次改正を加へて今日に至つてゐる。

現在に於ける大體の任用制度を述べれば、勅任官は高等試験合格者又は其の他の一定の資格を有する者で、一年以上勅任官の職に在つた者又は奏任官として二年以上高等官三等の職に在つた者等より任用せられ、奏任官は主として高等試験合格者より、判任官は主として中等學校又は文部大臣に於て其と同等以上と認められた學校の卒業者、普通試験合格者若は四年以上雇員であつた者等より、又技術官は高等又は普通試験委員の銓衡を経て高等官又は判任官に夫々任用し得ることになつてゐる。

之等に對して別に遞信職員の特任任用制度があるのであるが、これは明治五年外國郵便の取扱に關し横濱郵便局員の特別養成及採用の制度を、又電信從業員に關し明治六年布達を以て「年齡十二、三歳ニテ格別伶俐強壯即今洋學無之ト雖モ屹度成業ノ見込有之者ハ試験ノ上入寮差許候事モアルヘシ」として汐留電信修技學校へ收容の端を開いたのを始めとし、次いで郵便電信學校卒業者を直に判任官に採用すべく、技手に關しては明治二十一年五月、其の他に關しては二十四年九月勅令の公布を見、又二十三年七月官制改正に際し書記補の制を設けると共に之が特別任用に關する勅令の公布を見た。其の後幾度か改正せられたが、更に昭和十四年三月判任官待遇の遞信手の制を設け、年齢二十年以上の者で特務雇員として一年以上在職し所屬局長の推薦を経て別に定める遞信手試験に合格した者、又は特務雇員として十年以上在職し取締役若は之に準ずる職に在る者は遞信手試験委員の銓衡を経て夫々遞信手に任用し得ることになつてゐる。高等官に關しても明治三十一年八月遞信省事務官、通信事務官、通信事務官補特別任用令の公布を見、爾來屢々變更せられた

が大正九年五月各廳奏任官の特別任用制度を統一せられ、現在五年以上行政事務に在職した判任官で五級俸以上の俸給を受ける者は、高等試験委員の銓衡を経て遞信省事務官、遞信局事務官又は通信事務官に任用することが出来るのである。

三、給與

給與とは一般に職務の遂行に對する報酬として勤勞者の得る所得を總稱するが、茲に所謂給與とは官廳が官吏、公務員其の他に對し俸給、給料、手当、日當、宿泊料、被服等を支給することを謂ふのである。給與は之を一般給與たる俸給、給料と特別給與たる勤勉手当、年功加給等に分つことが出来る。

イ、一般給與

高等官官等俸給令(明治四十三年三月勅令第一三四號)及判任官俸給令(明治四十三年三月勅令第一三五號)等の規定に依り大體各省の文官共通であり、高等官は年俸一千五拾圓(奏任十一級俸)より六千八百圓(大臣)まで、判任官は月俸二十圓より百八十圓まで、判任待遇の遞信手は月俸三十圓より百四十五圓までを給せられる。

雇員	事務員、電話主事補、電話事務員	日給月額八十五圓以内
雇員	工務員、運信員	百二十圓以内
雇員	特務雇員	四十圓以内
備員	集配員、機械工員、線路工員	百二十圓以内
備員	給仕	百三十圓以内
備員	小使	三十圓以内
備員		七十五圓以内

ロ、特別給與

逓信職員は其の業務の性質上比較的多数の現業職員を包含し、殊に雇員、特務雇員及傭人が其の主な部分を占めるのと、勞賃相伴はしめる趣旨より左表の如き特別給與制を生じて來たのである。

名 稱	創 始 年 月	摘 要
夜 勤 料	明 治 四 年	宿直又は徹夜勤務をした者に支給す但し勤勉手當の給與を受ける者には支給せず
年 功 加 給	明 治 十 八 年	逓信局又は通信官署の雇員及特務雇員に對し給與する
取 締 役 給	明 治 十 九 年 十 一 月	逓信手、特務雇員及傭人の取締役に對し月手當を給與する
交通至難地在勤手當	明 治 三 十 年 七 月	交通至難の場所に在勤する通信官署等職員に月手當として給與する
在外逓信職員手當	明 治 三 十 四 年 三 月	對支通信關係改善の事務に従事する爲中華民國駐在を命ぜられた職員、在支那、香港帝國領事館附を命ぜられた職員及在外電信局に在勤の職員に對し給與する
現業員勤勉手當	明 治 三 十 六 年 三 月	逓信局及通信官署に於ける現業員で其の職務に勤勉な者に給與す
船舶内在勤手當	明 治 四 十 二 年 八 月	船舶内に設置した電信及電話官署等に在勤する職員に給與する
特殊有技者勤勉手當	大 正 九 年 十 二 月	電信事務、電信試験事務、電信信號に依る市外電話交換事務の一に熟達し職務に勤勉な者に給與する
現業員産婦手當	昭 和 五 年 十 月	現業事務に従事する雇員、特務雇員及傭人の女子で分娩の爲缺勤した場合に給與する
出納員手當	昭 和 十 年 十 二 月	現業局に於ける現金取扱事務に従事する者に給與する
家族手当	昭 和 十 五 年 十 月	扶養家族を有する判任官以下の職員（月收五十圓を超えざるもの但し外地は二百圓）に給與する

四、勤務時間

逓信職員の勤務時間は、他の官廳のそれと同じく原則として大正十一年七月閣令第六號の官廳勤務時間に依るのであり、土地の状況に依り又は事務の性質上必要がある場合は勤務時間の變更、繰替又は延長を爲し、必要あるときは執務時間外と雖執務すべく、又現業に従事する者の執務時間に付ては主務大臣が別に之を定めることになつて居る。次にその推移を示せば大要次の如くである。

明治二十五年十一月より	明治二十八年二月改正	大正十一年七月改正	大正十三年七月改正 (現行)
四月二十日—七月十日 前八時—後九時	三月一日—七月十日 前八時—後四時	四月一日—七月二十日 前八時—後四時	四月一日—七月二十日 前八時—後四時
七月十一日—九月十日 前八時—正午	七月十一日—九月十日 前八時—正午	七月十一日—八月三十一日 前八時—正午	七月十一日—八月三十一日 前八時—正午
九月十一日—四月十九日 前九時—後五時	九月十一日—十月三十一日 前八時—後四時	九月一日—十月三十一日 前八時—後四時	九月一日—十月三十一日 前八時—後四時
	十一月一日—二月末日 前九時—後四時	十一月一日—三月三十一日 前九時—後四時	十一月一日—三月三十一日 前九時—後四時
		土曜日 正午迄	土曜日 正午迄

現業事務は其の業務の性質上年中無休執務するものであるが、各職員の勤務時間には自ら限度があるので輪番勤務制を採用し、現在特定三等局以上の電信従事員中吏員の大部及傭人の一部に對しては、原則として在局八時間を以て勤務時間とする所謂八時間勤務制を實施して居り、電信、電話従事員に對しては相當以前から三人配置の八時間勤務を標準とする三番勤務を實施して來たのである。一般の工場に於ては非實働時間を加算して九時間乃至九時間半を以て勤務時間としてゐるのであるが、通信従事員の勤務時間は實働時間の外に休憩時間食事時間及連續數時間に亘る睡眠時間をも含めた八時間を以て一日の勤務時間の標準

としてゐる。

五、養成機關

逓信職員の養成は、其の起源は遠く明治二年八月電信創業に際し神奈川縣修文館の生徒四名を選抜し、英人技師ギルベルト氏に就きブレゲー回針機に依る電氣通信技術を傳習せしめたのに始まる。現在養成機關としては逓信官吏練習所、逓信講習所及電話事務員、機械工員、線路工員の見習制度があるのであるが、以下之に付いて述べてみよう。

1、逓信官吏練習所

明治四年十月新にモールス印字機の渡來するに及び、其の操技を修得せしめる爲翌月工部省に修技教場を設け生徒六十名を入學教習せしめた。之が今日の逓信官吏練習所の權輿である。其の後名稱を修技學校、電信修技學校、東京電信學校、東京郵便電信學校、通信官吏練習所と順次改められ、通信技術のみならず逓信事業全般事項を教授するに至つたのであるが、現在の逓信官吏練習所に改稱されたのは明治四十二年十二月のこと、當時の行政科及技術科の修業年限を二年に復すと共に部外よりも學生を募集し、外國郵便科を行政科に併合した。其の後大正三年乃至八年頃に亘り一般の好景氣に伴ひ、部内より轉職する者續出するに及び、職員養成の要益々加はり養成人員増加の外、電信電話技術者、無線電信通信従事者、無線電信技術者等の臨時養成相踵ぎ、同十年一月通信工員（今の機械工員）のために修業期間六箇月の技術補修科を設けた。翌十一年二月行政、電信の二科を廢して第一部行政科及第二部行政科を設け、修業年限を各二年と定め、別に部内者のために専修科を設けて外國郵便、外國電信業務、無線電信技術及無線電信通信の四科とし、各修業期間を六箇月とした。更に十四年二月本科として修業年限二年の無線通信科を設けた。

同九年四月通信事業特別會計制度實施後養成人員を増加すると共に、専修科規程に依る無線電信技術科及

分科	修業學藝及技術	入學資格	修業年限
第一部行政科	郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險事業其の他逓信行政上必要な學術	部内外の志望者で入學試験（中學卒業程度）に合格したもの	二年
第二部行政科	電信、無線電信事業其の他逓信行政上必要な學術及特殊電氣通信術	部内外の志望者で入學試験（中學卒業程度）に合格したもの	二年
第三部行政科	電話、無線電話事業其の他逓信行政上必要な學術	部内外の志望者で入學試験（中學卒業程度）に合格したもの	二年
技術科	電信、電話、無線電信無線電話其の他電氣通信の技術並に業務上必要な學術	部内外の志望者で入學試験（中學卒業程度）に合格したもの	二年
特別科	逓信事業に關する専門の學術	所屬局長の推薦に依る吏員中より逓信官吏練習所長の選定に依り入學を命ぜられたもの	約二年
専修科	逓信事業に關する特殊事務又は學術	逓信官吏練習所又は逓信講習所高等科卒業者 中所屬部局長の推薦に依る吏員中より逓信官吏練習所長の選定に依り入學を命ぜられたもの	約六箇月

同通信科の授業を開始し、又新に搬送技術科、經理科、教育科等を設け、更に同十二年二月に至り學制に改正を加へ、本科を第一部、第二部、第三部行政科及技術科の四科に分ち、其の養成期間は何れも二箇年とし、十三年二月には修業年限一箇年の無線通信科を設け益々職員専門教育に努めつゝ今日に至つた。逓信官吏練習所は逓信事業に従事する者に對し事業上必要な學術技術を教授し、併せて人格の陶冶徳性の涵養を圖るを以て目的とし、其の分科入學資格及修業年限は左の如くである。

分 科	修 業 學 藝 及 技 術	入 學 資 格	修 業 年 限
技術補修科	電信及電話に関する學術	所屬局長の推薦に依る吏員中より逓信官吏練習所長の選定に依り入學を命ぜられたもの	約六ヶ月
無線通信科	無線通信に従事するに必要な學術	部内者で一年以上勤務し入學試験に合格したもの	一 年

(備考) 専修科は更に外國郵便科、無線電信技術科、外國電信業務科並に無線電信通信科に分つ。

口、逓信講習所

電信通信技術者の養成に關しては、明治二十年五月東京電信學校の設立に伴ひ同六月電氣技術見習生取扱規則を制定し、逓信管理局長に於て臨時見習生を募集したのが逓信講習所の始まりである。初め専ら三等局採用の目的を以て適宜の局所を指定傳習せしめたのであるが、其の後三等局の外一、二等局の電氣通信助手として採用する目的で養成せられることとなり、且電信通信技術、電信事務の外、郵便爲替、貯金事務の大意をも修得せしめ、一、二等局又は特定三等局所在地に於て、或は逓信管理局長に於て養成することとする等して來たのであるが、大正十年四月之を逓信講習所に改め、普通科及高等科を設置し講習期間を前者九箇月後者一箇年と定めたが、大正十四年三月より普通科も一年とし更に昭和十二年五月高等科を第一部第二部(何れも一箇年)に改め、同年九月郵便科(八箇月)を設置して今日に至つた。逓信講習所は通信官署の通信事務に従事する吏員の養成を目的とし、逓信局所在地(東京地方逓信局のもは静岡)に之を置き、金澤、下關、長崎及那覇の四箇所に同支所を置く。而して東京地方逓信局逓信講習所は、設備の關係上高等科第一部及普通科の養成定員の一部は之を東京都市逓信局逓信講習所に依託養成してゐる。

右講習所の所在地、入學資格並に修業年限は左の如くである。

(1) 所在地(所在地下欄は支所)

逓信局別	所 在 地	逓信局別	所 在 地
東京都市	東京	名古屋	名古屋
東京地方	静岡	大阪	大阪
廣島	廣島	札幌	札幌
熊本	熊本	札幌	札幌
仙臺	仙臺	計	八
	下關、那覇、長崎		

(2) 入學資格及修業年限

分 科	修 業 學 藝 及 技 術	入 學 資 格	年 修 業 限	備 考
普通科	普通電氣通信術及逓信事業に必要な學術	入學試験(高等小學校卒業程度)に合格したもの	一 年	静岡を除く各本所に置く
郵便科	郵便、郵便爲替、郵便貯金簡易生命保険其他逓信事業に必要な學術	入學試験(高等小學校卒業程度)に合格したもの	八箇月	
高等科 第一部	高等電氣通信術及逓信事業に必要な學術	普通科卒業後一年以上電氣通信の實務に従事したもので入學試験(中學校三年修業程度)に合格したもの	一 年	東京及大阪に置く
高等科 第二部				

ハ、其の他の養成機關

(一) 電話事務員見習養成制度

電話事務員は他の事務に従事する者と異り、電話交換業務に關する特殊の技能と知識とを必要とするので、現在人員に缺員を生じた場合と雖も直に新規採用者を以て之に充てることが出来ない。必ず一定の見習課程を経て電話交換實務を練習した特殊技能者であることを要する。従つて圓滿なる電話業務の運行を期せんが爲には常に補充人員として一定割合の電話交換業務見習者を養成して置く必要がある。この養成人員は豫め既往に於ける缺員状況を基礎とした見込缺員補充人員及事業増進に伴ふ所要人員並に令達豫算額等を併せて考慮の上決定するのである。現在現業各局に於ては専ら電話交換手見習養成準則(大正九年十一月通信局長 依命通牒第三五八號)に基き電話事務員見習を養成してゐるのである。

(二) 工務員、機械工員及線路工員見習養成制度

本制度は電信、電話、無線電信及無線電話の建設並に保守に従事する工務員、機械工員及線路工員の缺員補充及増員要員の見習養成を目的とするものであつて、毎年度初頭見習採用方針、養成期間及教育程度等の養成基準要項を當該年度所要豫算額と共に本省から令達し、遞信局に於ては右指示事項に基き、令達豫算額の範圍内に於て養成人員を決定の上工務課若は同出張所に於て養成するものである。而して其の養成方法は學課教育及實習に分ち、養成中は室内教育を主とするが工事現場に於ても實務に付いて指導するのである。

六、防 空 通 信

防空の重大性は電氣通信主管廳たる遞信省としても豫てより充分之を認識し、昭和三年六月大阪市及その附近に實施せられた防空演習に際し市外電話回線の専用を承認したのを嚆矢とし、爾來各地の防空演習には事實上積極的に協力して來たのであるが、陸海軍の防空に即應して所謂國民防空の實を擧げる爲昭和十二年防空法其他防空關係諸法令の制定實施を契機とし、且又今次事變の勃發に因る實際上の要求とに基き、遞信省の防空に對する自主的且積極的協力範圍を明確ならしめると共にその取扱方法を全國的に統一して、防

空實施上必要な緊急通信の疏通を一層迅速圓滑ならしめ、又防空訓練の際に於ける通信に付いても一定の準則を與へ之を利用せしむる等の見地から、昭和十三年一月防空通信規則を制定し、防空通信取扱に關する基本的事項を規定しその廣汎な運用の細則に付いては防空通信取扱規程及通牒に依り補充せられてゐる。同規則の主たる内容は防空通信の種類及之が優先無料取扱、防空通信の爲の通信施設に關する料金の減免、防空通信取扱の爲の私設及官廳用電信電話の供用等である。而して今次事變の勃發に伴ひ、本制度は直ちに發動せられ、軍防空たると、國民防空たると將又官廳防空たるとを問はず、防空實施上必要な關係通信の取扱に或は防空通信の爲に必要な通信施設等に適用せられ、國防の第一線に防空上の重大な役割を演じつゝある。又全國各地で軍防空に即應して行はれる防空訓練にも必要に依り本制度を準用し、以て現實の空襲對策に直面し將來の空襲を豫想し國土防衛上萬遺憾なきを期してゐる。

2. 電 信

一、電信の起源

我國に電信機の渡來したのは、安政元年(西曆一八五四年)米國水師提督ペルリが來朝した際携帶したエンボツシング・モールス電信機に始まる。是より先歐洲各國は早くも電氣の時代に入らんとし、十八世紀の中葉フランクリンが紙風依る電氣の實驗は事既に古く、英人ホキートストーン電信機(一八三七年)に至つて漸く實用の緒に就き、之に關する發明各國を通じ六十有餘名を算するの状況であつたが、之を機械的に完成したのは實に印字機の鼻祖モールスである。ペルリに依つて我國に渡來したのは之が完成後十八年のことである。

而して我國に於ける電信事業は、明治二年八月先づ横濱燈明臺役所と横濱裁判所との間に電信線を架設しブレゲー指字電信機を装置して専ら官用通信を試み、次いで同年十二月(當時の我が國の曆法は太陰曆に依つて一月に)築地に開設した東京傳信局と横濱裁判所内に設置した横濱傳信局との間に公衆電報の取扱を開始したのを以て嚆矢とする。

二、電信取扱局所

明治二年創業の際東京及横濱に傳信機役所を設置したのが電信局所の濫觴である。其の後名稱を傳信局、電信局、電信分局(當時の監督官廳たる工部省電信寮を電信局と改稱し、從來の電信局を電信分局とす)と順次改められ、明治十八年までは電信單獨の局所を設けてゐたのであるが、同年一部は電信分局として殘存せしめ大部分は郵便局と合して郵便電信局となす方針に改められた。同二十年再び電信分局を電信局と改稱した。これより先、明治十九年警察用又は鐵道

用の如き諸官廳にある電信分局を電信取扱所と改稱したが、明治二十一年十一月鐵道電信取扱所に公衆通信の取扱を開始したのである。

而して局所数は逐年増加を見たが郵便取扱局所の如く急激な増加はなく、明治五年郵便局數千百餘を算したのに拘らず電信局は十八局、明治二十年に至り郵便局數四千五百餘に對し電信は二百二十六局に過ぎなかつたが、明治二十一年に至り鐵道電信取扱所に公衆電報の取扱を開始することとし、又同三十六年には請願電信の制度が設けられた等電信網の普及されるに伴ひ漸次増加し、明治末期には四千局を超え、次いで特に歐洲大戰の影響、昭和九年度の通信特別會計の實施等に依り局所普及上一段の飛躍をしたのである。尙昭和十年十二月には電信電話取扱所の創設、昭和十二年十一月からは郵便取扱所でも電信電話を取扱ひ得ることとなり、現在電信取扱局所としては電信局、郵便局、電信電話取扱所、電信取扱所、郵便取扱所とがあるが、郵便取扱所は近く凡て之を三等郵便局に改定し、昭和十五年度限り廢止せられることになつてゐる。而して昭和十五年三月末現在に於ける局所數は一萬三千四百七局所に達し、一局所當面積及人口は夫々二十八平方糎四十五、五千四百三十五人であつて、之を他の郵便事業、電話事業の夫と比較すれば左表に示す如く第一位を示してゐる。

事業別	昭和十四年度末局所數	一局所當面積			一局所當人口	
		昭和元年度	昭和十一年度	昭和十四年度	昭和元年度	昭和十一年度
電信取扱局所	一三、四〇七	六〇・〇〇〇	四三・八三三	二八・五三三	九、三九七	七、八六六
電話取扱局所	二、六八〇	八五・五三三	四四・三三三	三三・七五五	一三、三三三	八、一三七
郵便取扱局所	二、九一〇	四三・八六六	三三・八五五	二九・六三三	六、七五五	六、〇三三

(備考) 局所數は在外局、船舶局、鐵道郵便局を含まず。

尙諸外國と比較すれば左表の通りである。

區別	日本	獨逸	英吉利	伊太利	亞米利加	備考
一局所當面積	二八・四四五	八・五	一七・六	二八・四	二八・七一	日本は昭和十四年度末現在
一局所當人口	五、四三五	一、二六三	三、三九〇	三、九三六	四、七七九	其の他は一九三八年末現在とす

(現業機關七六頁、電信取扱局所統計二八三、三八五、四七一、四九九頁参照)

三、電信線路

電信線路は明治二年東京、横濱間に始めて敷設せられ、其の後漸次増延長し同二十年に至り全國樞要の地を聯ね爾來逐年増加を見るに至つた。

電信線路の建築は創成期においては主として官有地道路等を使用した。電信の回線の普及と共に到底これらのみにより得なくなり、一方土地收用法の制定もあり、明治二十三年電信電話線建設條例を制定し電信線路建設の圓滑を期するに至つた。恰もこの年までの電信線は鐵の裸線のみであつたが、始めて硬銅線を東京大阪間に用ひた。爾來高速電信回線は漸次これに改められ、又明治三十七年には全國に亘り東京本局品川間に地下ケーブルが敷設せられたが、昭和十五年三月末現在では架空裸線延長二十二萬糎に對し地下ケーブルの心線延長十萬糎に及んでゐる。そのほかに大正時代になつて用ひ初めた架空ケーブルも今では心線延長三萬糎に上り、我國土上には實に延長約三十六萬糎の電信網が張り廻らされてゐるわけである。最初ケーブルは大都市内に使用するのを主として來たが、近來天災地變相次々に及んで通信確保のため主要電



信線路のケーブル化が急速に進行しつつある。一方海底線は明治五年下關海峡に敷設したのが始めて、あるが、明治二十九年ケーブルシブのトツブを切る沖繩丸の就航によつて鹿兒島—沖繩—臺灣を聯ぐ本邦最初の長距離海底線敷設を始めて邦人の手により敢行し、その後明治三十九年には東京小笠原島間に敷設し米國商業太平洋海底電信會社の敷設したガム小笠原島間の電線に接続され、同四十三年には長崎臺灣間に、又大正四年には長崎上海間に夫々海底線を敷設して内地と外地又は海外との直通電信連絡を完成し昭和十五年三月末現在これら海底電信線の延長は約二萬軒である。昭和十一年一月から松江元山間の海底線通信を大阪まで延長し北鮮對阪神地方發着電報の速達を圖つたが、これは長距離海底線の都市集中に先鞭をつけたものである。なほ最近長距離電話ケーブルの發達と共に、通信安固にして動作確實しかも經濟的に多數の通信路を得られる搬送式電信の通信方法が出現したが、我國においては實用的なものとして昭和三年名古屋大阪間に行はれたジーマンス式音聲周波多重電信を以て嚆矢とする。その後青森函館間、吉見釜山間、東京大阪間、大阪對下關、福岡間に相亞いで實施、更に昭和十三年末には日滿長距離電話ケーブル竣工に伴ひ福岡奉天間に搬送電信路を作成し日滿間直通電信回線の増設を見るに至つた。越えて昭和十四年には東京對名古屋、仙臺、盛岡間及大阪對金澤、岡山間にも實施せられ、斯くして我國の主要電信回線は長距離電話ケーブル網の完成に伴ひ遠からずして全部搬送電信化せられ、回線數の増加を俟つて電信の電話化即ち交換集信による電信通信の方法も可能となる氣運に向ひつゝある。

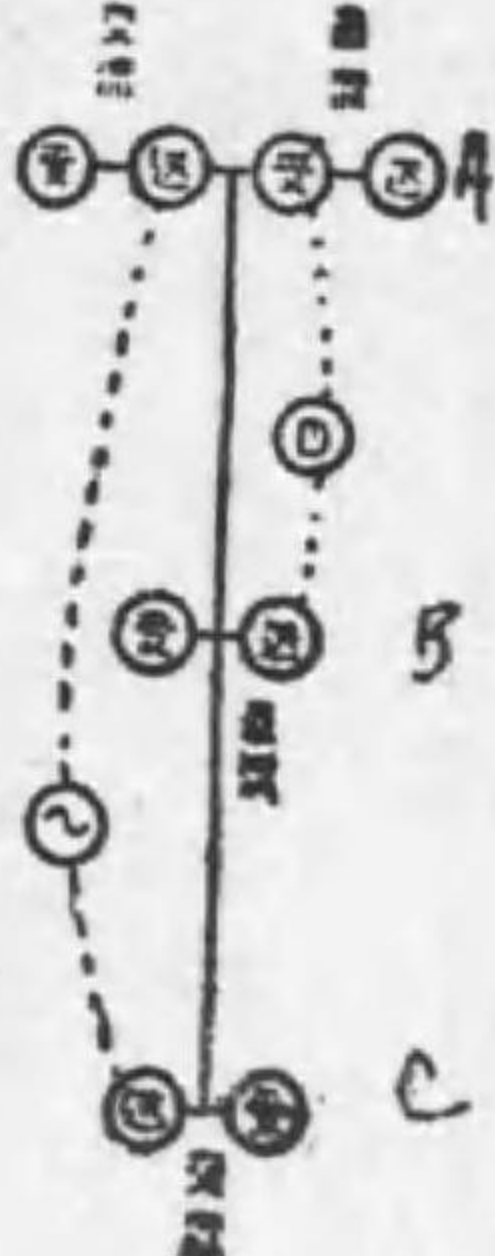
次に右線路に依つて構成せられる電信回線の發達變遷を見るに、明治十九年末に於ては其の數僅に百十五回線に過ぎなかつたが、明治三十五年一千回線、同四十四年二千回線、大正九年三千回線と逐次増加し、昭和十四年末現在に於ては九千六百三十七回線の多數を算するに至つた。之を通信方式別に見るときは、手送回線（單信、二重、結合單信、四重、交直二重双信）は一千九百五十七回線で總數の二割を占め、高速度電信回線たる自動現波及印刷回線等は僅々百四十三回線で總數の一分五厘に過ぎず、爾餘の七千五百三十六回線は電話回線である。接続局數別の回線は二局接続のもの最も多く、其の數六千五百二十二回線で過半を占め三局接続回線之に次ぎ、以下接続局數の増加するに従ひ回線數減少し七局接続回線は僅に二回線である。（電信線路統計二九一、三八六、四七五、四九九頁參照）

猶現在に於ける電信通信方式に付いて述べれば次の通りである。

通信方式別	摘 要
音響通信	音響通信は相手局に於て手送するモールス符號を音響に依つて耳で聞き受信する方式である。
音響單信（音單）	音響單信は一般に用ひられる最も簡単な通信方法で、二局以上數局（五、六局位迄）を同一回線中に接続し、其の中の任意の兩局間に交互に音響による送受通信を行ふものである。（人員は各局一人）
音響二重（二重）	一本の電線に音響單信を二箇組合せたもので、（従つて人員も二倍を要す）兩局間に送信受信（兩局共一人の送信一人の受信）を同時に行ふ方式である。（二局接続を原則とするも稀に三局接続あり）



通信方式別	交直四重	結合重單信
<p>摘要</p> <p>一本の電線に交流と直流を電源とする二個の音響二重を二箇組合せたもので、兩局間送信受信（兩局共二人の送信二人の受信）を同時に行ふ方式である。（二局接続に限る）</p>		<p>一つの回線（一本の電線）に音響二重と音響單信とを組合せたもので、圖の如くABC三局を接続する回線に於て、AC間は通信量多くAB間BC間は比較的閑散な場合に應用し、AC間は音響二重に依り、AB間BC間は音響單信に依り通信を行ふ方式である。</p>  <p>一本の電線に交流と直流を電源とする異つた二つの二重通信を行ふ方式である。圖の如くAB間は直流に依り、又AC間は交流に依り、同時に通信を行ひ得る方式で（Aは送信二人受信二人BC共に送信一人受信一人を要す）BCは通信出來ないものである。</p>

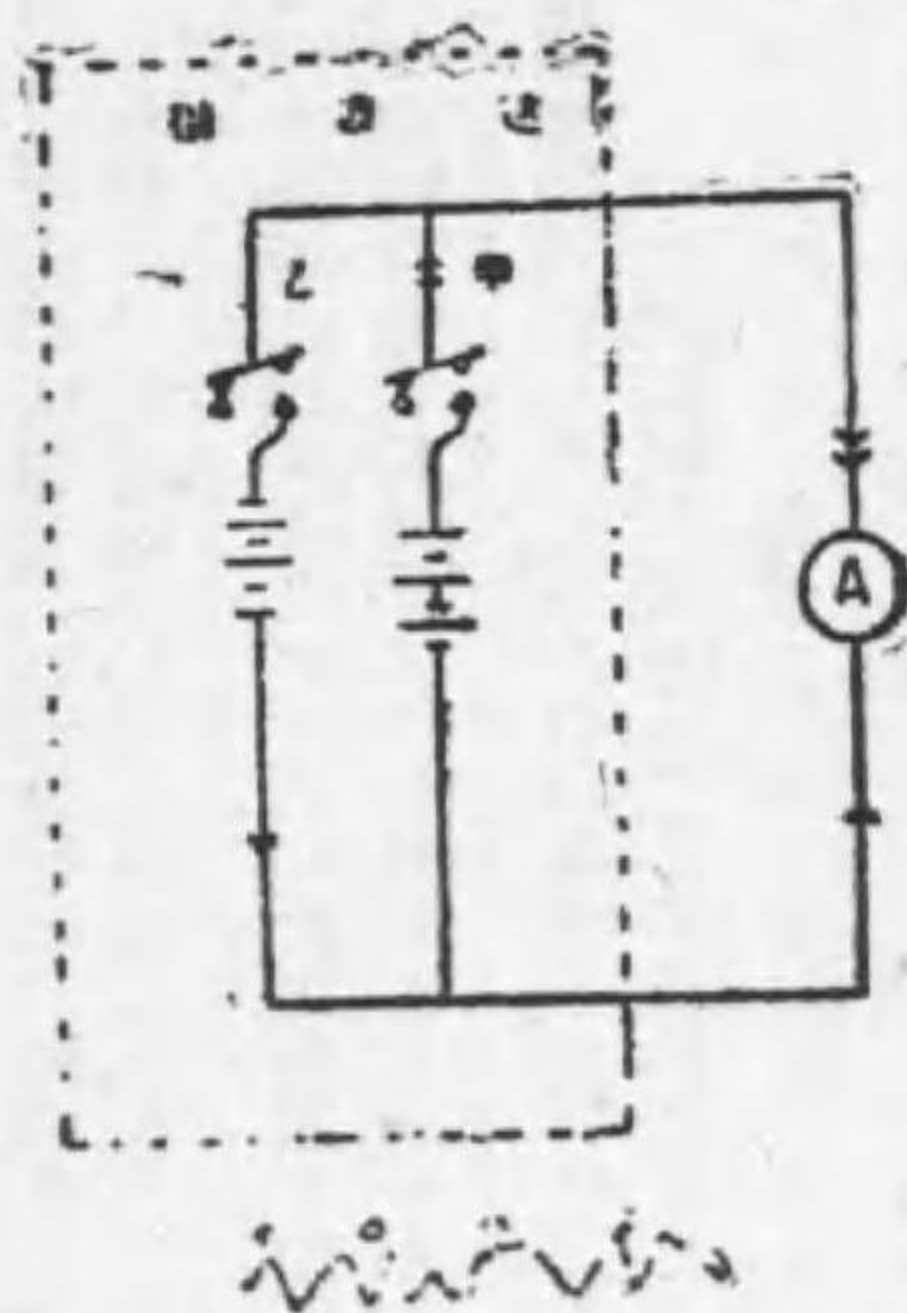
交直双信	自動通信（二重）	手送印刷	自動印刷
	<p>豫め鑽孔機に依り、鑽孔紙と稱する特種の紙テープにモールス符號を鑽孔し、之を自動送信機に掛けると自動的に電流を送出し、對手局の受信装置を動作させ紙テープにモールス符號を印出させて通信を行ふ方式である。</p>	<p>送信機鍵盤上の「キー」（歐文タイプライター式配置）を手で打てば、直接其の文字に該當する電流が流出し、對手局の受信機に至り同様の文字鍵を動作させて直に所要文字を印出し、以て通信を行ふ方式である。</p>	<p>自動印刷鍵盤鑽孔機によりテープに特殊符號を鑽孔し、之を送信機に掛けると當該文字が自動的に其の儘對手局の受信局に印出せられる方式である。</p> <p>長距離海底電線に依り通信を行ふ場合、モールス符號に依る通信法は靜電容量、インピーダンス等に依り通信電流に歪みを生じ、之がために通信符號が不正確になるもので、モールス符號に依らず左の如き形符號を以て通信を行ふ方式である。</p>

通信方式別

摘

要

現波通信



現波符號は送信機の甲電鍵を壓下するとA受信機に▲▲符の方向に電流が動作し、又乙電鍵を壓下すると前と反對に▲▲符の方向に動作する。▲▲符の方向(テープの上側)に現はれたものは短符、▲▲符の方向(テープの下側)に現はれたものは長符で、此の短長を組合せたものである。

搬送電信とは或る周波数の交番電流を適當な方法で符號に應じて變調して送出し、受信端で之を適當な方法で復調し元の記號を再現しようとするもので、一つの回線に諸種の周波数帯域の搬送電流により同時に多數の通信を行ふことが出来るものである。

無數に存在する小局間を常に直通回線で連絡することの不經濟なことは云ふ迄もないことで、大都市に於ては同一市内又は近郊地に存在する多數の小局間の通信は全

搬送電信

電信交換

部回線を中央局に收容して交換接続を行ひ何れとも直接に出来る様にするもので、リレー式自動交換機又はストロージャヤ式自動交換機等をその目的に適する様改造して使用してゐる。

四、電信機械

電信通信に始めて採用せられた機械は「ブレイグ」指字機で極めて幼稚なものだつたが、モールズ印字機の出現に依つて明治四年以來之に代へられ、更に明治二十八年に至り音響機を東京市内に使用してからその通信速度等において音響機の優ることが實證せられるに及んで漸次これに配備替をなし、これと前後して電報送受のための電話機も漸増し、昭和十四年三月末現在に於ては全國を通じて音響機は六千座で電話機は一萬座を超える實況である。これらに先ち明治十三年には二重電信機を横濱神戸間に始めて装置し重要回線は單信通信から二重通信へと進んだが、次いで明治十五年にはホキートストン自動電信機、明治二十五年には四重電信機等何れも東京大阪間に通信能率高い機械を採用し、漸次主要地間電信の四重通信化乃至自動電信化が實現せられて電報疏通に一大威力を發揮し初め、明治三十年には大隅臺灣間長距離海底線のため現波機が採用せられた。その後明治四十三年東京横濱間にフェルンドルツカー電信機が試用せられたが、これは印刷電信機の一つで我國印刷電信機の草分けをなすものである。大正十一年にはテレタイプ、ウエスタン・エレクタリツク式、スタート・ストップ式等の歐文印刷電信機が使用せられ、稍々後れて昭和二年には和文印刷電信機が東京大阪間に始めて使用せられ、爾來全國主要都市局に漸次印刷電信設備を増加して來た處、昭和十二年十一月國産貼附式和文印刷電信機の運用が東京大阪間に實施せられた。又昭和五年には東京、大阪間に寫眞電信機を始めて装置してこゝに電信通信方法は符號通信から文字電信へ文字電信から寫眞通信へと三段跳的に進展し、通信用字に制約せられてゐた我が國電信の將來に一大光明を認められるに至つた。これら高

級電信機械のみでも、昭和十四年三月末現在に於ては自動電信機百八十、現波電信機十六、印刷電信機百三十六、寫眞電信機五を算する状況で、創業當時の機械と技術とを顧みるとき隔世の感がある。
 その他電信交換機を明治三十二年より、又大都市内各局相互の電報送受用として氣送管設備を明治四十二年より夫々東京に施設し、又東京株式取引所と附近仲買業者との間にチツカー電信機を施設したのは明治四十三年のことである。なほ昭和八年來東京、廣島、横濱、福岡の各局に逐次施設せられた電信集信機は、局舎設備の經濟と作業能率の向上とを圖る等相當効果を擧げて居り、又大正十三年以來全國主要局に於いて電報受信用としてタイプライターの使用を開始し電信通信上重要な役割を演じてゐる。更に最近に於ける電話託送電報の利用増加及電話線利用による電信取扱局所の増加に伴ひ、之等回線の集中局に於ける電報送受用電話機装置(集信装置を有する)が昭和十二年より主要局に施設せられるに至つた。(電信機械統計二九五頁参照)

尙現在使用してゐる機械及其の効用は左の通りである。

機 械 名	實用開始時期	能 率	用 途
「ホキートストーン」自動機	明治十五年	モールス符號を自動的に且高速度に受信局の現字紙に印出せしめ通信するもの	通信量の多い重要回線に使用す
音 響 機	明治二十八年	モールス符號を手送りに依り受信局に音響を以て現出せしむるもの	單信法に依るものは普通回線に又二重、四重等多重通信法に依るものは重要回線に使用す
現 波 機	明治三十年	モールス符號を自動的に波狀を以て受信局の現字紙に現出せしめ通信するもの	通信量の多い長距離海底線に使用す

電信用電話交換機 電信自動交換機	明治三十二年 昭和十二年	直通回線を有しない市内局及近郊地局相互間に於て隨時に直通通信を爲す爲中央局に於て回線の交換を爲すもの	東京、大阪、名古屋、京都等大都市局に施設す
氣 送 管	明治四十二年	空氣の壓力作用に依り管路に依つて電報其のものを授受するもの	電報の一時に輻輳する大都市の中央電信局と市内局との間に施設す(東京、大阪、神戸に實施)
「チツカー」電信機	明治四十三年	電鍵の操縦により直接文字を電信機に印出するもの	相場通信用として株式取引所に送信機を設置し仲買店等各架設者に對し同時送信するものである
「タイプライター」	大正三年	一分時速度(和文 三五〇〇字 歐文 三〇〇〇字)	全國一、二等電信官署に於て電報受信用として從來の筆書に替へて使用す
電 報 搬 送 機	大正九年	ベルトコンベヤー、コードコンベヤー、コードキヤリヤ、コイルコンベヤー、ハウスキヤリヤ等を使用す、何れも勞力に替へる機械的電報を運搬するもので通信の速達に資するものとす	多數の電信回線を收容し多數の電報を取扱ふ大局に實施す(東京、大阪、名古屋、神戸、京都、下關、長崎、札幌、横濱、岡山、金澤、鹿兒島、久留米)
「クラインシュミット」鍵盤鑽孔機	大正十一年	タイプライターと同様の文字鍵盤の符號を依り文字に相當するモールス符號を鑽孔紙に鑽孔せしむるもので一分時の速度は和文歐文共略タイプライターに同じ	自動機又は現波機回線に使用す
印刷電信機(頁式)	昭和二年	自動的に文字を直接受信局の受信紙に印出せしむるもの	歐文、和文の兩機あり、共に通信量の多い重要回線に使用す
印刷電信機(貼附式)	昭和十二年	自動的に文字を直接受信局の現字紙に印出せしめ通信するもの	歐文、和文の兩機あり、共に通信量の多い重要回線に使用す

機 械 名	實用開始時期	能 率	用 途
寫 眞 電 信 機	昭 和 五 年	文字、繪畫若は寫眞等寫眞電報類に紙に記載した形象其の儘を受信局に電送し受信局に於ては寫眞として再現せしむるもの	東京、大阪間に施設す
集 合 通 信 機	昭 和 八 年	電信回線の經濟的運用を計る爲多數の回線を其の回線數より少ない通信機に集約して運用するもの	現在東京、廣島、福岡、横濱に施設す
電報送受用電話機装置	昭 和 十 二 年	託送電報用と對三等局用とを分離したものと之を併用するものとの二種あり何れも集信装置を有す	東京、横濱、名古屋、大阪、神戸、京都等の大都市局は之を分離し、其の他は併用とす

五、電信従事員

電信従事員の増加は其の電報取扱數量の消長に影響されること當然であるが、電報の増加に比例して増加してゐない。これは使用機器の改良進歩と事業運営の合理化とに因るものと思はれる。

今電報取扱通數を見るに、最近に於ける電報取扱數量最低の昭和七年度の内外電報發著中繼信合計二億一千四百五十萬通を指數で一〇〇とすれば、昭和十四年度では指數一六七で六割七分の増を示してゐるが、従事員では昭和七年三萬七百名(指數一〇〇)に對し昭和十四年度三萬四千七百名(指數一三三)で約一割三分の増加を示してゐるに過ぎないのである。昭和十四年度末現在では一、二等及特定三等局に配置のもの一萬八千六百五十八名、普通三等局以下に配置のもの一萬六千五百五十名、合計三萬四千七百八名であるが、支那事變勃發に伴ひ電信有技者の應召又は從軍、其の他軍需工業等へ轉向するものあり、之に對處する爲逡信講習所養成定員の増員を計り戰時下に於ける電信取扱に遺憾なきを期してゐる。(電信従事員統計一九九、三八八頁參照)

猶電信従事員の養成に關しては別項一般事項中養成機關(八六頁)に述べてある。

六、電信制度

イ、法令關係

電信に關する法令は明治二年十一月發布された「傳信機に關する七項」に始まり、創業當初としてはかゝる簡單な規定で足りたのであるが、事業の發達に伴ひ明治六年八月には大日本政府電信取扱規則が布告せられて制度利用に關する要綱が規定せられた。翌年九月更に日本帝國電信條例を制定して電信の事務及建築物等に加へられる妨害に關し諸般の制裁が定められた。その後各種取扱方法の設定變更等により規定の新設改廢を重ねたが、明治十八年之等法規を改正し電信條例を實體として業務の綱要を規定し、電信取扱規則において諸般の施行細目を定める等電信に關する法制は漸くその形態を整へ、同時に各地不同の料金制を改め料金均一制を採用するに至つた。然し乍ら之も亦時勢の進歩と法律思想の變遷の爲永く斯業を律するに適しなくなり、法制整備の必要に基き明治三十三年三月新に電信法を制定して在來の法規に代へ、その後事業運用の實際と社會の實狀とに適應せしめるため大正五年に小改正を見たのみで今日に及んでゐるのである。而して電信法制定と同時に従來電信條例に規定せられた事項で、これを命令に委ねる方が便利なものについては別に電報規則等を設けてこれに移しその他舊規定の整理を圖るところ少くなかつたが、現行電報規則は大正十四年の改正にかゝるものである。

電信に關する諸制度は社會の進歩と發受信者の特殊事情の變遷によつて逐年その數を加へ現在極めて複雑多岐に涉つてゐるが、これは一般電報に關する制度と特別電報に關する制度とに大別することが出来る。

先づ一般電報に關する制度についてみるに、電報利用方法の複雑化に伴つて愈々多岐多種となり、現在においては次の如く二十種餘の多數を算するのである。

- (1) 至 急
電報は急速送達を要する要務に利用されることは謂ふまでもないが、一層の速達を期さんとするものために至急の制度が明治十二年に創設せられた。
- (2) 返信料前納
返信に要する料金を發信人において前納し得る返信料前納の制度は明治六年に設けられた。而して當初にあつては現金を以て受信人に交付したが、後證券或は電信切手、郵便切手を用ひるの制を経て明治二十四年に至り返信料前納證書を發行使用することゝなつた。
- (3) 照 校
電報は正確、迅速なことを使命とするところであるが、之れが送達は電氣的作用によるものであるから誤りなきを保し難いので、送受手續において全部反復し正確を期する制度を明治六年に設けられた。
- (4) 受 信 報 知
電報が受信人に送達せられた時刻の通報を受ける受信報知の制度は明治六年に創められ、當初は別に報知依頼電報の名がありその後受信報知電報となり、明治十八年に受信電報と改められたが大正十四年再び受信報知電報と改稱せられた。本制度には電報受信報知郵便受信報知の二種がある。
- (5) 追 尾
受信人の居所を追つて送達する追尾電報の制は明治九年に開始せられた。
- (6) 再 送
追尾に類似の制度であるが、受信人又は宛所の者が電報を受信人を追ふて更めて送達する制で明治十二年に創められ、創始當時は改追尾と稱してゐたが明治三十三年に再送電報と改稱せられたのである。
- (7) 同 文

- (8) 時 間 外
多數の者に同時に同様の内容の電報を送達する制度は明治六年に設けられた。同文電報は當初は連名電報と稱せられ、十八年に同文に改め更に三十三年に至りその一組を十通に制限したが、昭和二年に至りその通數制限を撤廢せられたのである。
 - (9) 夜 間 配 達
電報取扱時間外においては至急としなければ電報を賴信出來ぬことゝなつてゐたのであるが、これでは發信人の負擔が重く考へられたので明治三十六年電報取扱時間の改正に際して時間外電報の制が設けられた。
 - (10) 翌 朝 配 達
午前零時後電報取扱時間開始前に著信局に到着した電報で直ちに配達を要するものについては「夜間配達」する制を大正十四年に創設したのであるが、昭和十五年七月から午後零時を午後十一時と改められた。
 - (11) 留 置
電報が夜半に配達せられる場合、受信人が迷惑することを慮り發信人の指示した時刻後に著信局に到着したときは翌朝配達と爲す制は昭和六年に創始され、昭和十五年七月からこの夜半を午後十一時と改められた。
 - (12) 別 使 配 達
旅行者が旅行先の局で電報を受領することを發信人と打合せ、旅行先の局に電報を留置かんとする制度は明治二十四年に創始せられた。
- 電報の配達には配達局の直配達區域内は電報配達人により、直配達區域外宛のものは郵便で送達すること

- (13) とつてゐるが、直配達區域外宛のものを別使を以て配達する制は明治八年に開始せられた。
 解 船 配 達
 別使配達と同様在港艦船に宛てたものは郵便を以て送達するのを建前とするのであるが、明治六年横濱、神戸、長崎の碇泊船に送達すべき電報に對し別に一定料金を徴するの制に創まり明治十二年一般の船舶に及ぼすことゝなつたのである。
- (14) 電 話 送 達
 電報の速達を圖る一方法として電話託送の請求のない電話加入者に宛てた電報に對し、電話による送達方を發信人において請求し得る制を昭和九年より創められた。
- (15) 局 待
 發信人が發信局で返信を待つてゐることを通報する局待電報の制は明治十八年の創始にかゝる。
- (16) 親 展
 受信人以外の者の披見を憚るものに對し親展と爲すの制は明治三十三年に開始された。
- (17) 電 話 託 送
 明治二十三年十二月に電話交換業務開始と共に加入電話によつて電報を頼信し或は送達を受ける現在の電話託送制度が實施せられた。
- (18) 略 號 登 記
 自己の居所氏名に代へる略號を名宛に使用し得るの制度は明治三十三年に開始された。
- (19) 配 達 先 登 記
 電報の受取人を特定し或は配達すべき場所を特定するの制度も明治三十三年に開始された。
- (20) 局 渡

- 受信人が電報の配達を待たずに局で電報を受取るの制度は明治二十三年に創設せられた。
 尙この間外國郵送電報は昭和九年一月に廢止され、又明治四十五年に汽車乗客に宛てる停車場揭示電報を創設したが利用の實況に鑑み大正十四年に廢止され、又大正四年の衆議院議員總選舉を機として創設せられた配達日時指定電報は利用の實況に鑑み昭和十五年七月に廢止された。
- (1) 新 聞 電 報 (新聞電報認可規則)
 新聞通信に對する料金の低廉を圖り新聞の文化的使命を助長するため、新聞電報制度が明治三十九年に制定せられた。次いで新聞通信送達上の便を圖るため一年を通じ毎日發著するものゝために豫約制度を又料金の後納制度を翌四十年に設けられた。
- (2) 船 舶 通 報 (船舶通報規則)
 航行中の船舶との連絡又は船舶の遭難狀況を知得するため、船舶通報制度(通過報、信號報、海難報の三種に分つ)を明治四十年に制定し海運業者と船舶との連絡に役立たしめた。
- (3) 氣 象 通 知 電 報 (氣象通知電報規則)
 公衆の請求に基き、中央氣象臺及測候所において公示する氣象に關する事項を電信局所より電報にて知らせる氣象通知電報制度(事項は全般天氣豫報、全般氣象特報、全般暴風警報、地方天氣豫報、地方氣象特報、地方暴風警報、全般氣象實況報に分つ)は、明治四十二年に設け漁業者、農蠶業者等の便に供することゝなつた。
- (4) 寫 眞 電 報 (寫眞電報規則)
 昭和五年電信の花形として登場し東京大阪間にその業務を開始した。寫眞電報は寫眞、繪畫等をその儘受信人に傳へる即ち従來の電信と郵便との特徴を兼備したるものと云ふべく電氣通信界に新境地を開

拓し、當初は甲號、乙號に限られたが、昭和六年に丙號更に昭和九年に小形の一圓寫眞電報を設けてからは利用頗る増加し、航空郵便とのコンビによつて外地との間にも利用せられてゐる現狀である。

(5) 慶弔電報 (慶弔電報規則)

當初は年賀電報制度として昭和十年の年頭よりデビューし、而も特殊の送達紙を使用する爲大いに好評を博したが、社交上の儀禮たる慶祝弔慰の意を表する電報もその電文が略一致してゐる點に徴し、昭和十一年十二月年賀電報と併せ慶弔電報制度の實施を見るに至つたのであるが、支那事變の影響に依る電信激増の爲此の種制度の利用勸奨を控へ且物資節約の意味をも兼ねて、昭和十五年七月以降特殊送達紙の使用を當分の間中止のことゝなつた。

(6) 同報電信 (同報電信規則)

電信局より一定の事項をチツカー機で同時に各加入者に通信する制は明治四十三年に設けられ、相場通信に便し、當初は東京株式取扱所及附近仲買業者を加入者として實施し翌四十四年に大阪にも實施せられ今日に至つてゐる。

尙大正五年六月より間送電報制度の制定を見たが、時恰も時局の影響による電信激増のため大正七年以降一定の小區域を除き之れが取扱を中止し大正十二年三月遂にこれを廢止するの止むなきに至つた。

口、料 金 關 係

電報料金制度は電信創始以來明治十八年に至る迄距離制を採用しつゝあつたが、十八年之れを均一制に改め、其の後數次に亘り小改正を経て今日に及び現行基本料は次の通りである。

區 間	和		文		歐		文	
	基 (十五字以内) 本	累 (五字以内を) 増す毎に	基 (五語以内) 本	累 (一語を増す毎) に	基 (五語以内) 本	累 (一語を増す毎) に	基 (五語以内) 本	累 (一語を増す毎) に
一、同 一 市 町 村 内	十五 錢	三	十五 錢	三	十五 錢	三	十五 錢	三
二、内地 (小笠原島を除く) 相互間	三十 錢	五	三十 錢	五	三十 錢	五	三十 錢	五
三、内地 (小笠原島を除く)、小笠原島、臺灣、樺太、朝鮮相互間	官報 三十 錢 私報 四十 錢	五	三十 錢	五	三十 錢	五	三十 錢	五
四、南洋「ヤップ」島と帝國電信系 (芝罘、上海及青島を除く) 相互間	官報 三十 錢 私報 四十 錢	五	四十 五 錢	五	四十 五 錢	五	四十 五 錢	五

創業當初は區間的に電信開通せられたので自ら距離制を施行せられたのであるが、事業は年を逐うて加速度的に普及膨脹しその局所も増加したので明治十八年に至り料金制度を革新して均一制を採るに至つた。其の後明治三十二年に基本及累加字數單位を改正すると共に料金の一部を値上せられ、大正九年基本料を約五割値上せられ從來無料であつた名宛に五錢を課することゝせられたが、大正十四年名宛料を基本料に組替へられ現在に至つてゐるのである。(詳細は昭和十三年度電務年鑑九七頁以下参照)

内地外地間料金は明治三十年に内地臺灣間、明治三十九年に内地樺太間、明治四十三年に内地と朝鮮、滿洲及芝罘間、大正四年に内地南洋間に通信取扱開始と共に料金を制定されたが、現行の料金は大正九年内地相互間料金の値上に關聯し改定せられたものである。(内地南洋間料金は昭和七年の改定)

ハ、取 扱 時 間

次に電信局所に於ける取扱時間に關して當初より相當制限があつたが、明治三十六年電報取扱の寡少な局に對し夜間の取扱を閉鎖することに改めた結果不便甚しいものがあつたので、幾程もなく受付時間を午前六

時又は七時から午前十時迄とし、大正七年からこれを一、二等局は午前六時から午後十時まで、三等局は午前六時乃至八時から午後八時までに改め、更に大正十二年の改正と今次昭和十五年の改正により現在左の通りである。

而して今次の改正は電報配達事務を取扱はない無集配郵便局以下の取扱時間午前七時又は八時より午後八時迄（休日及休暇日に限り正午迄）を改正したのみで其の他は従來のまゝである。

電信局所の電報取扱時間

一、二等郵便、電信局、集配三等郵便局	毎年三月一日より 十月三十一日迄 毎年十一月一日より 翌年二月末日迄	午前六時より 午後八時迄 午前七時より 午後八時迄
電報配達事務を取扱ふ無集配三等郵便局、郵便取扱所及電信電話取扱所	毎年三月一日より 十月三十一日迄 毎年十一月一日より 翌年二月末日迄	午前七時より 午後八時迄 午前八時より 午後八時迄

電報配達事務を取扱はざる無集配三等郵便局、郵便取扱所及電信電話取扱所

十二月二十九日より同日迄を除くの外
休日及休暇日に限り
但し遞信局長の指定した局所に於ては休日及休暇日等に於ける取扱を爲さず

電 信 取 扱 所 (午前八時より午後八時迄)

(備考) 一、電報取扱時間を特定するとき又は休日又は休暇日等に於ける取扱をしないときは別に之を公示す。

二、至急、艦船發着無線、新開、外國電報及時間外料を納付したものは一、二等局及郵便集配三等局は時間に制限なく取扱ふ。

三、朝鮮宛は午後八時より翌午前八時迄は至急電報の外は取扱はない。但し通常電報と雖も受付に限り内地受付時間内は之を受付ける。

七、電報利用狀況(内國、日滿及日華電報)

本項に於ては内國電報のみにつき述べ、外國電報に付ては別項國際電氣通信の外國電報利用狀況に譲るとする。(二二二頁参照) 而して茲に云ふ内國電報は日滿及日華電報を包含したものである。これは現在の報告様式が之等を合算したものに因つてゐるからである。

電報の利用が人口の増加に伴ひ増加することは當然であり、又事業の始めにあつては制度の周知、設備の普及と共に伴ひ増加することも亦當然である。

今明治二年創業以降昭和十四年度迄約七十年間を通観するに、初年度は僅かに三千通、明治四年には一箇年を通して発信せられた數は二萬に満たなかつたが、翌五年より逐年急激に増加し西南戰役によつて電信に對する世人の認識を深め、且局所の普及に伴つて明治十一年中に於ける電報の利用數は百萬通に達した。其の後明治十五年から同十九年迄に漸落を示した外毎年五十萬乃至百萬通の順増を見、更に前歐洲大戰の影響に因り急激に利用増加し、大正八年には實に発信六千四百萬通に達したが、戰後に於ける我が國經濟界未曾有の不景氣に禍され再び減勢を辿るに到つた。此の減勢は昭和七年度を底として、翌八年度より増勢に轉じ、爾來世の好況に追隨して逐年増嵩の一途を辿りつゝあつたが、昭和十二年七月七日の支那事變勃發は此の増勢に拍車をかけ、國內生産力擴充、軍需インフレ時代の現出と相俟つて異狀な活況を呈し、加ふるに昭和十四年九月勃發せる第二次歐洲動亂は彌が上にも増勢を刺激し、昭和十二年度、昭和十三年度と連續現出せる大記録を遙かに凌駕し、遂に電信創業以來の超記録的數字を樹立するに至つた。即ち昭和十四年度に於

ける内國（日滿及日華を含む）電報總取扱通數三億五千三百三十五萬餘通の中發信有料通數は七千六百九十四萬通であつて、從來の最高記録であつた前年度に比較すれば九百五十五萬餘通、一割四分二厘（最近三箇年間に於ける平均増加割合は約七分）の著増を示し、更に支那事變勃發の昭和十二年に比すれば一割八分五厘、一千百九十九萬餘通、次に事變發生前の昭和十一年度に較ぶれば實に三割一分六厘、一千八百四十八萬餘通の何れも増嵩であり、而して更に約十八年の長年に亘つて記録を保持してゐた前歐洲大戰當時の驚異的數字を見た大正八年度に比較するも尙二割餘の激増振りである。斯くの如き躍進的著増の原因は主として支那事變の性格移行、即ち武力戦より長期建設段階に這入つたのに因る時局産業の股賑及圓域貿易の著しい躍進等に加ふるに、前記第二次歐洲動亂發生並に之が進展に伴ふ國內經濟事情の活況等に因る各種通信の利増とに基くものであることは否定出來ないが、他面昭和十四年八月と昭和十五年一月の二回に亘る内閣更迭、昭和十四年九月末より同十月初旬にかけて施行せられた貴族院議員選舉及府縣會議員選舉、同十五年一月に於ける静岡市の大火災及同年三月末に於ける汪精衛を主班とする新國民政府の成立等の特殊事情が與つて力あるものと思料せられる。

而して前年度に對する本年度の月別狀況を見るに、約四分減の七月を除き、（前年同期の増加は關東及關西の水害禍に因る）總て少きも六分一厘、多きは二割四分六厘の著増率を見、前年度が大部分五百萬臺に在つたのに對し本年度は六、七月の五百萬臺を除き何れも六百萬臺を出るの盛況である。殊に十二月は七百十九萬通で最近の記録を破り、更に本年三月は長年一箇月取扱通數の最高記録であつた大正九年三月に於ける七百二十七萬餘通を完全に破つて七百七十六萬餘通と云ふ創業以來の超記録的數字を樹立するに至つた。此處に過去に於て七百萬通以上の發信を見た月を示せば次の通りである。

電信創業以來發信電報通數七百萬を突破したる取扱月

年 月 別	發 信 有 料 通 數	年 月 別	發 信 有 料 通 數
大正 九年 三月	七、二七四、五八八	昭和十四年十二月	七、一九四、五九四
同 四月	七、〇八一、〇八二	同 十五年 三月	七、七六三、七三四
同 五月	七、一九二、一九四	同 四月	七、五三三、三八八

次に事變關係通信の利用狀況を見よう。前年度に於ける事變關係發信通數は四百七萬六千通で全發信通數の六%を占めて居るのに對し、昭和十四年度は九萬六千通減の三百九十七萬九千通で全發信通數の五%に當り、即ち前年度事變關係通數に對し約二分四厘を減少してゐるが此の通數は事變の進展に直接關係のあつたもののみであつて、事變關係通信を除く一般的利用としては左表の通り一割五分の著増を示してゐる。

事變關係通信以外の増加狀況

年 度 別	發 信 總 通 數	事變關係發信通數	差引事變關係外發信通數	對前年度 増減割合
昭和十一年度	八、四五三、三八〇	四、六三三、〇七三	八、四五三、三八〇	割
同 十二年度	六、九三三、四二一	四、〇七六、二八五	六、〇三三、三三九	〇・三〇
同 十三年度	六、七三九、六三四	三、九七九、六八九	六、三三三、三三九	〇・五〇
同 十四年度	七、九四三、七三四	三、九七九、六八九	七、九四三、七三四	一・五三

然し乍ら此の事變關係外發信電報中には事變に直接の關係がなくとも之が間接的影響、即ち軍需工業等の飛躍的發展及對滿支貿易の躍進等に因り其の利用を増進したことは、高度の統制經濟實施の爲本來ならば増

率の低下を見るべき筈なのに拘らず却つて激増したことに依つても窺はれるのである。試みに事變發生後滿三箇年間の状況と事變前三箇年間の状況を見てみよう。

支那事變發生前後に於ける發信電報の増加状況、

區 別	發 信 通 數	對前年度增加		同上一箇年平均	
		增加通數	增加割合	增加通數	增加割合
前生發變事					
(一)自昭和九年七月	五、九七、七九二	二、三九、〇四四	〇・四六		
(二)自昭和十年六月	五、四九、六〇六	二、五八、八一五	〇・四八	二、八六、四〇二	〇・五三
(三)自昭和十一年六月	六〇、〇四、七五二	三、五八、二五五	〇・五九		
後生發變事					
(一)自昭和十二年七月	六、七三、八二二	五、七四、八〇〇	〇・九五		
(二)自昭和十三年六月	六、九九、二一九	三、三六、三〇八	〇・四九	六、五六、八六六	一・〇八
(三)自昭和十四年六月	九、五八、六六六	一〇、五九、五九九	一・三三		

即ち事變前に於ける増率は四分六厘乃至六分三厘で其の一箇年平均の増加数は二百八十三萬六千通、五分五厘の割合を示してゐるが、事變發生後に於ては九分五厘乃至一割五分三厘の増率を見、平均一箇年六百五十萬六千通、一割八厘の著増であつて事變前に比し逐年約三百六十七萬余通、五分三厘の増嵩を招來してゐるのである。

以上の状況より觀察するに、電信の利用は對滿支區域貿易の振興、大陸經營の進捗並に生産力擴充に因る時局産業の發達に沿うて今後益々増嵩の傾向を辿るべく、事實昭和十五年年初頭より毎月約一割以上増率を示して居り、加ふるに本年九月二十七日、日獨伊三國條約の締結を機として世界新秩序戰が展開せられるに

伴ひ、大東亞共榮圈の確立、國防國家建設に邁進する我國諸般の活動は之が利用増に更に拍車をかけるものと考へられる。(電報通數統計三〇〇、三八九、四七八、五〇〇頁參照)

八、電信收入狀況

大正十二年關東大震災に於て關係資料全部滅失した爲、明治二年創業より大正十二年に至る迄の電信收入は明かでないから本項に於ては大正十三年度以降の收入狀況を述べることとする。

電信收入の科目別内譯は切手で收納する切手收入と現金で收納する電信收入の二つであつて、電信收入は更に内國電報料、外國電報料、請願電信費納付金及電信雜收に區分される。昭和十四年度の實績に依れば切手及現金で收納した内國電報料の合計は三千五百六十八萬圓で全體の六割二分一厘、同外國電報料は二千五百三十三萬圓で、三割七分五厘を占め、其の他の合計は二十一萬圓で僅かに四厘であるから、以下内國電報料及外國電報料とに付て其の概略を述べることとする。

イ、内國電報料

内國電報料は大正十三年度以降昭和六年度迄經濟界の不況に因り減收を續けて來たが、昭和七年度より滿洲事變の戰後經營及同十二年の支那事變等に因る軍需工業の旺盛と、之に伴ふ商工業の著しい活況が電報の通數及收入に多大の影響を與へ年々増嵩の一途を辿つて來た。即ち昭和六年度の收入額は千九百六十萬圓であつたが昭和十三年度には二千九百五十萬圓に飛躍を見るに至つた。更に昭和十四年度は好景氣に恵まれ且歐洲大戰の勃發とに因り一層之に拍車をかけ、前年度に對し通數に於て一割四分、收入額に於て二割一分を増加し三千五百七十萬圓に達したのである。

今之を人口千人當の收入狀況について窺ふに、昭和六年度は二百九十七圓であつたが昭和十三年度は四百

九圓に昇り、翌十四年度には四百八十九圓に躍進してゐる。斯くの如き増勢の後を受けた昭和十五年度も依然素晴らしい増加振りを發揮し、九月迄の上半期を前年同期と比較するも既に三百四十萬圓、割合にして二割の増收となつてゐる。然し最近に至り此の増收割合が稍々低下して來たことは注目される處であらう。

ロ、外國電報料

外國電報料は、大正十三年千二百十二萬圓、同十四年度は稍々増加して千二百二十九萬圓を示したが、之を頭として其の後漸減し昭和五年度には九百三十六萬圓となつた。然るに昭和六年度より急騰して同十二年度には二千六百六十八萬圓となり翌十三年度は急落して千七百九十七萬圓に減少したが、十四年度に至り再び急激な上昇を現し三千百五十三萬圓となつた。今昭和十四年度を前年度と比較するに切手収入に於て一萬圓を減じ、現金収入に於て三百五十七萬圓を増加し、差引三百五十六萬圓、割合にして一割九分八厘の増收となつてゐる。之は前年度より不振であつた外國貿易が年度初頭から漸次好轉したこと及歐洲動亂の勃發に伴ひ情報通信の激増並に隠語使用禁止の爲長文の普通語電報利用が増加したこと等に原因してゐる。従つて昭和十五年度に於ける上半期も好調を保ち、前年同期に對し切手収入に於て六萬圓、現金収入に於て百五十八萬圓、合計百六十四萬圓、割合にして一割七分を増加してゐる。

而して外國電報料は内國電報料と異り、其の取扱通數と増減割合が必ずしも一致しないのが普通である。今試みに大正十三年度以降に於ける収入と電報通數及貿易額との關係を見るに、大正十三年度より同十四年度が少し多く、昭和五年度又は同六年度を底とし同十二年度迄漸増してゐる迄は大體三者一致してゐるが、電報通數の増減割合が収入又は貿易額の其れに比し著しく緩慢である。即ち大正十四年度から昭和六年度迄の六年間に収入は二割三分の減、貿易は五割一分の減に對し、發信通數は僅かに三分の減に過ぎない。又昭和六年度より同十四年度に至る八年間に収入は十一割餘の増、貿易は二十割餘の増加に對し發信通數は却つ

て二割六分を減少して居るのである。

按ずるに外國電報は(1)對手地に依り料金が著しく相違すること、(2)後廻電報、書信電報の如く非常に低廉な料金制度があること、(3)商用電報の如く極度に短い暗號電報と官報、新聞電報の如き長文電報とは同じ一通でも料金が著しく相違すること等の事情に因り、収入と電報通數との増減割合が一致しないものと思はれる。(電信收入統計三一七、四〇三頁参照)

九、官廳用及私設電信

イ、官廳用電信

官廳用電信は明治三十三年八月制定に係る「官廳用ノ電信及電話ニ關スル件」の勅令に基いて官廳が事務執行の爲(軍用電氣通信法に依るものを除く)逓信大臣の定めた規定即ち同年九月一日公布の官廳用電信電話規程に依り施設するものであつて、一般の公衆通信に供用することも出来る。而して其の施設範圍としては電信法第二條及私設電信規則第二條の施設範圍の外に警察事務及刑事訴訟事務の専用に供するものを加へ、その他の出願、届出及施設方法等に關しては殆んど全部私設電信規則を準用し、又この施設の監督に關しても私設電信電話の監督に關する規定を準用してゐる。

又公衆通信供用に關しては、明治二十一年十一月鐵道所屬電信電話線公衆通信取扱細則及同二十八年十一月同改定細則に依り來つたところ、それ以前は事實上の公衆通信を取扱つては居たが別に法文化されたものはなかつた。大正四年十一月より施行せられた私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則中の殆ど全部を準用することとしてゐる。今之を施設の目的に依り區別すれば(一)同一構内に施設するもの、(二)警察事務及刑事訴訟事務用、(三)事業専用、(四)電報送受用、(五)近接地連絡用等で孰れも常該事務又は事業の専用に供する爲施設するものであるが、抑も此の官廳用電信の濫觴は明治二年十二月(當時陰曆)外務

省、築地電信局間に架設し専ら省務通信の用に供したのを嚆矢とし、制度としては明治五年五月諸官廳電信線架設取扱略則を設け、之に依つて鐵道事業用は明治五年九月東京及横濱間の停車場に電信分局を置き始めて鐵道報通信の専用線を架設し、又警察事務用は明治七年十月警視廳及其の管下警察署間に架設し且之を築地電信局へ接続したのに始まる。官廳用電信施設を以て一般公衆通信の取扱を始めたのは明治十一年十二月、警察事務用は明治十三年四月であるが、後者は本務上支障ある爲翌年一月迄に全廢した。

次に昭和十五年三月末現在に於ける此の施設の全貌を窺ふに、回線数は五九七、線路互長六六、二五八杆、電信機一、五四六箇で、更に目的別に依る施設状況（施設上何等許可又は届出を要しない（一）の同一構内に施設するものを除く）の概要を施設数大なるものより順に記述すれば左の通りである。（尙括弧内は總數「信號施設を除く」に對する割合を示すものである）（官廳用電信統計三一九頁参照）

(1) 事業専用

官廳用電信電話規程第一條第三號に依り鐵道、軌道及其他電信の専用を必要とする事業の爲の施設であるが、現在は總て鐵道省に所屬する鐵道事業用に限られてゐる狀況で昨年より若干の増加を示し、其の回線數四八三（八一%）、線路互長六五、二四一杆（九八%）、電信機二、三三四箇（九三%）で、其の割合の示す如く本事業用施設が官廳用の電信の大部分をしめてゐるのは鐵道事業に於ては電話の發達著しい今日でも猶電信の利用を必要とする場合が相當あることを物語つてゐる。

(2) 警察事務用

規程第一條第二號に依る施設で總て警視廳及其の管下警察署間を連絡してゐて昨年と比較し全く増減なく、其の回線數は九〇（二五%）、線路互長九六四杆（一%）、電信機一二〇箇（五%）で、電話の發達著しい今日に於ては限られた特殊の通信のみに利用せられてゐる。

(3) 電報送受用

規程第一條第四號に依り電信官署との間に電報送受の爲に施設するもので、昨年六回線を増加して二四回線（四%）、線路互長五三杆（一%）、電信機五二箇（二%）で横須賀市内の一回線を除けば總て東京市内の官廳と東京中央電信局との間に限られてゐる有様で、特殊のものとしては中央氣象臺の印刷電信機回線がある。

(4) 近接地連絡用

規程第一條第五號に依り一市區町村内若は隣接市區町村間に施設するものであるが現在該當の施設はない。

以上は所謂純粹の電信施設で特別の技倆を有する者でなければ通信の操作が不可能である爲其の施設は極めて限られた範圍に止まる譯であるが、此の外特に電信の範疇に入るものとして信號施設たる火災報知、正午時通報及其他の通報用の施設がある。之等は概ね近距離に於て比較的簡單に特定事項を信號に依つて通報し其の目的を達することが出来る爲前記(1)乃至(4)の電信施設に比し概して多く、其の詳細な施設狀況は別掲官廳用電信統計（三一九頁）の通りであるが昨年に比較し殆んど増減はない。

ロ、私設電信

私設電信は電信法第二條の規定に基き私設電信規則に依り施設するもので、之を施設の目的に従ひ區別すれば（一）一構内一人の専用、（二）事業専用、（三）公共團體事務用、（四）電報送受用、（五）近接地連絡用とて、孰れも當該事務又は事業の専用に供する爲施設するものであるが、其の沿革をたゞねると、抑も電信の私設は政府の機密を漏洩する虞あるばかりでなく國際上にも關係を有する爲明治五年九月一般私線の架設は一切許さない事に決定した。然し明治七年七月には工部省布達を以て官線の本線へ接続する支線に限り其の施設を許可することとし、同年八月電信私線規則を制定せられた。其の後電信條例の改正、私設電

線規約の創設、電信電話私設條規の制定等の變遷があつたが、電氣を應用する各種事業の勃興を來すに及び、之を監督保護すると共に取締を一定するの必要に基き明治三十三年十月電信條例を廢止して新に電信法並に私設電信規則制定せられ、私設し得る範圍及施設上の出願又は届出、施設方法、架設上の諸制限等を規定し今日に至つた。又同時に私設電信に依る公衆通信取扱規則をも施行せられた。

次に昭和十五年三月末現在の施設の全貌を見るに回線數三八、線路亘長一六四杆、電信機七九箇で又その目的別に從ひ施設の概況を記せば左の通りである。(私設電信統計三二〇頁參照)

(1) 電報送受用

電信法第二條第四號即ち電報送受の爲電信官署との間に施設するもので、昨年より一〇回線を増して三五回線、線路亘長は七七杆、電信機數は七〇箇で、東京都市及大阪兩遞信局管内大都市に於ける多數の電報利用者たる主要新聞社、特殊銀行、會社の施設に係るもので此の中には新聞社の印刷電信回線も含まれて居るが、又外に特殊施設として大阪中央電信局との間に大阪朝日新聞社の氣送管一回線がある。

(2) 事業専用

法第二條第二號、即ち鐵道業其他電信の専用を必要とする事業の爲施設するもので、其の事業の細別は私設電信規則第二條各號に規定してあるが、施設數は極めて少く三回線、八七杆、九箇で昨年と全く異動はない。

(3) 公共團體事務用及近接地連絡用

公共團體事務用は法第二條第三號、即ち公共團體の事務執行の爲同一市區町村内若は隣接市區町村間に公署等相互施設されるもので、又近接地連絡用は同條第五號に依り同一市區町村内若は隣接市區町村間等近接地相互間に於て一人又は一營業の専用の爲めに施設するものであるが、兩者共現在該當の施設はない。

設はない。

以上各數字の示す如く極めて少數なことは電信有技者でなければ機械の操作が出来ないことを考へ併せれば自ら諒解されよう。

尙此の外信號施設として火災報知用、防空警報用、正午時通報用及其他の通報用があるが、前記の電信施設に比し多數を示してゐることは官廳用の場合と同一理由である。

3. 電 話

一、電話の起源

電話は古くから各國に於て研究の對象となり既に西曆一八三七年頃から各種の發明が發表されたが、これが實用に供されたのは西曆一八七六年即ち明治九年のことで、グラハム・ベルが米國ボストン市で始めて電話によつて通話を行つたのが其の濫觴である。

次に我國に電話機が始めて輸入せられたのは明治十年十一月で、ベルが發明した其の翌年である。當時の主管廳である工部省では直ちに之が模造に着手し、同月東京横濱兩電信局間に試用し非常に成功したので、同年十二月には宮内省と工部省との間に線路を新設し電話回線が作られたのである。之が我國に於ける電話實用の最初である。

二、電話取扱局所

明治二十二年東京熱海間に於て一般公衆電話の取扱を開始したのが電話局所の最初である。次いで翌二十三年東京、横濱に電話交換局を設置し加入者相互間の電話の取扱を開始すると共に、兩市内に十六箇所の電話所を設置し公衆通話の取扱を開始した。

斯くの如く創業當時は電話交換局二、電話所十六の十八箇所に過ぎなかつたが、其の後逐年増加し明治三十三年には新橋、上野兩停車場其他二箇所に自動電話、即ち公衆電話所の設置を見、次いで明治三十五年地方小都市の加入者の普及を目標とし特設電話制度が制定されたのである。

明治三十六年従前の諸官制を廢し新に通信官署官制公布せられ、通信官署中郵便局は最も普遍的なものと
して電話も取扱ひ得る事となつたので、電話交換局は東京、大阪に中央電話局を置き其の他は主として一等
郵便局に合併した。爾來通信官署官制や電話制度上にも幾多の變遷あり、其の間常に電話取扱局所の増設に
努めて來たのであるが、昭和十年従來の電話所にも電信事務を開始し電信電話取扱所と改めた。更に又昭和
十二年度改正の電話擴張改良五箇年計畫に於ては、郵便局の在る所必ず通話の取扱を爲さしめる方針を樹立
すると共に、同年郵便取扱所に於ても電話事務を取扱ひ得ることとし、從來郵便取扱所と同一箇所に併置し
てあつた電信電話取扱所を郵便取扱所に合併整理し通話局所普及に大飛躍を試みた。其の結果昭和十四年度
末現在に於ては其の數一萬六千六百六局に達し、交通不便な山間僻地の非加入者と雖も最寄りの通信官署に
於て電話の利便を均霑し得るに至り、現在一局所當面積及人口は夫々三十三平方糎七十五、六千二百三十九
人である。又通話局所と共に非加入者の電話利用機關として、主に街路、驛構内、公園等に設置せられる公
衆電話所も亦累年増設せられ、昭和十四年度末現在に於ては四千九百二十六箇所となるに至つた。

尙加入者收容の電話交換局は電話利用上同一集團と認められる地域毎に一區劃を設定して土地の狀況に即
應することに努め、既設交換局の加入區域を擴張或は合併し、殊に都市に於ける電話需要の旺盛なのに鑑み
都市加入者の増加を圖ると共に、又地方にも電話通信の便を供與して僅少加入者收容の交換業務を開始した
結果、加入數約十七萬を收容する東京中央電話局より一名收容の電信電話取扱所を併せ昭和十四年度末には
電話交換局六千五百十一局に及び、電話局所の普及が文化の向上、經濟の進展に資する所尠しとしない。今
電話交換局一局當面積及人口につき諸外國と比較してみるに、日本(六三・一平方糎、一一、九〇六人)、亞米
利加合衆國(四〇九・七平方糎、六、八二一人)、獨逸(五八・六平方糎、七、九六七人)、英吉利(四三・〇平方
糎、八、三〇九人)、伊太利(六四・六平方糎、八、八四一人)である。

而して現在電話局所としては電話局、郵便局、電信局(下關)、電信電話取扱所、郵便取扱所とがある。

(現業機關七六頁、電話取扱局所統計三二五、四〇五、四八一、五〇一頁参照)

三、電話線路

電話線路は明治十年十二月宮内省と工部省との間に線路を建設し電話回線が作られ、電話の實用に供され
たのに始まる。

電話創業時の市内電話線路は總て單線式架空裸線であつたが、加入者の増加に伴ひ裸線の架設困難とな
つたので明治二十六年架空「ケーブル」を併用し、又單線式は電話の明瞭を缺くので明治三十年に至り複線
式に改められた。而して此の間交叉架線法、或は硬銅線の製造等も亦案出せられ通話距離は大いに擴張され
るに至つた。尙明治三十年には始めて地下「ケーブル」として百對鉛被紙「ケーブル」を採用し、大都市に
於ける主要幹線は漸次機會ある毎に地下「ケーブル」とすることになつた。斯くして多對「ケーブル」の必
要性年と共に高まると同時に「ケーブル」製造技術も著しく進歩し、大正十年には八百對、同十一年には千
二百對のものを採用するに至り、現在に於ては市内電話は加入者の密集地の殆んど全部が架空又は地下「ケ
ーブル」となつてゐる。

次に市外電話線路に付て見るに、明治二十二年東京熱海間に始めて公衆用市外通話が開始され、明治三十
三年には東京大阪間に始めて長距離市外電話線路を開設し、更に明治三十七、八年日露戰役に際しては東京
佐世保間に於て市外通話を爲し得ることとなり、市外電話線路建設技術上長足の進歩を示した。

而して之等市外線は何れも架空裸線であつたが、明治四十二年大阪局下淀川間約六糎の區間に「コンボジ
ット」鉛被紙「ケーブル」を敷設して以來、市外電話線路にも亦「ケーブル」使用の機運を作り、大正十一
年大阪堺間約十六糎の區間及門司黑崎間約二十六糎の區間に無裝荷地下「ケーブル」の開通を見た。尙同年
十月大阪神戸間に裝荷重信「ケーブル」が竣成し我國市外電話用「ケーブル」に一新紀元を劃するに至つた。

更に技術の進歩に伴ひ主要幹線は悉く之を「ケーブル」化せんとする計畫成り、其の第一歩として昭和三年御大典に當り先づ東京神戸間を、昭和五年岡山地方大演習舉行前に神戸岡山間を夫々「ケーブル」化し東京岡山間五百哩を完成した。

斯くの如く市外電話幹線の「ケーブル」化は年を逐うて着々實現せられ、現在東京を起點とし北は宇都宮、仙臺、盛岡、青森を経て函館に及び西は一は横濱、静岡を経て名古屋に至り他は甲府を経て名古屋に達する二ルートあり、此處より更に二分して一は岐阜、彦根、京都を経て、他は龜山、京都を經由して夫々大阪に至る。之より山陽鐵道に沿うて下關近くに至り關門海峽を通過し北九州を経て福岡に達し、此處より一は南下して久留米の南に達するものと、別に鳥栖より分れて佐世保に至るものとあり、他は北上して朝鮮を經由し滿洲國新京に達してゐる。茲に於てはじめて東京新京間を連絡する蜿蜒三千軒に及ぶ安固堅牢なケーブルの完成を見たのである。

尙此の中甲府廻り東京名古屋間ケーブル及福岡安東間ケーブルは昭和十五年七月廿日を以て豫定通り國際電氣通信株式會社に對し現物出資として之が引渡を完了した。此の外海底「ケーブル」の發達も著しく、大正十一年備讀海峽、大正十五年四月津輕海峽、更に昭和八年朝鮮海峽、昭和九年宗谷海峽と夫々電話「ケーブル」を敷設して、遂に内地と朝鮮及樺太等外地との間の連絡を完成したのである。

次に市外電話回線に付いてであるが、これも亦線路の發達に伴つて著しく進歩し、昭和十四年度末現在に於てはその總數一萬五千九百九十八回線で、其の回線延長は六十四萬八千九百九十四軒に達してゐる。其中實線は總回線の七十一%、重信線は十九%、搬送線が九%、其他双信線若干といふ狀況である。今之等回線について述べれば（實回線を除く）

(1) 電信電話共用線

其の構成が單なる電話回線で、電話通話に使用する電話機に依り電報をも送受するもので現在三千八

百五回線ある。

(2) 重 信 線

電話線を増加しないで既設電話線を利用する即ち實線二回線を作成し通話をなすものを云ひ、明治二十七年大阪神戸間に於て實驗の結果好成绩を得てより廣く採用せられた。昭和十四年度末現在に於ては二千二百二十二回線、回線延長十二萬五千七百七十二軒の多きに達してゐる。

(3) 双 信 線

同一の線條に電信機と電話機とを取付け電信及電話回線を各別に作成し、以て電信と電話とを同時通信し得るもので現在四十三回線ある。

(4) 搬 送 線

實線一回線に周波數を異にする數種の高周波電流を重疊せしめ、各高周波電流をして通話電流を搬送せしめて、同時に多數の通話をなし得る經濟上有利な回線である。昭和二年八月東京名古屋間に始めて實施されてから全國重要區間に之が實施を見るに至つたが、殊に昭和十三年二月十一日より實施せられた大阪奉天間、同十四年六月よりの東京及福岡對奉天間、同年七月よりの大阪天津間、更に昭和十五年九月よりの東京對天津、大連及新京間各線は何れもこの搬送式を利用されたのである。又現在放送中繼線の一部は此の搬送回線を使用して居り、海底線にも亦昭和八年七月津輕海峽に之を實施したのを始めとして朝鮮海峽、宗谷海峽其の他主要區間の海底線は殆んど之を使用して居るのである。而して昭和十四年末現在に於ては百四十三回線、回線延長五萬九千四百三軒に及ぶ狀況である。

尙此の外農山漁村に於ける電話の普及を圖り、併せて物資の節約を企圖する目的を以て既設の電燈電力配電線を利用し搬送通話を爲す配電線搬送電話方式が發明せられ、昭和十四年に於て初めて電信電話事務開始の一部（十一局）に之を實施することゝなつたが、引續き十五年度に於ても大體同程度の實施

を見る豫定である。

又市外通話のサーヴイス向上に關しては市外回線の擴充と併行的に努力を拂ひ、其の通話接續方法等に付ても、大都市市内局と其の近郊地局との間には市内交換と同様に待合時間を殆んど要しないで接續せられる即時(ABツール)及準即時(CLR)市外通話方式が採用せられることとなつた。即時市外通話方式は大正十二年十二月京都伏見間に實施せられて以來、昭和十五年九月三十日現在に於ては東京及大阪附近其他の地に於て百三十五區間に實施せられ、準即時市外通話方式は昭和八年六月大阪神戸間に採用せられて以來現在東京、阪神及北九州方面に於て六十六區間に實施せられて居る。殊に昭和十年九月より始めて荏原局に於て對東京發信に用ひられた自動接續即時市外通話法は、現在十八區間(外に自動接續準即時市外通話法採用區間一區間あり)に之を採用して居るが、此の方式は都市近郊自動式局加入者から交換取扱者の手を経ないで、自局加入者を呼出す場合と同じ様に直接相手都市局加入者を呼出すことの出来るもので、大都市市内局と近郊局との市外通話接續は益々迅速且簡便化せられるに至つた。(電話線路統計三三一、四〇五、四八三、五〇一頁参照)

四、電話機械

世界最古の電話機は一八七六年ベルの發明にかゝり、我國に於ては明治十一年六月始めて國產電話機を製造し、其の後種々改良を加へ明治十八年中著型電話機、明治二十一年新中著型電話機が製作せられ使用せられた。一般加入者用電話機としては明治二十三年十二月東京及横濱に電話交換業務開始に當りガウエル、ベル電話機を使用し、その後長距離電話の開通に伴ひ益々通話能率増進の必要に迫られ、明治三十年より現在使用してゐるデルビル電話機及ソリッドバック電話機を用ひるに至つた。次に電話交換機は當初より加入者宅内に電池を裝置し加入者自身呼出の信號を爲す磁石式交換機が用ひら

れ、今日尙この方式は地方小都市に存在してゐる。これに對し電源を交換局に置き加入者の爲便利な共電式交換機は明治三十六年京都局に於て始めて實施せられ、總て全國の主な都市の電話交換機は共電式化せられんとしたが、技術の進歩は更に交換上人の操作を要しない自動式交換機を出現し、我國に於ては偶々大正十二年の關東大震災により壊滅した電話局の復興を機として大正十五年始めて東京横濱に自動式交換機を採用し、現在に於ては六大都市及其の近郊地は勿論全國の重要都市に之を採用し、昭和十四年度末現在に於て局數百局、加入數三十八萬餘に及んでゐる。尙別に自動交換方式の中特異性のあるのは小自動交換装置で、昭和八年度から實施を見るに至り昭和十四年度末現在では三十局に過ぎないが、全然交換人員を要しないこと、及少數加入者の場合でも經濟的運営が出来るので地方小都市の電話交換方式として活用されてゐる。尙現在使用の機械名及其の效用を示せば次の如くである。(電話機械統計三三五、四八七、五〇二頁参照)

(一) 電話機

機 械 名	實 用 開 始 時 期	構 造
磁石式壁掛電話機	明治三〇年	磁石式加入者用で木箱中には磁石發電機、磁石電鈴、誘導線輪其の他の附屬品を納む。送話機はデルビル型とす。
磁石式乙號卓上電話機	明治三〇年	送話機を使用しない卓上電話機で木箱中は壁掛と同様、又送話機はデルビル型とす。
磁石式甲號卓上電話機	明治三〇年	送話機を使用する卓上電話機で金屬製の本體內及底部には附屬品を納む、送受器はデルビル型とす。
共電式壁掛電話機	明治三六年	共電式加入者用で木箱中には磁石電鈴、誘導線輪、蓄電器其の他の附屬品を納む。送話機はソリッドバック型とす。
共電式卓上電話機	大正一四年	スタンダード型で絶縁型としたもの、木箱の附屬電鈴には磁石電鈴、誘導線輪、蓄電器等を納む。送話機はソリッドバック型とす。
自動式壁掛電話機	大正一五年	自動式加入者用で木箱中には磁石電鈴、誘導線輪、蓄電器其の他の附屬品を納む。又ダイヤルの裝置があり送話機はソリッドバック型とす。

次に之等交換機による交換諸方式につき述べることにする。

(一) 市内交換

市内電話交換は使用せられる交換機に依り左の通り分けられる。

區別	摘要
手動式	<p>(1) 加入者回線を接続又は切斷する場合總て電話事務員によつて取扱はれるものである。此の方式は加入者回線に應じ更に次の如く分類する。</p> <p>① 単式交換機 交換機が一人によつて取扱はれる回線数は一〇〇回線を限度とする。</p> <p>② 複式交換機 交換機が複數の座席を有し、一人が複數の回線に同時に接続し得るものである。此の方式は加入者回線に應じ更に次の如く分類する。</p> <p>① 複式交換機 交換機が複數の座席を有し、一人が複數の回線に同時に接続し得るものである。此の方式は加入者回線に應じ更に次の如く分類する。</p> <p>② 複式交換機 交換機が複數の座席を有し、一人が複數の回線に同時に接続し得るものである。此の方式は加入者回線に應じ更に次の如く分類する。</p>
自動式	<p>(1) 加入者自身に於て電話機に設備せられた「ダイヤル」に依り局内自動交換機を操作し、現在加入者を呼出す方式で自動交換機は交換方式上の原理に依り種々分類し得られる。</p> <p>(2) 加入者自身に於て電話機に設備せられた「ダイヤル」に依り局内自動交換機を操作し、現在加入者を呼出す方式で自動交換機は交換方式上の原理に依り種々分類し得られる。</p> <p>Strowger 式 Siemens & Halske 式</p>

(二) 市外交換

市外電話交換取扱は市外線を通じて對手局を呼出す方法により左記の通り分けられる。

區別	摘要
信 號 式	<p>一般の市外線に用ひられ、信號電流を送つて對手局の表示器を働かし又はランプを點火せしめ對手局取扱者を呼出し打合せをなす方式を云ふ。</p>
電 信 々 號 式	<p>市外電話回線に重疊して電信回線を作成し電信により打合せをなす方式を云ふ。従つて加入者の通話中に於ても打合せが出来るから信號方式に比し一割程度の疏通能力を増加し、長距離回線に採用して經濟上有利である。</p>
指 定 線 式	<p>兩地間に相當多數回線ある場合之を發信用、著信用、中繼用に分類して使用し、別に指定線の速達をも期し得るものである。</p>
「トールダイヤル」方式	<p>著信局が自動式局(又は共電式局)コールインデケータの設備を要す(の場合回線を發著に分類し「ダイヤル」により直接加入者を呼出す方式を云ふ。本方式は自動局に於ては著信市外局が不用になり、従つて之に對する配置人員を節約し得ると且局舎も相當餘裕を生ずるの利益がある。</p> <p>尚「ダイヤル」は重信の組成しない實回線により直流「インパルス」を使用するのが技術上經濟上とするが、距離の長い區間に於いては交流「インパルス」を使用するのが技術上經濟上(重信を組成してある實回線も使用し得)有利である。</p>

次に公衆に與へる「サービス」即ち待合時間の有無によつて左の通り分類せられる。

區別	摘要
待時式市外通話法	<p>一般市外通話に採用してゐるもので市外接續臺と別に記録臺を設け、此の臺で通話申込を受けて後一旦受話機を掛けて待たせ置き、接続順位が來たとき市外接續臺に於て改めて加入者呼出し接続する方法を云ふ。従つて通話申込より實際通話し得る迄には相當の待合時を生ずるものである。</p>

區別	摘要
即時式市外通話法	大都市と其の近接地の如く互地間の通話需要が甚大で、且高速度機器の普及に伴ひ電話通話の「スピードアップ」を必要とする都市間に於て自動式局及共電式局に採用するものであつて、記録臺を設けず市外接續臺（即時式發信臺又は市内臺）にて交換證を作成し直ちに對手加入者を呼出し接續する方法を云ふ。從來の例によると之が施設によつて通話著しく増加し、市外回線は約二倍乃至三倍を必要とするやうになる。線路の「ケーブル」化しない區間では施設困難である。自動局加入者自ら「ダイヤル」し、直接對手局加入者を呼出す方法で通話數は自動的に登算されるものである。
準即時市外通話法	即時市外通話法と殆んど同様であるが市外回線を潤澤に設備し得ない區間に採用するのであつて、一日中の繁忙時間には待時式取扱となることもある。

五、電話従事員

電話加入數及市外電話回線數又は利用通話數の増加に伴ひ、之が運用の衝に當る電話従事員も亦逐年増加しつゝあるが、その増加率は電話技術の發達に因り、全然交換取扱者を必要としない自動交換機或は能率の高い交換方式の採用等に因り必ずしも前者の増加率とは併行せず、相當低位にあるのである。即ち昭和五年度末の従事員數三萬九千四百七十一名が昭和十四年度末に於ては五萬九千八百九十六名に達し十箇年間に五割二分の増加を示して居るが、之に對し加入數に於ては四割五分、市外回線數に於ては八割七分、通話數に至つては市内通話は八割一分、市外通話は十四割六分の増加となつてゐる。而して昭和十三年度に於て普通三等局の定員が著しく増加して居るが、別掲電話従事員累年統計四〇八頁参照）之は實質的な増加ではない其の理由は昭和十二年度に於ける三等局制度改正に伴ひ、集配局は從來の渡切費に依る事務費を改め定員化したのであるが、電話交換要員に付ては普通三等局の雇員職制が通信事務員の一職に止る關係上令達定員を

換算増加し使役する方法を採つて居たものであり、これは運用上不便の點多々あるに鑑み、集配普通三等局に電話事務員なる職制を制定し上記の換算増加を廢し、昭和十三年十一月一日より實施した結果に因るものである。（電話従事員統計三四八、四〇八頁参照）

六、電話制度

1、法令關係

本邦に電話機の輸入せられたのは明治十年十一月であるが、電話に關する最初の法令は明治十八年に改正された電信條例で、之より電話事業を國家が專掌することを明かにしたのである。然し乍ら電信條例は元來電信に關する事項を規定對象としたものであるから、明治二十三年に電話事業を創始されて以來電話の基本法として見るには少からず不充分の點があり、又電信としても其の後に於ける發達狀況より見て内容整備の要に迫られるに至つたので、明治三十三年三月新に電信法を制定して電信及電話を一態様としたのである。而してこの電信法は事業運用の實際と社會の實情とに適應せしめる爲、大正五年に内容の一部に改正を施したのみで今日に及んで居るのである。

電話の利用に付ての實際の取扱に關する規定は右の基本法に根據を置いて省令以下の形式を以て制定されるのが例であるが、その最初のもは明治二十一年十二月に制定された電話通信手續であつて、之により東京電信局熱海電信局間に電話通話を開始したのである。一般公衆通信の用に供する爲のものとしては明治二十二年一月に定められた電話取扱心得が最初のもので、東京熱海間の公衆通話を取扱つたのである。次いで電話交換即ち加入電話に關するものとしては明治二十三年四月電話交換規則が制定せられ、東京及横濱兩市に電話交換業務を開始するに至つたのであるが、同規則は單に加入關係に付て規定するのみならず、通話に

關する事項をも併せ規定し、電話利用に關する一切の事項を包含して居たのである。此の規則は明治三十九年に廢止されて其の代りに電話規則が制定されたのであつて、其後電話規則は大正八年及昭和十二年の兩度に亘る大改正の外、社會の進運に應じ屢々部分的の改正を行つて現在に及んでゐるのであるが、その規定内容は電話利用に付ての社會の要望が昂まり又電話技術の進歩に伴ひ逐次變更され、昭和十二年の大改正に際しては電話規則は電話利用の一般的形態である電話加入關係に付てのみ規定することとし、特殊の利用形態及電話通話に關する規定は別體系によることとなつて今日に及んでゐる。

今電話規則の規定する加入電話制度の主な内容に付て略述すれば次の通りである。

一、加入種別

現在は單獨加入と共同加入の二種類のみであつて連接加入の制度は昭和十二年の大改正によつて廢止された。

二、加入區域

普通加入區域及特別加入區域に分けられるが區域外と雖も特に加入を認められる場合がある。この區域外加入制度は明治三十年から官廳又は公署に限つて認められて居たが、一般的には大正八年に初めて認められたものである。

三、加入申込及受理方法

(1) 普通加入申込受理

普通加入申込に付ては受付期間の定めがあり、受付期間中の加入申込が受理豫定数以上になつたときには抽籤によつて受理を決定し、受理されたものは必ず設備費を納めることになつて居る。電話事業創始以來昭和十二年十二月迄は何時でも加入申込を受け、その受付順番に従つて無料で架設する所謂順番開通制度が加入申込に關しての大原則であつたのである。

然し乍ら實際には此の方法のみでは加入申込の希望を満足することが出来ないで、色々な開通制度が實行されて居たのである。即ち明治二十三年交換業務を開始して後數年を経過した頃より電話加入の申込数は常に電話架設の豫定数を超過する現状となつたので此の供給不足の状態を緩和する爲に明治三十五年七月には特設加入電話規則（明治三十八年五月特設電話規則と改稱）を制定して地方の小都市及農山漁村の電話普及を企圖し（該規則は昭和七年に之を廢止して電話規則に統合した）明治四十年には電話規則を改正して加入申込者が電話開通に要する物件を寄附するときは順番によらず開通する寄附開通制度を設け、又明治四十二年五月には六大都市の加入申込者中政府の定める一定の至急開通料を納付するものには、申込の受付順番によらず必ず受付けた年度内に開通する制度として電話至急開通規則を制定實施した。然しそれでも尙電話供給不足状態を緩和するに至らなかつたので大正八年には電話規則による電話の加入申込は原則として之を受付けないことにすると共に、電話至急開通規則を改正して加入申込者以外の者も至急開通の申請をなし得ることとし、更に大正十四年には受付期間を設けること、抽籤により受理を決定すること、設備費を納付すること等を骨子とする電話特別開通制度を全国的に實施し此の制度は昭和十二年迄存続したのである。

現行電話規則の加入申込及受理方法は電話特別開通制度の方針を踏襲して形式上のみ存在し、實際上は大正八年以降に於て全然行はれなかつた隨時申込無料架設制度を廢止したものである。

(2) 公益受理

公益受理制度は官廳、公署又は公益事業の用に供するものは受付期間に不拘加入申込を受理して架設するものであつて、明治三十一年に加入申込順番に拘らず優先的に架設する制度を設けたのが本制度の始まりである。

(3) 臨時電話

臨時電話の申込み又何時でも受付けるし又設備費納付を要しないのであるが、これは冠婚葬祭、競技會、各種會議等の場合臨時的に短期間利用を希望するもの、爲に、昭和十一年七月に臨時加入電話規則を制定實施したのに始まるのである。

(4) 特別受理

電話規則上は加入電話の申込方法は右の三種に限られて居るのであるが、昭和十二年今次支那事變が勃發し、その進展に伴つて物資の使用制限が強化され電話擴張用資材が不充分となつて來たので、戦時下の國家的要請に應じて、昭和十三年度以降は新規の加入者増設は時局上緊要と認められる事業の用に供せられるものに限ることとし、各別の省令を制定實施せられたのである。

四、電話設備及特殊装置

加入電話設備維持は政府に於て行ふを原則とし、特殊の場合にのみ加入者が負擔することになつてゐる。政府が設備維持を行ふことは事業創始以降一貫した原則であるが、開通制度に付て前述した通り特設電話制度、寄附開通制度等、加入者をして設備を行はしめることを原則として認めた制度も過去に於ては一時的には存在して居たのである。

特殊装置と云ふのは増設機械、接續電話、發着信専用、卓上電話機及特別市外通話装置の如きものであつて、明治三十年乃至大正八年の間に於て社會的要望と技術の發達とに伴ひ順次之等を認め、其の後も利用状況に應じて適宜の改正を行つて居るのである。

五、電話加入の譲渡及電話機設置場所の制限

電話の加入の譲渡は遞信局長が公益上支障ありと認めた時は之を承認せず、又電話機の設置場所は原則として加入者の居所住所又は業務に使用する場所に限ることとなつて居る。事業創始以來昭和十四年一月九日迄は、大體に於て加入者が自由に譲渡をなし又設置場所を定め得る

ことになつて居たのであるが、これが爲に電話供給不足の状態と相俟つて電話加入に交換價值を生じ、電話は賣買、貸借又は金融擔保の目的物として取扱はれるに至つて居たのである。然るに支那事變勃發以來電話需給の不均衡は一層甚だしくなつて來たので、この需給不足の間隙に乗じて不正取引行爲が増加する傾向を示し、電話を射利目的に供する思想が一般に瀰漫して電話の公正な普及を齎し、事業の健全な發達を阻害する恐れがあるに至つたので、事業の公益性を擁護して電話利用形態の正常化を圖り電話取引を公正ならしめると共に、戦時下低物價政策に順應して電話市價を適正ならしめる指導精神の下に電話統制を行ふ必要ありと認め、昭和十三年十二月前述した通り加入譲渡及電話機設置場所に付て制限する爲、電話規則中一部の改正を行ひ昭和十四年一月十日より之を實施したのである。

次に電話通話に關する規定は前述の通り事業開始當初は電話規則中に包含せられて居たのであるが、大正三年之より分離獨立して新に電話通話規則が制定實施され今日に及んで居る。勿論制定以後に於て必要に應じて部分の改正を行ひ、電話通信に對する社會の要望を充たして來たのであつて、その主な規定事項は

一、通話種別

普通通話、至急通話、夜間普通通話、夜間至急通話定時通話の五種である。夜間通話とは通話料三十錢以上の區間で午後八時から翌日の午前七時迄の間に取扱ふ通話であつて、通話利用の最も閑散な時に於ける一般公衆の利用を促進し、電話設備の活用を圖る趣旨に於て通話料は三割程度低減されて居る。定時通話は特に定時通話區域と定められた區間で、通話請求者の指定した時間に通話をなさしめる制度であつて、大正三年に始めて設けられたものである。

二、通話時

一通話時とは三分間のことである。而して通話は原則として三通話時迄しか繼續出來ない。大正十三年四月の改正迄は一通話時は五分間であつたが、技術の進歩により電話設備の利用効率が高くなつたの

で三分間に改めたのである。

三、通話區域

市内と市外に分れ通話取扱局別に定めることになつて居る。市外通話區域に普通及特別の二種があるが、特別市外通話區域といふのは明治三十二年に東京大阪間の通話を開始するに當り設けられた長距離市外通話制度が始めてであつて、市外回線又は局内設備等の關係で通話損失の多い區間を指定するものである。昭和十三年一月からは現在の名稱に変更すると共に、磁石式局が一方の相手方となる場合に限られることゝなつた。

尙公衆電話からの市外通話は普通通話料五十錢以下の區間に限られて居る。

四、呼出通話

通話の相手方が加入者でない場合に先方の局へ相手方を呼出して通話する制度であつて、明治三十三年八月に始めて設けられたものである。

通話制度は右の電話通話規則による外に特殊の通話制度に關して各別に規定がある。即ち内地と朝鮮、臺灣又は樺太等の外地との間の通話に付ては外地電話通話規則、新聞紙掲載事項の通信に關しては豫約新聞電話規則、取引所相場通信に關しては豫約取引所電話規則が存するのである。

一、外地電話通話（外地電話通話規則）

外地電話通話制度は昭和九年六月制定されたものであるが、之は昭和八年一月に内鮮間に電話連絡を實施するに當り、内鮮電話通話規則を制定したのを、昭和九年六月に内臺間にも電話連絡の途が拓かれるに及んで内外地間の電話通話關係は一體系とするのが便宜であつたので統合規定したものであり、その後昭和九年十二月に内樺間電話連絡實施に伴ひ一部改正したのである。其の規定内容は殆んど内地の電話通話制度と異なるところはない。

二、豫約新聞通話（豫約新聞電話規則）

豫約新聞通話制度は明治四十年八月に創設されたものであつて、新聞社又は新聞通信社相互間に於て新聞紙掲載事項を通信する爲、自己の加入電話によつて一年間を通じ毎日一定の時間に通話するものを謂ひ、一般市外通話の請求と異なり右に該當する資格者が豫め豫約通話の申請書を提出し逓信大臣の認可を受けなくてはならぬものであり、取扱の方法も特殊の制度であるが爲に一般通話とは種々異なるところがあるのである。

三、豫約取引所通話（豫約取引所通話規則）

豫約取引所通話制度は取引所又は其の指定する者相互間に於て、相手取引所市場に公示する取引所相場を通信する目的を以て、自己の加入電話によつて一箇年を通じ毎日一定の時間通話するものであり、その取扱は略々豫約新聞通話と同様である。本制度は大正三年十月に始めて設けられたのである。

電話の一般的利用形態に關する諸制度は上述の通りであるが此の外に尙次の通りの特殊の利用形態に屬する制度がある。内容を略述すれば

一、鑛業特設電話（鑛業特設電話規則）

同一人又は同一組合の經營に係る鑛業及其の直接附帯事業の用に供する爲、鑛業者の申請によつて政府の施設する電話を鑛業特設電話と謂ふのであるが、この電話の設備維持は凡て専用者の負擔とせられて居るから實質上は私設電話と殆んど異なることなく、明治三十八年に設けられたのである。尙詳細は別掲官廳用私設電話の中鑛業特設電話（一五七頁）を参照されたい。

二、市内専用電話（市内専用電話規則）

同一の電話加入區域内に於て同一人（原則として）の専用に供する爲政府の施設する電話を謂ふのである。勿論これは専用を希望する者からの申請を俟つて逓信局長が許可を與へると同時にその設備をして